平成２１年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月８日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○開議宣告……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○町長行政報告……

○一般質問……

長　田　美喜彦　君……

横　嶋　隆　二　君……

竹　河　十九巳　君……

保　坂　好　明　君……

稲　葉　勝　男　君……

○散会宣告……

○署名議員……

平成２１年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２１年９月８日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	教　育　長	渡　邊　　浩　君
総　務　課　長	鈴　木　博　志　君	企画調整課長	藤　原　富　雄　君
建　設　課　長	小　坂　孝　味　君	産業観光課長	山　田　昌　平　君
町　民　課　長	奥　村　　豊　君	健康福祉課長	松　本　恒　明　君

教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前９時３０分

◎開会宣告

○議長（漆田　修君）　それでは、定刻となりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成21年９月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田　修君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１番議員　　竹　河　十九巳　君

２番議員　　谷　　正　君

◎会期の決定

○議長（漆田　修君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

会期は、議事日程のとおり、本日から９月24日までの17日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は９月８日から９月24日までの17日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田　修君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成21年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（漆田　修君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より９月定例会、よろしくお願いいたします。

平成21年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、次の６項目について行政報告を申し上げます。

１、市町村合併について。

下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の南伊豆地区１市３町では、急激な少子高齢化の進行や各市町の財政運営の見通しが今後さらに厳しい状態が予想されるため、多様化する住民サービスへの対応と、より一層足腰の強い自治体を目指すため、昨年６月に各市町議会の議決や住民投票の結果を受け、南伊豆地区１市３町合併協議会が設置されました。合併協議では、何としてもこの枠組みの合併を成就したいという思いで、合併協定項目について慎重審

議進めてまいりました。

しかしながら、６月19日の当町及び松崎町議会において、廃置分合の議案が否決されたことにより、１市３町の合併は白紙となりました。

町当局としましては、議会や町民の皆様に対し、理解を求めながら進めてまいりましたが、このような結果となり大変残念な思いであり、それぞれの関係市町に対して、もまことに申しわけなく思っております。

１市３町の合併はこのような結果になったわけですが、隣接した市町ですので、既に取り組んでいる一部事務組合等の事務事業についてさらに連携を深め、協力し合っていかなければならないと思います。

今後も皆様のご支援、ご協力をいただきながら、単独のまちづくりをしっかりと進めてまいる所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

２、第15回南伊豆の海清掃09について。

本町では全国に先駆け、平成６年から全国各地のダイバーや地元の各種団体の参加を得て実施し、平成18年度からは町の委託によりＮＰＯ法人、伊豆農林水産活性化支援センターの主催で開催しております。本年は下流地区で、海中と海岸の両面でクリーン作戦を展開しました。また前回に引き続き、ふだん人の入ることができない場所での活動が容易となるシーカヤックによる海岸清掃作業も行いました。

各協力団体やダイバー、シーカヤッカー、小中学生など多くの参加者を得て、好天の中、第15回南伊豆の海清掃09を実施いたしましたので、ここに概要をご報告いたします。

①主催、ＮＰＯ法人伊豆農林水産活性化支援センター。

②後援、静岡県。

③協力、南伊豆町観光協会、南伊豆町商工会、伊豆漁業協同組合、南伊豆町教育委員会、下流区。

④実施日、平成21年６月７日、日曜日。

⑤場所、南伊豆町下流（漁港沖合、沿岸、海岸）

⑥参加人員、合計272名。内訳、ボランティア（一般プラス小中高生）で104名、シーカヤック22名、ダイバー84名、その他関係者62名。

⑦ごみ収集量、合計701.2キログラム、可燃ごみ266.65キログラム、金属201.2キログラム、鉛0.35キログラム、ペットボトル16.05キログラム、木片134.2キログラム、その他（瓶、缶など）82.55キログラム。

以上となっております。

３、夏の観光客入り込み状況について申し上げます。

本年の７月から８月における観光客、海水浴客等の入り込み状況及び対前年比について、次のような結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

夏の観光客入り込み状況及びイベント参加者対前年比。

弓ケ浜海水浴場から以下ごらんのとおりとなっております。この中で観光施設の下賀茂熱帯植物園が123.22％、対前年であります。それから、伊豆下田カントリークラブが同じく対前年で105.20％と増となっております。それから、各種イベントの中で弓ケ浜の花火大会が対前年が112％となっております。

以上であります。ごらんになっていただきたいと思います。

ことしの梅雨明けは８月３日で昨年より22日遅くなりました。７月17日には集中豪雨で時間雨量73.5ミリを記録し、町内にも災害が発生しました。梅雨明け後も台風８号、９号などによる天候不順や、８月11日の駿河湾沖地震などの影響により、海水浴客数、宿泊客数、観光施設ともに昨年より減少しました。

ことしの観光客の入り込み状況を全体的に見ますと、対前年比90.14％、２万9,385人の減となりました。ことしは天候不順、高速道路割引サービスや景気の低迷と悪条件が重なり打撃を受けました。伊豆急下田駅での電車降車客も７月が8.1％の減、８月は5.7％の減となっており、電車利用の観光客も減少しています。

分野別に見ますと、子浦海水浴場の海水浴客は、対前年比89.76％、721人の減となり、弓ケ浜海水浴場の海水浴客も対前年比82％、１万6,254人の減となりました。また、昨年から人気スポットとなりました中木海岸も86.62％、3,081人の減でありました。民宿、旅館等の宿泊客数は、旅館等が対前年比90.91％、3,721人の減、民宿が対前年比81.14％、7,346人の減で、全体では昨年と比べ86.15％の減となりました。

また、観光施設につきましても、対前年比87.96％、3,851人の減となりましたが、ことし完成しました妻良海上アスレチックは5,410人の観光客でにぎわい、好天に恵まれた弓ケ浜花火大会は対前年比112％で3,000人の増となりました。

４、町営温泉（銀の湯、みなと湯）の４月から８月までの利用状況について申し上げます。

町営温泉（銀の湯、みなと湯）につきましては、町民の皆様はもとより、町外の観光客の皆様にも愛される温泉会館を目指し、日夜サービスの向上に努めているところであります。毎年実施しています子供の日、母の日、父の日の各記念日の無料入浴サービス及び粗品のプ

レゼントは、利用者の皆さんに大変好評をいただいており、今後ともお客様のニーズに合った企画を立案し、サービスにつなげていきたいと考えております。

本年度も繁忙期における銀の湯への応援と職員研修に基づく、心構え、おもてなし等を研さんするため、学校給食調理員と用務員を夏季休業中に臨時応援体制を組み、より一層のサービス向上を目指したところであります。

入館者の入り込み状況につきましては、銀の湯会館は、４月、６月、８月と前年を下回り、前年比94％でしたが、５月、７月は前年比107％で増加となりました。みなと湯は、４月から８月すべての月で増加し、トータル10％の増となりました。

利用状況は次のとおりであります。

町営温泉利用状況表。銀の湯、みなと湯についてそれぞれ記載してありますとおりであります。また、各記念日の利用状況、そしてこれにつきましては銀の湯、みなと湯それぞれ記載のとおりであります。ごらんいただきたいと思います。

５、湯の花観光交流館が道の駅に指定。

湯の花観光交流館完成時から待ち望まれておりました当施設の道の駅の指定が決定いたしました。道の駅の名称は、「下賀茂温泉湯の花」で、供用式を10月１日にとり行う運びとなりました。

当日は、国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所の外郭団体の道路保全維持センター中部支部から、道の駅登録証の交付及び駅長の帽子の授与などを予定をしております。

道の駅として登録されますと、次のようなメリットがあります。

１つとして、市販の地図やカーナビゲーションに明記され、各種経済への波及効果が期待される。

２つ目として、国土交通省のホームページに掲載され、南伊豆町のＰＲが全国的に可能となること。

３つ目として、ドライバーと地元の触れ合いの場として、個性を広げ、より魅力的なまちづくりにつながる。

４つ目が、道の駅は、一定水準以上のサービスが提供できる施設のみに指定された施設であり、その施設に対する一定の評価を与えられたことになるなどが上げられます。

当交流館は、毎年40万人の観光交流人口のあるみなみの桜と菜の花まつりの主要会場とし、またオープン以来利用客が増加しております。農林水産物直売所湯の花、観光案内所、展示館など、どの施設も好評を得ているところであります。

道の駅の指定により、町の核となっております当交流館が、町民から観光客を含めたすべての方々の交流拠点として、さらなる発展を期待するものであります。

６、主要建設事業等の発注状況について。

平成21年度第２四半期（７月から９月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

下賀茂足湯源泉改修工事201万5,716円、三和ボーリング工業有限会社。緊急雇用創出事業業務委託（町道・遊歩道等草刈り）568万500円、伊豆森林組合。焼却施設定期補修工事4,095万円、株式会社タクマ。九条橋橋梁塗替工事609万円、不二山塗装。平成21年度南伊豆町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事8,169万円、長田建設工業株式会社。平成21年度清掃センター屋上防水補修工事1,034万2,500円、有限会社平井工務店。南伊豆町武道館空調設備設置工事2,698万5,000円、有限会社渡辺電気商会。平成21年度町立南伊豆中学校屋内運動場屋根塗装工事336万円、不二山塗装。南崎保育所施設改修工事3,675万円、長田建設工業株式会社。平成21年度下賀茂地区量水器一斉取替工事（その１）396万9,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。平成21年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事（第１工区）1,092万円、飯泉設備工業。平成21年度簡易水道等施設整備事業青野地区送配水管布設替工事（第２工区）1,906万8,000円、株式会社塩崎工業。平成21年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第１工区）3,759万円、恵比寿建設株式会社。平成21年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第２工区）4,221万円、五味建設株式会社。平成21年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第３工区）3,391万5,000円、池野ブルドーザー株式会社。平成21年度南伊豆町クリーンセンター好気槽散気管改修工事714万円、日本ヘルス工業株式会社静岡オフィス。

以上で、平成21年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田　修君）　これにて行政報を終わります。

◎一般質問

○議長（漆田　修君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（漆田　修君）　３番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　おはようございます。

通告書に従って、町長にお伺いをいたします。

この８月の30日選挙において、自民党が大敗をして民主党に政権をゆだねることになりました。この先どのように国政が変わっていくかを期待を持って見守っていきたいところだと思っております。

我が町議会は１市３町の合併に反対をし、町単独で余り変化のない町の運営を選びましたが、この衆議院議員選挙では、町民の多くの人たちが変化を求めて民主党に投票したことは事実であります。私が前に町長に質問をしたときに、町長は、この先町単独では困難があるとの答えをしております。これからは町単独で町を運営していかなければなりません。

そこで町長にお伺いをいたします。町長の任期の４年間の財政の見通しを聞かせてください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今後の財政見通しということでありますが、平成20年度の決算では経費節減の徹底、そしてまた人件費の削減等によりまして、義務的経費が削減されました。また景気低迷によりますところの税収等の減収にもかかわらず、単年度収支では7,365万6,000円となり、２年連続で財政調整基金の取り崩しのない決算となっております。また、地方債の発行を抑制することによりまして、地方債の発行額が元金の償還額を下回り、未償還残高は年々減少してきております。これは経常収支比率を初めとする各種財政指標にもあらわれてきておりまして、本町の財政状況は改善の方向に向かっているというふうなことが言えるのではないかと思っているところであります。

しかしながら、収入の約７割が当町の場合は依存財源であるという現状を考えますと、こういった外的要因に左右される不安定な状況に変わりはないわけでありまして、安定したいわゆる自主財源を確保するということが今後の重要な課題ではないかというふうに考えてお

ります。

したがいまして、本年度以降も義務的経費のさらなる削減に努め、そしてまた効率的かつ効果的な予算配分を継続して行い、身の丈に合った財政計画を作成することが求められるというふうに思います。さらに今後の財政需要に対応ができるよう基金の積み立て、そしてまた新たな財源の創出に取り組むとともに、町税等の徴収をさらに強化をして自主財源比率の向上に努めることで、将来を見通せるいわゆる安定した財政運営、財政プランの確立に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今私が町長に伺ったのは、任期中に共立湊病院が下田へ移るという点があります。その点でやっぱり町民が働く場所は大変に少なくなるんじゃないかと。そういう点においても、財政的には大変大きな損失ではないかと思います。町長、その点はどういうふうに考えておりますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、共立湊病院の移転ということを例えて今将来見通しというご質問ですけれども、これにつきましては、今議員もご承知のように、計画に沿って進めております。そういう中で、今この共立湊病院で働いておるいわゆる医療スタッフ等を含めて、相当数の方がここで仕事をしておられるわけですが、これが移転することによって、そういった人たちが町外へ出ていくということに原則としてはなるわけですけれども、でき得る限り住所はここへ残しておいていただくと。また関係の医療スタッフ等も今新しい指定管理者にそういった面での雇用という面でもお願いをしておりますし、町にできる限りそういったいわゆる病院の移転に伴う税収であるとか影響が少なく済むような形で、今後いろんな面で私としては働きかけていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　町では今、10年の総合計画を立てるということですが、やはり財源

の問題が一番大きなウエートを占めておるのではないかと私は思っておりますが、新聞に載っておりましたが、河津の町長は、河津町は10年は大丈夫だというふうに新聞に載っておりました。町長はこの点、南伊豆はどのように考えておりますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えいたします。

この財政見通しというのは非常に今難しい時期にあると思います。というのは、先ほど議員も申されたいわゆる国政が今大きく変わろうとしております。そういう中で、我々は今まで国の進めるいわゆる三位一体の改革等の中で、交付税であれ、あるいは補助金、それから税収等も見通しを立てながら財政計画を樹立して進めてきております。そういう中での今回のこういった国政の見通しあるいはその他政策的なこと等を考えますと、非常に難しいなという思いをしております。ただ、私としては、これは前から申し上げておりますけれども、今回のこの１市３町の合併が成就しなかったということですけれども、これは合併をしようとしまいと、私としては将来をしっかり見据え、財政計画は立てながら進めてきておりますので、これによる影響で町がということはできる限りないように、合併が実らなくても、達成できなくても将来見通しをということで進めてきております。

具体的な財政計画、見通し等については、その後まだ煮詰めておりません。現段階でもしということであれば総務課長のほうから説明をさせます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　財政見通し、財政計画でございますが、今町長お答えになったとおり、非常に難しい時期でございます。当町のように依存財源に頼っているという部分で、国の施策等であしたからもうすぽんと変わるというケースも考えられます。時期的に非常にその政権交代がなったとかという部分も非常に難しい部分があります。その１市３町の合併協議の中で当町の将来の見通しはと、今後10年間という部分は、その当時の条件で照らしてやった場合は、南伊豆町については10年後まだまだ大丈夫ですという結果は出てございます。これから当町におきましても、その総合計画、今後の10年間の計画は立てるわけですけれども、それについても今後の実施計画、実際的な、そういったものの事業計画等を踏まえまして、総合計画にあわせて、また財政見通し、財政計画は策定していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　町に働く場所がなくなるという点と、そして約５年後ぐらいにはもう町の全体の約半数が65歳になるというような、今結果が出ています。その点でやっぱりそういうことになると財政面で大きな問題が出てくるんではないかと思いますが、その点町長はどのようにお考えですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今のいわゆる高齢化が進む中でということですけれども、やはり我々がそれを一番心配しつつ合併も取り組んできた経緯があります。労働力人口が減ること、そして高齢化が進むということ、これは財源が減少する、いわゆる収入が減るだけでなくて、医療であるとか福祉の面でも今度は経費が増加する、ふえるだろうということはあるわけでして、我々としてはこういったことをよく念頭に置きながら今後も将来人口、将来見通し、高齢化あるいは労働力人口の減少、こういったことを今までもそうですし、これからもさらによく検討しながら、あらゆる行政の面で取り組んでいかなければならないと。

先ほど総務課長から申し上げましたとおり、22年度から新しいいわゆる町の10年の総合計画ができ上がります。この中にもそういったことも入れ込んで、しっかりと将来見通しを立てなければならないと、今そういう思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　いろんなことでやっぱりこれからは行政改革も進めていかなくてはいけないと思います。４月現在、町職員は137名とのことでありますが、現在の臨時職員の数は何名ぐらいおられますか。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　申しわけございません。ちょっとその数字は今手元に資料がないものですから、後ほどお答えさせていただきたいと。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私がちょっと言いたかったのは、現在137名の町の職員がおるということです。そしていろんなときに臨時職員を採用して対応をしているというようなことも聞いております。それはもうわかっておりますけれども、やっぱり行政改革を行うときにも職員だけで数が足らないということにおいて、今度はじゃ臨時職員で対応するというようなことになりますと、やはりそれでは少し行政の改革に逆行しているのではないかと思いますので、そういう点、町長どのように考えておりますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　職員の採用ということで、正規職員、臨時職員という今ご質問ですけれども、我々としてはできる限り職員の数を減らすということで取り組んで、集中改革プランに基づくいわゆる定員管理ということを今取り組んでおります。そういう中でやはり今我々が行政を行う、進める上でどれだけの職員が必要なのか、これをしっかりと検討しなければならない。今ご承知のように、地方分権等で国の事務が、あるいは県の事務がおりてきております。そういったことで、一部ではやはり事務量も増加してきておるということもありますし、そうはいっても、できる限り職員の数は抑えなければならないということですけれども、臨時職員というのはやはりそうはいっても、一時的にどうしても事務が間に合わなくなったりする場合があります。そういう場合にはやはり臨時で職員を募集をして、そしてこれに充てるということもこれは必要になってくるわけでして、これとてなるべくそういったことにならないよう、将来見通しを立てながら定員の中でできる限りおさめていきたいという基本的考えはあるわけですけれども、状況に応じてそういうこともあり得るかなという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　これからは、やはりいろんな点で町民に苦しい思いをさせることがあると思います。やっぱり職員も町民のために十二分に働いてもらって、町民の立場に立った行政を行ってもらいたいと思います。

それと、今のこの一連の町長の考えを町民に説明をしていくつもりはありますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

町民への説明ということですが、これは実は今、先ほど申し上げた総合計画の策定に取りかかっております。こういったこともありまして、できれば来月10月に入りまして、いわゆる地区の町政懇談会、これを今計画をしております。そういったことで、この総合計画への皆さんのご意見であるとか、あるいは今抱えている町政の課題についての報告やらご意見を伺いながら、町懇談会をしてご説明していきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　今町長がそのようにおっしゃったんですけれども、それはぜひとも町民に話をしてください。

それと、今後町民にわかるような納得のいくような説明をしていただいて、これからも南伊豆町、よい方向に町長が導いていくことをお願いをいたします。

次に、観光についてということでお伺いをいたします。

みなみの桜の期間が暖冬のため早く終わり、夏は天候の不順、先ほども町長の説明でありましたが、地震があり、また客の数も大きく減少していることと思います。全体ではどのような入り込みになっているか、もしわかりましたらお知らせください。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　本年の客の入り込み状況をご報告いたします。

これは先ほど町長の行政報告のものは７月、８月でございましたけれども、本年の１月から８月という形での数値でございます。これも主要観光施設が11万4,611人で対前年比92.70％の減でございます。町営温泉銀の湯会館港湯が７万6,764人で対前年比98.32％でございます。みなみの桜と菜の花祭りが34万1,000人で対前年比82.17％の減と。弓ケ浜、下田の海水浴場が８万366人で対前年比82.56％減という数値となっております。

先ほどの町長の行政報告の観光客の入り込み状況でのご報告にもございましたけれども、ことしは７月17日の集中豪雨、梅雨明けのおくれ、それから８月に入りましてからの台風ですとか地震、また景気の低迷、それからＥＴＣなどの悪条件が重なりまして、１月から８月の観光客の入り込み状況につきましては対前年比88.53％、10万3,226人の減でございました。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　減っているというのは大体もう予想がついておりますけれども、やはり土日の高速道路のＥＴＣによる中で、また海ほたるの交通料の値下げとか、やっぱり千葉県のほうは大分観光客がにぎわっていると。マザー牧場にしても鴨川のシーワールド、大変向こうのほうはパーセンテージが上がっているということを新聞等で読んでおります。町でもプレミアム券の発行ほか観光振興のためのいろいろな支援策を行っているのは承知しておりますが、観光立町ということで、さらなる支援策は考えておるのでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　支援策の考えはということでございますけれども、本町の観光を取り巻きます状況を見てみますと、観光客の入り込み状況を見ましてもわかるとおり、長引く景気の低迷、夏の天候不順等も先ほども申し上げましたけれども、地震、ＥＴＣ等々の影響により大変厳しいものとなっております。

この打開策でございますけれども、まずこの８月に緊急伊豆観光キャンペーンということで、首都圏を中心に旅館のおかみさん等々と一緒にタイアップしまして街頭のＰＲ、それから観光パンフレットの配布、それからポスター展示、それからエージェント訪問も行ってまいりました。そのほかにも誘客に結びつける施策としまして、旅館・民宿組合連合会で行っております伊勢えびまつり期間中のイセエビ１本お土産サービス、これも昨年10月にしたんですけれども、ことし復活させまして誘客に努めようと。

それから、民宿組合連合会加盟の民宿で温泉のない施設があるわけでございますけれども、そこに500円で町営温泉の銀の湯会館に入浴できるよというサービスも実施いたします。

それから、５月６日から７月11日、これは経済対策でご議決していただきまして、町内宿泊者対象にプラチナ利用券制度というのを設けておるんですけれども、これも７月11日に切れたんですけれども、これをまた延長して誘客に努めると。

それから、また企画といたしまして、これは旅館組合のおかみさんの会、それから旅館組合、それから観光協会、それから南史会のメンバーで温泉湯まつり実行委員会というのを立ち上げまして、そうしまして、下賀茂、青野川両岸で福地蔵１１めぐりという企画を新たに新設しました。そうしまして、これが今ＪＲで３年間の戦略事業という形で３年間500万ずつで今その事業で取り組んでおるわけですけれども、３年目で、その中でＪＲの「旅市」という雑誌があるんですけれども、それらにこの企画が載せられますように、今企画しまして進めておるところでございます。

そのほかにも従来から実施しておりますが富士山静岡空港の開港に伴います、90万円の予算つけていただきましたインバウンド事業、それから伊豆急、東海バス、それから１市５町で行っております共同宣伝、それから伊豆急ケーブルネットワークの放送事業、またこれも関東方面のテレビ放映で千葉テレビ、テレビ埼玉、首都圏のテレビに伊豆のＰＲをしまして、そして誘客を図ろうという事業、それから、先ほども申し上げましたけれども、伊豆観光推進協議会７市６町のメンバーでキャンペーンを強力に展開していくという形です。

それからまた、経済対策としましては、ことし１月９日の議会で中小企業者への短期小口の利子補給を0.1％と上げてもらったわけですけれども、それの展開、継続して進めさせていただいております。大変厳しい状況なものですから、おのおのの観光関係ですとか、国ですとか県ですとか連携しながら展開していきたいなというふうに思ってございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　いろんな施策をもって誘致に当たってもらいたいと思うんですが、現在観光交流館が下賀茂にできまして、案内所を新しくこちらのほうへ移動されるんです。それに伴ってどれぐらいの観光交流館に利用客があったか、もしわかりましたら教えてください。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これはちょっとデータ的に先般の議会のときにも報告申し上げたんでございますけれども、これ20年度と21年度のみなみの桜と菜の花まつり期間中、２月５日から３月10日までのデータでございますけれども、観光案内所ですと20年度がその間で166名、それから21年度は１万720人と大幅に伸びております。観光案内所だけでよろしいでしょうか。

じゃ、以上でございます。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　というのは、いろんな要するに海岸線のほうの宿泊所関係の人たちが案内所が青市にあったときよりは、フリーの客は大分減っているよという声が聞こえます。それは全体のお客さんが減っているから減っているのではないかなと思いますけれども、やはり青市に観光案内所があったときと比べると、やっぱり海岸線の人たちの宿泊所のフリー

客が大分前と違っているよという点をご指摘を受けました。それはそれでまた考えてもらわなくてはいけないと思うんですけれども。

それで、一応先ほども町長のほうからも報告がありましたように、交流館からこのほど国土交通省、道の駅に登録をされました。これはすばらしいことだと思います。それに伴ってさらなる誘客ができればと思っておりますけれども、南伊豆町には私から言わせると、目玉というような目玉が、観光施設の目玉ですけれども、今ないのではないかと。石廊崎という目玉がありましたが、現在は本当の目玉なのかなと。この点、今係争中ということで余り触れるなというような話がありましたけれども、町長この点どのように考えておりますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我が伊豆半島の最南端の南伊豆町としては、富士箱根伊豆国立公園に入っておりまして、そういった面では非常に恵まれた資源、景観ということに恵まれているわけですけれども、これらを生かしたまちづくりということで今取り組んでおるわけでして、さりとてなかなか伊豆半島どこもそういった市町が、温泉あり、景観あり、食ありということですから、この最南端までお客さんに来てもらうということはいかに大変かと。また交通のアクセスからいっても言えると思います。ですから、我々はやはり特色のある観光地づくりをこれから、今までも考えてきましたけれども、なお一層取り組んでいかなければならないという思いがしております。

そういったことも含めて、今度の総合計画の中でいわゆる町の将来像をしっかりと見据えなければなりませんし、観光の面でもそういった拠点づくりをさらに今ある弓ケ浜あるいは石廊崎、波勝崎、こういったいわゆるそれぞれのポイント、拠点があるわけですから、これらを生かせるようなまちづくりを取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　交通のアクセスという点では、本当にもう不便なところです。この間三島ですか、東駿河湾の環状道路が三島の国１までつながったという。それが全線開通してくれれば、やっぱりすばらしいものになるんじゃないかと思います。そういうアクセスという点で、皆さんがこれは陳情し、早くでき上がることをお願いしていく。そうすれば、ま

た昔と違った現在の観光、昔と今と比べると大分ニーズが違ってきていると思うんです。これからはみんなでやっぱり観光をもう一度復活させるように、町を挙げて頑張って勉強していきたいと私も思っておりますので、今後よろしく観光のほうも力を入れてください。よろしくお願いします。

次に、共立湊病院の問題でございます。

やはり町民の一番の関心は、病院がどうなるかということであります。どこへ行っても病院、病院というような大きな声が上がっております。大丈夫かなというような声が本当にあちこちから上がっているわけです。この間、８月17日の病院議会で聖勝会ということで決定をし、その後聖マリアンナ理事長に会い支援を要望したということであります。新聞によりますと、新しい支援の病院への指定は難しいとの考えが示されたということでありました。町長はこの点、新病院について医師の確保は十分できるのかという点、どのように思いますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この病院の問題は、今議員が申されたように指定管理者が決まり、そして聖勝会が指定管理者として指定になったわけですが、そこで我々としてはこの病院を予定どおり計画に沿って、23年４月オープンということで今進めております。そこで今言われる医師の確保ということですけれども、これは先般我々が組合の関係者で聖マリアンナへ行ってまいりました。そこで理事長に直接面談をしてごあいさつ、そしてお願いをしてまいりました。そこではいろいろ今皆さんもご承知のように、全国的に医師が不足している中で医師の派遣ということがいかに難しいかという細かいいろいろな話をしてくださいました。

そういう中ではありますけれども、理事長として、この共立湊病院のいわゆる指定管理者となった西川先生は聖マリの出身者でもあるし、できる限りの応援はしたいということを言われましたので、私はそういう難しい状況の中でも、あれだけの言葉を理事長として言ってくださったということは、応援をしてくださるということで受けとめておりますので、そういう向きで我々は帰ってまいりました。これについては、今後もしっかりと新しいいわゆる病院の指定管理者の理事長となる西川先生とも話を詰めながら、今、病院の中にそういった委員会も立ち上げておりますので、一つ一つ病院建設に向けて取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私が今の職員、今の共立病院の職員の中の言葉を聞きますけれども、やはり中の職員も少し不満とか言いたいことがあるとかいうような言葉も伺っております。自分たちがこういうふうな病院をつくりたいとかというような、いろんな職員たちもそういうような希望があるみたいです。その点は新しいすばらしい病院をつくるには、現在の職員が全部がスライドするというわけにはいかないと思いますけれども、ある程度管理者としてそういう職員たちとの話し合いの場というのは持つつもりはございませんか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この共立湊病院の私は管理者ですけれども、いわゆる指定管理者として振興協会が今管理人をしていただいているということで、人事権は私にはございません。したがって、直接そういったことを職員とということになりますと、これはいろいろ問題もありますし、ただ私としては、管理者としては病院全体のそういった管理運営を把握しなければならないという立場にあると思いますので、これについては、やはり先ほども申し上げましたように新しい病院が今度できるということの中で、その医療スタッフを今あそこで仕事をしていただいている皆さんをどういう形で新病院へと引き継いでやってもらうことにするのか、それはやはり指定管理者の考えであると思います、基本的には。ですので、我々としてはそういったことを頭に置きながら、念頭に置きながら、先ほど申し上げました、やはり南伊豆町としてもできる限りここへ、せめて住居は置いていただきたいという思いがしますので、そんなことも含めながら、私、管理者の立場としてできることを今後取り組んでいきたいという思いでおります。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　やはり今の職員たちも生活が変わってくると思います。またよい病院をつくるにも、中でスタッフが新しい病院に移るという、その話し合い等々いろいろあると思います。管理者として今度下田市へ行けば管理者はまたかわるべきではないかと思うんですけれども、でもやはり今度新しい病院ができるためには、職員たちとそういう細かい話し合いも必要ではないかなと思っております。やっぱり全員が全員下田、今度新しくできる

病院には行かないことはあると思います。やはり今南伊豆で生活している人たち、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ここで財政の問題もつながってくるのではないかと思っております。

そういう点で、今現在計画に沿って町長は行っていると言っておりましたけれども、私も個人の考え方でちょっと恐縮なんですけれども、今現在、計画に沿って内容で進んでいるというような町長のあれですけれども、私から見ると、もうあと１年半もないんです。１年半。だけれども、病院が３月31日でこちらが撤退するということになりますと、やっぱり少し早目に病院ができなければ、下田の病院ができなければ、移ることもできないし、完全にこれ空白の時間ができるのではないかなと、そういうふうに懸念をしているんです。ですから、その点町長はどのような考え方でおりますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院の問題は、これは前から言われておりますけれども、組合議会があります。したがって、そこで細かいことはもちろん我々は上程をし審議しておりますけれども、この病院の開院に向けてということで23年4月と言っておりますけれども、これはそのいわゆる開院までの建設ということで、今言われるように、もう年数がいわゆる時間が限られております。そういう中ですので、私としてはなるべく早くしたいということですけれども、なかなかこれもご承知のように、今まで予定より少しおくれてきているという状況にあります。ですから、これを含めてどういうことでこれを短い期間の中で病院建設へ持っていくのかということが課題になってきますので、それは病院の組合の議会の中で今後委員会を立ち上げましての話し合いをしながら、指定管理者も決まりましたので、そこで話し合っていきたいということで、ここではちょっとお答えできることは、申しわけありませんが。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　わかりました。

だけれども、やっぱりこの南伊豆町がベッドが無床になるということになると大変なことになると思いますので、ぜひとも管理者として十分に間に合うようにお願いをいたします。

続きましては、河川の美化作業ということでちょっとお聞きをしたいと思います。

河川の美化運動で町民の皆さんが川を守るためということで、草刈り等を行っております。

現在の作業後には多数の問題点があるということがわかりました。昔は皆さん河川で刈ったごみを焼却処分をしておりましたので、現在それは焼却しないということになっておりますが、私たちも努力をして、刈ったごみはなるべく高いところへ流されないようにということで、私たちもうちのほうの組には話をしているんですけれども、なかなかそれがうまく実施できていないということもあります。それで、そのごみが大雨が降る日には流れ出て、弓ケ浜に流れついたり、船の係留しているところに全部ひっかかってしまったということがありまして、そういう苦情が私たちのほうにも上がってきております。

それで、いろんな関係機関とも相談の上、私たちももう少し燃したりうまくできる方法はないかというようなことを模索しているんですが、町長はその点どのようにお考えですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　このいわゆる河川にある刈った草の始末ということは、これは前々から言われてきておりまして、河川及び海岸の愛護思想の普及啓発あるいは災害予防あるいは美化保全、こういったことを図るためにも、毎年河川の海岸愛護美化事業の実施を町内各地区にお願いをしておるわけです。そういう中で、今言われるいわゆる草の始末ですけれども、これは原則としてもちろん刈ったところで現地で処理をすると、そして河川には流さないようにこれは区長会等でも説明、お願いをしております。しかし実際雨が降ったりすると、大雨のときには特にこういった草であるとか、火あるいはその他竹など、こういったものが下流のほうに多く流れるわけでありまして、さらにこれは上流のそういった地区に対して、より一層の指導、お願いをしていかなければならないという思いでおります。こういったことを進めながら、河川の環境美化、海岸も含めて進めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　相当量のごみというか草が出るわけです。ですから、私たちとすると、持ち帰れない場所は焼却処分でもいいんじゃないかなというようにも思っているんですけれども、現在CO_2の排出の点でやっぱり大きな問題になっていますけれども、そういう点、町長はどのように考えておりますか、それらの処分の点については。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　こういう場所で私が焼却処分についてどうこうということはちょっといかがなものかと思いますし、これはやはり法に従って私としてはそれぞれが決められたことを守りながら、このごみがそういったことにならないように始末してほしいということだけしか申し上げられません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　長田君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　わかりました。良い方法で始末をしてもらえるようお願いいたします。

こういうことでもう少し河川が美しくなって、皆さんに迷惑かけないような状況でこれからは河川の美化を行ってまいりたいと思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　長田美喜彦君の質問は終わります。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４４分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（漆田　修君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は南伊豆町の住民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回の質問は２つの項目で、合併によらない自律のまちづくりに対する考え、これを町長、

そして各課長さんに質問すること、２つ目は、医療・福祉のまちづくりの取り組みの問題であります。

直近の大きな出来事では、８月30日に衆議院議員選挙が行われました。ここで自民・公明政権に厳しい審判が下されて、民主党が大勝をしましたが、この事態、事実について開票の翌日の８月30日に、外国特派員協会で講演がありました。講師は日本の政治を長く研究してきたアメリカのコロンビア大学教授のジェラルド・カーティスさんであります。

この方の講演の要旨は非常に示唆するものがあります。昨夜起こったことは、単に自民党が権力を失い他の政党が衆議院で多数を占めたということではない。今、新しいダイナミズムがわき起こっていると。東京やその他の大都市から離れれば離れるほど、怒りに満ちた人々がそこにいると。カーティスはさらに、選挙戦全体で非常に興味深い点は、反自民フィーバーが国を覆ったことだと、人々は変化に投票したと、自民党による国家の運営からの変化と、そういう内容であります。また最後にカーティス氏は、今起こっているのは恐らく戦後最も重要な政治的な変化だと。もちろん多くの問題があるし、システムを変えるのが難しいことはオバマ政権の医療改革を見てもわかる。しかし、日本の歴史のコースを変える好機が存在をしている、こういう講演の内容でありました。

なぜこの行政の問題と講演の内容を引き合いに出したかというと、今回の議会で１市３町の合併法定協議会の廃止議案が出されます。私もこの７月で丸18年の議会任期を務めてまいりましたが、その中で８年余にわたって法定協議会においては平成15年９月、丸６年前の９月の議会で１市２町、下田市、南伊豆町、河津町の法定協議会以来、国の合併推進の強力な運営のもとで、町を守る闘い、これはいわゆる総選挙で自民・公明政権が否定されたこと、これは小泉構造改革、これが国民に痛みを押しつけたということを言われていますが、まさに自公政権の自治体版のあらわれが市町村合併でありました。もう後に戻れない辛酸をなめている方々、このことをとらえたのがカーティス氏の，東京やその他の大都市から離れれば離れるほど怒りに満ちた人々、国民がいると、そういうことであります。

そして、これは朝日新聞の７月17日ですか、反面に出た安倍内閣と福田内閣で総務大臣を務めた増田寛也氏、宮城県知事も務めた方ですが、この方が合併に関して合併推進側にいたこと方が、合併は今後一切やめるべきだと、こういうことを述べ、負の面が多かったことは認めざるを得ない、合併によって自治の力を強めようとしてきた者から言えば複雑な心境だと。中央、いわゆる政府が合併特例債や地方交付税の大幅削減など、金を武器に地方自治体を誘導しようとしたことに限界があったということです。合併特例債は合併推進のためのニ

ンジンでした。でもそれは途中から交付税の大幅削減、つまりむちに変わりました。そして、交付税の大幅削減は、本来合併を進めるためではなかったのに、自治体の側に合併しなければ立ち行かなくなるという恐怖感が生まれ、また、周辺の旧町村部で過疎化が進み、過去の合併で残った対立感情が悪化したところもある、こういうふうに述懐をしております。

こうした見解等々を振り返ってみると、今南伊豆町がかつてない政治の荒波を乗り越えて、今ようやくまだ先の多難はあるけれども、町の安寧を少し取り戻して、そして行政報告にもありましたが、これから単独で進んでいくという点では、かつてない混乱がないその時代に差しかかってきているというふうに思います。

ちょっと前置きが長いようですけれども、非常にこれはこのカーティス氏が歴史のコースを変える好機やあるいは転換点という、これが町の場面でこうしたものが起こって、そしてこの場にいるということを、私は喜びとともに確認をしながら、次へのステップをともに進んでいこうというふうに思うもので、だれが責任とかどうとかということではなくて、そうした責任を進めた大もとに８月30日断罪が下されて、これはこうしたものに後戻りすることはない、今日本人の第一歩が踏み出されているということを確認したいと思うんです。

そして、古いというか６年前ですけれども、南伊豆町議会の15年９月の定例議会、これは町で初めて法定協議会の設置の議案が出された議会でしたけれども、このときにひな壇に座っていた方は、現在の課長さんの中には課長職としてはいず、行財政の主幹であった現在の総務課長の鈴木さんだけなんです、６年前に。それで、あとの皆さんはそれぞれの部署あるいは係長とかやっていた方もあると思いますが、そういう住民に密接に接する場所でその後は６年の間、合併の問題で本来の町民のための施策をする、こういう点で足かせになるとか、いわゆる思ったことができない、そういう思いをしてこられた方もいると思います。国のあるいは県の強力な合併推進のもとで、首長ですら首長会議で締めつけられる、こういうもとから現在は解き放たれて政治の大もとも変わっている、ここを認識して、そういう予測もついたことから、私は、先ほども繰り返し言ったように、だれが責任とかということではなくて、今のこういう事態を迎えて、今後単独のまちづくりを進める上で、今、役場というか行政を引っ張る役割にいる現場の中堅の幹部の課長の皆さんに、皆さんの抱負を伺いたいと。まちづくりのそれぞれの部署やそれだけではない思いでもいいんですが、という思いでこの質問を設定したわけであります。

たくさん演説されると大変なんですが、それぞれ思いを、町長はその後で言っていただきたいと思います。基調報告をやれと言ってもやりづらいと思うので、それで議会事務局長は

議会でずっといますので、ほかは総務課長とは話ししましたけれども、会計課長さんもぜひ思いのたけを出していただいて、ひな壇の方々よろしく皆さんの、これからまちづくりを進めていく上でいろんな悩みもありましょうけれども、ぜひ抱負をお願いしたいと。よろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　トップバッターでご指名されたものですから、手短にやりたいと思います。

議員もおっしゃるように、15年９月から過去３回の合併という形で来ました。これにつきまいては、ご存じのとおり旧法、新法ともにこの合併については成就できなかったということでございます。旧法、新法でもそれぞれその条件、合併の条件のほうは違ったわけですけれども、本町の将来の少子高齢化、あるいはその財政状況、また地方分権の流れ等々を長期的に見て、こういった問題を長期的に見て、この単独の道の選択ということが果たして正しかったのかどうかというのはまだわからないと私は思います。この結果が民意を正しく反映をしていったかという部分も、疑問という部分は私はちょっと感じました。

しかし、この６月19日に今回の１市３町の合併協議というものも終止符が打たれたということでございます。昨年６月から横嶋議員も今おっしゃいましたけれども、職員約10カ月間通常業務以外の部分で事務事業のすり合わせ等々、平日、夜間、休日問わず、いろんな部分でかかわりました。それで多くの職員がかかわったわけですけれども、ここのところの他市町との事務事業のすり合わせ、非常にいい面も多々あったかと思います。そういったものも今後の本町の行政に生かしたいというふうに考えております。

特に感じたことは、今後についてですけれども、住民目線で公平・公正な安心・安全なまちづくりという部分は特に今後も考えられるわけですけれども、今企画調整課で進めております総合計画、来年から10年間の総合計画、その手法も今後ワークショップだとか、あるいはパブリックコメントの募集とか、そういった部分で住民の意見等を踏襲をして政策決定段階から住民参画を求め、事業執行に住民参加ができやすい体制なんかも必要なんじゃないかというように感じます。

それで、限られたこの職員の中で今後より一層、その定員管理計画というのは厳しくなるのかなというふうに感じますし、当然住民参画という形で、協働型の行政というのは当然進めなければならないと非常に感じます。この協働という部分は今後のキーワードかなというふうに私は常に感じます。そうした中でも、職員数の少ない中で、住民ニーズ等々は非常に

わかってくるわけで、職員の資質の向上に努めなければならないという部分がありますし、今後その大型事業も控えております。そういったものの、その将来見通し、財政状況等々も把握しながら、今回政権交代があったこういう動向等も見きわめながら進めていきたいというふうに考えております。

すみません、ちょっと長かったですけれども。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　通告書に示された時間ほどしゃべられませんけれども、簡単に自律のまちづくりに取り組む考えということで述べさせていただきたいと思います。

新旧合併特例法による２度の市町合併が破綻をしました。単独で町政運営をしていくということになりました。幸か不幸か、第４次の南伊豆総合計画は本年度で終了いたします。それで第５次総合計画を22年度から向こう10年間の基本構想と基本計画を作成していくわけでございます。さらには実施計画を３年もしくは５年でローリングで作成し、事業を遂行していくことになります。こうした中で南伊豆町の問題として少子高齢化による人口減少、それと各種産業の衰退の現状を的確に把握をした中で、また住民からの意見聴取をできるだけ計画の中にも反映をさせた総合計画を進めているわけでございます。

今後この計画に基づきまして、最低でも10年間は単独で町政運営を行っていくことになろうかと思います。町の職員はもちろんのこと、議会議員の皆様にも町政運営に対しての言動には責任を持っていただき、行政改革のさらなる推進とともに産業振興、少子高齢化対策などを図りながら、健全なまちづくりをしていかなければならないと思いますので、今後もご指導、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ですけれども抱負とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　町民課長。

○町民課長（奥村　豊君）　私、町民課長として税務事務、戸籍、住民基本台帳、年金事務など窓口業務、それから一般廃棄物の処理、環境対策などの事業を担当しております。担当外地域にあっては、住民の声を聞いたりとか、そういうことには努めていくつもりでおります。今、国の財政が厳しい中、先ほど議員もおっしゃいましたが、地方交付税は毎年減少になってまいります。地方財政の財源確保は厳しい状況下にあるわけですが、このような状況の中、町長の目指す希望の持てる安心・安全なまちづくりの実現のためには自主財源である町税の確保は最重要課題であると認識しております。自主財源である町税の確保のために、納期内納付の啓蒙、口座振りかえの推進、課内のスクラッチ体制による滞納整理班による臨宅徴収、

夜間徴収、静岡地方税滞納整理機構への滞納整理処分の移管などにより収納率の向上に努めているところであります。

また、年末には全職員体制による特別滞納セールも計画しているところではあります。税の公平という面からも、悪質な滞納や支払う誠意の見られない滞納者に対しては差し押さえ等の強制執行も視野に入れて町税の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　自律のまちづくりに取り組む抱負ということでございますが、産業観光課におきましては、１次産業の農林漁業、２次産業の商工業、それから３次産業のサービス業とあるわけでございます。これらのそれぞれの産業がまたやりやすいというか、また従事しやすい環境を整えるというようなことが肝要かと考えております。

また、観光客が南伊豆町は魅力あるなというブランドづくりですとか、南伊豆町の景観を含めました環境保全とともに努めまして、観光客のニーズに合った施策を展開し、来客者をおもてなしすることが重要だと考えております。それにはハード面、ソフト面、それぞれ南伊豆町の地域特性を生かした取り組みが重要だと考えております。それにはさきの６月議会時、議員と町長との質疑にもありましたけれども、町長は町民の皆さんと触れ合い、自分なりに把握してそれを理解し対応しますと町長は答弁しております。まさしくそこだなと考えております。町民の声ですとか、それぞれの産業関係団体等々の心を把握しまして計画を練る。

またもう一つ重要なことは、企業のマーケティングリサーチじゃございませんけれども、南伊豆町との日本国内ですとか外国の人が、どのように見ているかという、そういう把握も重要じゃなかろうかと存じます。

そして、それらを総合的に勘案しまして、事業の優先順位を決定していくというものでございます。それで、産業振興といいますけれども、よく産業の発展は道路からとか、また現在は観光と医療を結びつけましたメディカルリゾート、また学生などが自然体験などを教育と結びつけたものなどがあります。このように産業観光と申し上げましても１次から３次産業を振興していく上では、今言いました交通アクセスですとか、また医療、教育、いろいろな分野にかかわっております。それらの分野ともまた連携しながらそれぞれのハード面、ソフト面、それぞれを振興してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　合併によらない自律のまちづくりに対する考え方でございます。

その前に合併に対する考え方でございますが、私は正直なところ今回の合併に期待していた部分がございます。それは非常に高度化、多様化、なおかつ専門化する行政ニーズに対して現状のスタッフ等でいかに対応していけるのかということに対して、非常に疑問というか、不安がございます。そういったことを踏まえて期待したわけでございますが、それが今回のような形でございましたので、自律のまちづくりということに対する私の抱負を述べさせていただきたいと思います。

我々が今生活する中で、インターネットの普及というのが無視できない状況になっています。情報ですとか資金が国内のみならず世界同時進行する現在において、我々は他の近隣市町と比較して進捗率ですとか制度等判断する場合がありますが、インターネットの爆発的な普及によりまして、町民の皆様の行政ニーズとか知識は、我々が思っている以上に高度化、多様化、広域化をしているんじゃないかなというふうに考えています。それとともに、そういった課題とかはまた別に、超高齢化社会を反映して、声なき声というか、声に出したくても出せない方々の声も確実にふえているというふうに考えております。

健康福祉課長といたしましては、こういった多様な行政ニーズに迅速、公平かつ適法に対応するため、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けるということは当然のことでございます。そして情報収集に努め、研修会ですとか講習会等への積極的な参加はもちろんでございますが、ＯＪＴですとか、健康福祉課は毎週月曜日夕方、課内会議をやりますが、そういった会議等を通じて職員の資質向上ですとか意思統一を図ること、そしてプライドある公務員としての強い動機づけを醸成していくこと、そういったことを行いまして、他の自治体におくれをとらないよう総合計画ですとか健康等の関連計画に基づき、町長が目指す安心・安全なまちづくりを推進していくことが重要であるというふうに認識しております。

要望等を施策として町民にお返しすることが、町民の負託にこたえる回答であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邊　浩君）　大変ありがとうございます。もうしゃべりたくてうずうずしていました。

不易と流行という言葉がございます。教育の部分はやはり不易の多い部分だというふうに私は思っています。しかしながら、最近の先ほどのインターネットの話じゃないんですけれども、大変各種の手段が発達をしてまいりまして、大きな社会的な変化、これが周りを取り巻いております。そういう中で、流行を無視することはできないということで、流行を入れながらやっていくわけなんですけれども、変えてはならないものまでいじってはいけないと。ここのところは頑固でありたいというふうに考えております。

今現在、南伊豆町も子供、少子化ということで学校の合併とか、そういった問題がたくさん渦巻いていますけれども、やはり地域住民の声、保護者の声、これをしっかり聞くと。しかしながら、町の要求もあるわけですから、そこのところの兼ね合いで一番いい線に決めていくということじゃなかろうかと、こんなふうに考えております。いろいろ難しい事柄が出てきそうな予感がしておりますけれども、頑張ってやっていくしかないなと、そんなふうに思っております。

不易を守りつつ、やはり流行を多少なりとも取り入れながらいくしかないと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　教育長が話した後で大変話しづらいんですけれども、教育委員会の担当の一人といたしまして、自律のまちづくりの抱負を述べさせていただきたいと思います。

自律のまちづくりと申しますと、だれしもが考えますのが財源の確保ではないかなというふうに思います。教育委員会におきましても、小中学校の統合による経費の削減、これは方法は削減だけではございませんけれども、幼稚園、保育所の保育料の値上げ等々、財源の確保が重要なことと十分推測されるところであります。統合にいたしましても保護者や地域住民の意向を無視できませんし、環境の変化もあることですので、早急に統合ということも困難かと思われます。また景気低迷が進む中、値上げということは保護者を一層苦しめる結果となることも予想されますので、現時点ではそれも無理ではないかなと思われます。

そうした中、現在教育委員会では子育て支援を最大重要課題として取り組んでいるところでございます。幼保の再編につきましても、ゼロ歳時からの受け入れを平成24年４月から実施する方向で検討しております。今回の補正予算にも計上させていただきましたが、来年４月より小学１年生から６年生の児童を対象に、放課後児童クラブの開設をも進めているとこ

ろでございます。保護者が安心して子供を預けられる環境をつくることが、労働環境の充実、労働力の確保につながるものと考えております。それがひいてはまちづくりにつながるものと思っております。また、少子化対策が叫ばれる中、こうした環境が整えば、安心して子供を生むこともでき、少子化対策の一役も担うものと考えております。

今後は、ただいま述べましたことを念頭に置きながら、自律のまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　会計管理者。

○会計管理者（大年清一君）　私の部署は、ちょっと住民とかかわるというところが少ないということですけれども、我々地方公務員といいますか地方自治体で働く者の目的というものは、住民福祉の増進、それが究極の目的だと思います。そのためには町長も申しましたけれども、入るを図って出るを制すという精神で、これから活性新総合計画におきましても、安全、安心な町づくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　建設課長。

○建設課長（小坂孝味君）　それでは、建設課からの立場からでございますが、まず初めに道路整備といたしまして長年工事を続けてまいりました。町道の成持吉祥線の早期完成と、それから伊豆縦貫道の最終地点へのアクセス道路の整備促進を図るとともに、財政的にもなかなか厳しくなると思いますが、町内地域住民からの要望等、道路や河川の維持管理を中心に生活しやすい住環境づくりに努め、また他の事業や急傾斜地対策事業等を進めることによりまして、災害に強いまちづくりに努めたいと考えております。

また、今後総合計画等に基づきまして、町の目指す方向に全力を尽くすつもりでございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　上下水道課です。水道事業と、それから下水道事業について説明致します。　　。

南伊豆町の水道事業は、上水道と簡易水道７に、飲料水供給施設２、専用水道１を直接管理しているものと区で管理している簡易水道９施設を合わせて19の施設であります。そのうち９簡易水道は、平成28年度を目途にシステム統合する予定であります。

水道事業は給水収益により経営を求められるところではありますが、人口減少、節水の定着、観光事業の衰退等による給水収益は14年度を境に低迷を続けているところであります。さらに施設は、昭和の創設期に整備されたものが多く、地震等を考慮した施設、管路等の整備が求められておるところです。

水道は、１つに安心な水、快適な水の供給、２つ目は安定した水の供給、３番目は将来の備え、４つ目がリスクの管理、５つ目が安定した事業運営でございまして、この課題を常に向上させなければなりませんが、そのため上水道の経営上の問題として有収率の向上、効率的な施設整備、維持管理の効率化、情報管理、水需要が増加することを前提とし整備されてきています。平均的には能力の半分以下しか使用されていないのが現状であります。事業を継続するための給水収益を確保する必要があります。施設の効率的運営と漏水対策を最重点課題として老朽管の布設がえ、下水道工事、道路整備事業などとあわせ実施をしていきたいと。確実な漏水対策を進めたいと思います。また、28年度上水道にシステム統合を予定である南賀茂簡易水道等施設整備事業による石綿管布設がえも同時に進めていきます。

しかしながら、さきに申し上げましたとおり、15年度以降、給水収益の悪化により水道課職員の減、隔月検針など経費節減を進めているところではありますが、今後一般会計からの繰り入れ等を検討していただく時期に来ているものと思われます。

次に、下水道についてです。下水道については接続率の向上、これを進めていくことです。平成21年４月１日現在の接続率は全体で51.54％、湊地区63.99％、手石地区37.36％、下賀茂地区13.33％、県平均を大きく下回り、県下最下位であります。職員による加入促進を実施していますが接続に係る宅内改修費用が観光産業の落ち込みや年金暮らしの老人世帯には大きな負担となっていると思われます。この辺で推進を進めながら、環境にご理解をいただきながら接続に協力していただくよう進めていく所存であります。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま、それぞれの課長あるいは局長等から考えが述べられました。この平成の合併は振り返ってみますと、いわゆる昭和の合併以来半世紀に一度といわれるこの合併、大きな問題でありました。旧法、そして新法と我々は取り組んできたわけであります。そして、この合併を経てきた全国の市町村が、この合併問題には真剣に取り組み、向かい合ってきた。そして、その是非についてもある面では悩み、そしてまた議論をし取り

組んできた結果として、今現在それぞれの市町があるわけであります。そして、我が町もその一自治体であります。

そしてそういう中で、結果として単独の道を歩むということになったわけでありますけれども、ご存じのように、今政権がかわりましたけれども、前のいわゆる政権政党は、道州制の問題が取りざたをされておりました。そして新たな今度の政権政党の中では、いわゆるここの分権調査会で第２次の平成の合併等を推進することによって、現在の市町村を当面700から800に集約する。そして最終的には国と300程度の基礎自治体とするという報告がなされております。ということは、やはり日本の国は将来それぞれの手法、形は違うにしても、この合併という問題はやはり避けて通れない問題ではないかということが言えるんではないかというふうに思います。

そこで人口減少、そして少子高齢化の進行、人口の流出等による家族であるとか、あるいは地域の相互扶助機能の衰退が見られる中で、住民が期待する行政の役割というのは、なお一層大きくなってきております。そして我々はこれにこたえなければならないということだろうと思います。組織であるとか、あるいは職員の配置など、事務処理体制や安定した財政基盤の確立を目指すなど、将来へ向けたまちづくりに取り組んでいかなければならないというふうに今思っておるところであります。そして、地域にあってはコミュニティ組織あるいはＮＰＯ等のさまざまな団体による活動が活発に展開をされてきております。地域における住民のサービスを担うのは行政のみではないということが、広く認識されつつあるのが実態であります。これら地域コミュニティの活性化が図られることを、我々としては期待をするところでもあります。

こういった状況の中で、先ほど申し上げました我が町の第５次総合計画の策定に取りかかっておりますので、そしてまた、新たな過疎法の制定もこれも間違いなくなされると思います。その中で我が町としては、こういった計画に基づいて将来をしっかりと見据えながら、単独のまちづくりを進めていくということになるわけであります。

以上、現時点では私としてはこういう見方、考え方をしております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　各課長さん、そして町長、ありがとうございました。

いろいろ抱負の中でも出たり、最後、町長の発言でも出されましたけれども、合併でない

結果として単独の道を選択することになったということでの認識の違いや議論はさまざまあって、また町長が言われたように、政権がかわったといえ、道州制という流れ、これは民主党も道州制の問題を言っております。それで、私が現時点で非常に重要な問題は、この自治体との関係で見る必要があるというふうに思うのは、この間の合併というのは道州制をねらいにした市町村合併の推進、強力な推進であったわけですが、これが先ほど述べたように推進した当事者からこの矛盾が語られたということ、そして言われた、進めている際に地方に対しては地方分権、これは声高に言われたと。しかし、増田さんの主張にもあった、この記事にもあるんですが、いわゆる合併問題で言われていることは地方分権を言いながら、その理念がなく財源の移譲も実際にはないと、地方を切り捨てるだけだった、これが大方の見方であるということ。

そして、いわゆる道州制を目指す上での地方分権というこの言葉のえさ、そして合併特例債のえさがありましたけれども、これがいわゆるどこから出たねらいかといえば、いわゆる財界主導の政治の流れであるということ、これが政権政党の政権であった自公政権が、財界主導の道を極端に推進し始めたのは、新自由主義の小泉構造改革であったわけであります。ここをしっかりと見る必要があるというふうに思います。

それで、地方分権や地方自治、これは人類が地域社会をおさめる上でのいわゆる高度な理念であるわけですが、日本の中で地方自治が本質的にまだ幼稚な段階、まだ発展段階の途上にあるということを私は思っております。言葉では地方自治とかいわゆる民主主義とか言われていますけれども、それが形づくられたもので、みずからがそれに参加をしてやってきてつくり上げてきたものとは違うものであると。それで、その背景にいわゆる政権のバックにある財界主導が色濃く出て、国民の人心も含めて国土の荒廃も招いてしまったというのが、この間の構造改革の流れであったと。この政権の進め方に対して、国民が反発をしたということを見る必要があると思うし、新たに政権を得たところが同じようなことをしたら、やはりそれに対する国民のしっぺ返しをまた受けるのではないだろうかということは、多分に予測されるものであります。

自律の町を選択したからとて、それでかつての財政状態、三位一体の改革を受けていたころよりまだ多少はましではあったとはいえ、まだいわゆる新たな政権の政策展開が起こるまで、現在の構造的な世界恐慌の中で厳しい状態が続いていきます。少子高齢化の問題、社会現象についても、いわゆる本質的な政策的な転換がなければ、財源の裏づけがあるものでなければ、そしてその財源もどこにそれを課すのか。諸外国よりも極端に低い法人課税をして

きたこの間の政権党の国家財政の運営の問題、一方で財界だけではなくて、アメリカでも追随をして在日米軍に思いやり予算をやると、こういうことにあらわれている財政運営、こうしたことをやはり地方自治体を運営する現場から見据えて、本来の地方自治のあり方、町長は地域コミュニティの活性化を図るということを言われましたが、いわゆる国家が地方を分権しておさめていく中で、日本の単純な町村のあり方だけではなくて、広域事務を共同でやる、そして都道府県の仕事もいわゆる全部、全部というか、町におろすということではなく、広域で処理をする、こういうことをやっている先進的なコミュニティ、ヨーロッパは進んでおりますが、ヨーロッパの基礎的自治体、フランスなどでは1,500人から地域コミュニティ、いわゆる町村があります。

日本は大きければ大きいという、そういうことを言って進められましたが、実際には社会が歴史的な進歩をたどる中では、今日本は逆行していますが、やはり人の顔が見える中でコミュニティをつくっていく、地方自治の基盤をつくっていくことが基本ではないかというふうに思いますが、いわゆる政策の流れが、これが原則ではありませんし、いわゆる人類の進歩の中で地方自治や地方の分権のあり方というのは、いわゆる行政の流れとは別個にそういう視点を持つなり磨くことを持ちながら行政運営を進めるべきだというふうに思いますが、町長はいかが考えておられますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今言われる地方分権、あるいは政策的なこと等言われました。この合併問題が私が先ほど申し上げたような流れの経緯の中で、今後はやはりこの合併という言葉はなくなっても、人口の減少であるとか、あるいはその他財政的なこと等を含めて、いろいろな形でやはり取り組まれていくんではないかなということを申し上げましたけれども、先般ある市に、東京にいわゆる一極集中という言葉が今まで使われておりましたけれども、地方からの人口が東京へいわゆる転入者がふえていると。これが滞留しているという、滞留という言葉が使われておりました。私はこの言葉をこの字句を見て、ああこれは新しい表現だなというふうに思いました。

というのは、従来は一極集中あるいは人口が東京へ転入しても、やがてはやはりそれぞれの地方へ地方都市へと職について戻っていく、帰っていったと。ところが今はそれがもうなくなりつつあると。それで、地方の都市がもうだんだんその影響を受けて人口が減っていると。ただふえているのは東京がそういういわゆる滞留しているということは言われていまし

た。

地方との格差ということがよく言われまして、我々も全国でいろんな大会で要望等をしておりますけれども、やっぱりそういったことがいろんな面で労働力人口であるとか高齢化であるとか、なお一層進むんではないかなということは、やはりこれは抜本的に国の段階あるいは県等で考えていただかないと、なかなかこれは一自治体だけでは対応し切れない問題ではないかなという思いがしております。さりとて、やはり我々みたいな小さな町であっても、町ができること、我々のできることを一つ一つ今やるしかないかなという思いで、今度のいわゆる第５次の総合計画にそういう思いを抱きながら、ワークショップあるいは町政懇談会等で皆さんのご意見を幅広く聞き入れながら取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　ぜひ私も新たな政権の政策展開を見守るというか、そうしたことに対してしっかりとした視点を持ちながら町民の声を反映していく、間違った方向に行かない、そういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

もう一つの医療・福祉のまちづくりの取り組みが要旨で、高齢者が多い町で、生涯現役で健康に活動し働ける環境を充実するとともに、医療、介護の支援体制充実することが求められている、客観的でありますが。共立湊病院の移転に伴う跡地利用も含めた積極的な施策展開を伺うわけですが、私も共立湊病院組合に長く出ていて、この間ご承知のように、下田市への移転、南高校跡地への移転を条件に指定管理者が選定を公募され、指定管理者が確定をして進められてまいります。南伊豆町にとっては、町民にとって、また実際の場に出ていた者として断腸の思いであると同時に、私も医療に対する認識を改めて、いわゆる場所の問題は重視しながらも、これまでの医療とそして本来あるべき医療の姿。６月議会でも地域医療のいわゆる先駆者である若月俊一氏が戦後長野の佐久で展開した佐久総合病院、これもホームページで佐久総合病院の再構築、これがうたわれていて、農村の訪問の予防医療から発展して今では1,000床を超える病院を展開している病院でも、再構築を進めていると。その点では私たちも医療と病院のかかり方、そして医療と健康づくりの問題では認識を高めながら、同時に町民の皆さんと、病院の医療とそして全体健康づくりを考えていかなければならないと、そういう認識に立っております。

さて、そうした点からいえば、南高校の跡地に移ったからといって、南伊豆町から医療が

なくなるというわけではないし、雇用の点でも南伊豆町から十分通える距離にあって、最大限ここで再雇用をする、そういう取り組みは進められつつあります。問題は現指定管理者の地域医療振興協会の姿勢が、責任も含めて問われているわけですが、それはそれとして、受ける自治体側としてはしっかり雇用しながら、同時に町長に質問するのは、共立湊病院の本体、いわゆる入院施設、病院施設が移った後、あそこの場所はいわゆる病院としても一級の土地ではありますが、本体入院施設が撤去をした後、やはり南伊豆町が病院の移転を譲歩している状態からいえば、あそこをまた医療・福祉の拠点にして、そしてさらにもう一歩踏み込んで雇用を確保する、こういう視点を活用すべきではないかというふうに思いますが、その点の認識を問いたいと思います。

さらに、少子高齢化というと、どうしても否定的な思いが出ます。しかし、いわゆるここの議会でも、かつて長野県の栄村での取り組みで、高齢者が生涯現役で働き続ける、そういう言葉を紹介しました。これもいわゆる佐久病院の流れから長野県全体にこれが進められた前向きな流れで、寝たきりがないという意味で、「ぴんぴんころり」というこの合い言葉で農村地帯でも頑張っているということですが、長野県の国保の医療費が全国でも本当に低いということで有名ですが、そういう医療福祉の拠点に一つはあそこの跡地を活用すべきではないかということと、ソフト面で考えていることがあれば、お答えをしていただきたいと、見解を伺うものであります。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今進めている病院の移転に絡んで跡地利用ということですけれども、これはあの跡へは、いわゆる診療所的なものをということで今一応進めております。これはまだ具体的な話にはなっておりませんけれども、本体のほうが話が進みますと、やはり跡地も並行してこれは進めていかなければならないというふうな考えでおります。

そこで、例えばこの診療所ができた場合に、あそこは相当広い面積ですのでここを利用してということではないかと思います。高齢化が進む中で健康づくりの拠点として、あるいは福祉のさらなる施設の整備充実、よく言われているいわゆる医療・福祉ゾーンとしてあそこを恵まれた環境を生かして取り組むべきではないかということも今まで提言等もありましたので、そういったことをよく念頭に置きながら、今後は進めていきたいという思いでおります。

なおまた、先ほどの質問でもございましたけれども、雇用の面からもやはりそういった施設ができることが医療の面あるいは福祉の面でも、こういった職員の方が住まれるとなれば、こういった面のやはりメリットも考えられますので、そういうことも含めながら、あそこの利活用については十分に検討しながら進めていきたいという思いでおります。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この間の雇用の前向きな話が出ましたが、いわゆるこれ単純に自治体だけでやれというふうに言うわけではありませんが、いわゆる対費用効果の面で、この間かつて公共事業との対比で社会保障分野の分析を紹介したことがありますが、いわゆる公共土木工事の対費用効果、これと社会保障分野での投資を比べた試算が、これはデータでありますが、社会保障分野の資金の回転が4.数回に対して公共事業、いわゆる工事分野では2以下の数字である。それで社会保障の分野のほうがいわゆる投資の回転も多い、末端まで、こういう試算が出ております。こういう点でも医療・福祉のまちづくり、私はこの町の出身じゃなくて栃木の宇都宮の出身ですが、中学校ですか、小学校のころの教科書で長寿の町ということで教科書に出ていたのは伊浜の集落でありました。それで、少子高齢化の中で、何か高齢化というと否定的な負のイメージがずっとついて過疎の町だとかということをもって、一方ではこの間合併問題なんかでも利用されてきた面があります。

しかし、町長、改めてこうした認識を、現実をしっかりと受けとめながら、同時に高齢化というよりは長寿のまちづくり、寝たきりの方が出ないまちづくりを進めていく、そのことを改めて展望を持って、そして医療・福祉の分野の雇用を進める。高齢者の介護や医療の分野の雇用を進める中で、南伊豆町の地域の人口の増加を図っていくと、こういうことを複眼的に考えていくことが大事ではないかというふうに思いますが、改めてそのいわゆる政権の施策を大きく見れば、いわゆる日本の国のあり方で町だけではいかないこともありますが、私たちが共立湊病院の問題から派生しているところ、そういうところを通じて長寿のまちづくり、そしてそれにかかわる雇用を創出して人口増加を図っていく、こういう努力を改めて町長と担当課長から見解あればお答えしていただきたいと。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

長寿の町という言葉を今使われました。ことしもまた各地区で敬老会が開催をされて、私

も幾つか出席しますけれども、もう今まで敬老会に出席するたびに私はお年寄りの前で、我が町は高齢化率が高いということを言いながらも、全国的に誇れる長寿の町であると、健康なお年寄りが多いということを必ず言っております。そういうことで私としても、この長寿という言葉は今まで使っておりますし、これからもお年寄りを励ます意味でもそういうことを行政としてやれることを今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　長寿ということでございますけれども、寝たきりの出ないということです。我々の課としても健脚教室ですとかプールの教室ですとか、いろんな施策というか方法を実施しております。ただ、これが果たして町民が本当にどういうものなのかとか、果たして満足できる、例えば商品について考えた場合に独自再考する必要があると、評価をする必要があるというふうにも、私自身考えております。

それで、そういったことも含めまして、今後は例えば介護とか福祉ですとか医療ですとか、そういったものを施設の中に隔離しない考え方、まず全体で考える。例えばサポータそういったこととその医療のまちづくりというものが連携できるような形、より広域的なこういう人の動き等を含めてまちづくりが推進できればというふうに認識しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　横嶋君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　私も同感で、その施設、囲ったところではなくて、町全体で地域全体でやっていくということをぜひ進めて、今の南伊豆町が置かれている現状を前向きにとらえてまちづくりを進めていく、その先頭にぜひ課長の皆さんたちが立って、もちろん町長もその先頭に立ってくれることを期待して、私も努力をする決意を表明して一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時４６分

再開　午後　０時５９分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　竹　河　十九巳　君

○議長（漆田　修君）　１番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、共立病院問題について伺います。

平成20年11月21日、共立湊病院改革推進委員会の共立病院改革推進に関する答申が出され、それに基づいて指定管理者の公募が行われました。平成21年６月28日、新病院指定管理者選定委員会の共立湊病院新病院指定管理者選定結果報告書が出され、そして平成21年８月17日、共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例第３条の規定による指定管理者を指定する議案が可決されております。平成23年４月１日から平成33年３月31日までの10年間、指定管理を医療法人社団聖勝会が行うことに決まりました。医療法人社団聖勝会との契約を妥結するという次の段階に入ったと思われます。

そこで町長に伺います。平成23年４月１日新病院開設となると、医療法人社団聖勝会との契約はおおむねいつごろまでにするのかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの指定管理者との契約ということですが、これは組合の条例に基づきまして、病院及び介護老人保健施設の管理に関する協定書を締結することになります。新たな指定管理者との協定内容につきましては、利用料金制の導入であるとか、あるいは建物及び医療機器等の減価償却費相当額の全額負担など、今までと大きな変更点は盛り込まれることになると思います。

さきの共立湊病院組合の臨時会において、指定管理者の指定に伴う附帯決議がなされました。新たに設置された共立湊病院組合新病院移行協議会によりまして、協定内容等が審議を

されることになりますので、ただいまのこの締結につきましては、なるべく早期に締結に向けて取り組んでいきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　新病院建設予定地である下田南高跡地は既に鈴丘権は払い下げを決定しております。問題は交付税、交付金であります。特に医療施設耐震臨時特別交付金、地域医療再生交付金を受けることには条件がつきます。平成21年６月28日、新病院指定管理者選定委員会の共立湊病院新病院指定管理者選定結果報告書が出されてから、平成21年８月17日、指定管理者を指定する議案が病院議会に提出されるまでおおむね１カ月半を要しました。医療施設耐震臨時特別交付金、地域医療再生交付金を受けるには期日という期限があります。さまざまな作業をスピードアップしていかなければならないと思われます。医療施設耐震臨時特別交付金、地域医療再生交付金を受けられなくなるような状況をつくってはいけません。

そこで町長に伺います。医療施設耐震臨時特別交付金、地域医療再生交付金を受けるには条件と期日はどのようなものになっているかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この新病院の建設についてということでありますが、まず医療施設耐震臨時特別交付金については、８月の中旬に要望書を既に提出をしてあります。本申請の期日は現在未定であります。そして同交付金の条件には、現病棟が耐震診断による数値基準を下回っていること、病院所在医療圏における病床過剰地域の場合は10％の病床削減などが求められております。新病院受託者との調整が必要になってきます。

また、地域医療再生交付金につきましては、県内における２次医療圏を単位として２カ所程度は採択される予定と伺っておりますが、病院単体での交付申請あるいは交付対象となる正確なものではありません。本年12月中旬が厚生労働省への申請期限とされておりますので、本医療圏が採択をされ、医療機能の強化、医師確保などの医療課題が解消されることを強く望むものであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　共立湊病院改革推進委員会の共立病院改革推進に関する答申によれば、建設業者選定は公募し公開によるヒアリングを経てプロポーザル方式により発注するとなっております。一般的建設設計施工の流れは、設計方針を決め、基本設計、実施設計、確認申請、工事契約、施工、竣工となりますが、プロポーザル方式による発注では流れが一部異なる場合があります。2005年に発覚した姉歯秀次元１級建築士による耐震構造計算偽装問題検査機関、イーホームズによる見落としの問題等があり、確認申請がおりるまで従前より期限を要する状況が生まれております。

そこで町長に伺います。共立新病院建設着工及び完成時期はいつを予定しているかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　新病院の建設につきましては、公募型のプロポーザル方式によって開院目標に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

今議員ご指摘の確認申請に係る所要時間も含めて、現時点でははっきり申し上げられる状況にないと考えております。あくまでも開院目標として平成23年４月を予定しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成20年11月21日、共立湊病院改革推進委員会の共立病院改革推進に関する答申では、気候は温暖で風光明媚な場所であり、広い面積を有している現在の場所は売却を考慮せず、上手に土地を利用する必要がある。現在共立病院を地元南伊豆の多くの住民が外来受診していることを考慮して、無償診療所を置くことがよいと考えられると答申はしております。共立湊病院跡地は流行を利用するだけでなく、雇用創出の場所とならなくてはならないと思われます。

そこで町長に伺います。共立湊病院跡地は、跡地利用のどのような手順で決められ、いつごろから進められるのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この跡地利用につきましては、午前中の質問でもありました。現状

において介護老人保健施設なぎさ園が稼働をしております。また、病院機能移転後は病棟の解体と並行して、現在地に診療所を確保する計画であります。組合では共立湊病院跡地利用委員会、これは仮称ですけれども、これを立ち上げまして地域住民のご理解とご協力をいただきながら、町の活性化も視野に入れた土地利用を検討することとしておりますので、今年度中に要綱整備などを実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、株式会社ジェイウインド石廊崎による風力発電について伺います。

2007年10月、静岡県南伊豆町石廊崎地点における風力発電事業計画の工事スケジュールによれば、平成20年１月事業着手、実施設計等、平成20年10月現場風車基礎工事着工、平成20年12月風車陸上輸送開始、平成21年５月変電所工事着工、平成21年11月系統受電開始、試運転開始、平成22年３月運転開始となっております。

そこで町長に伺います。風力発電所建設工事は、工事スケジュールどおりに進んでいるのか、工事スケジュールの変更があったのか、変更があったとすれば、その理由は工事事業者から説明があったのかを伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この石廊崎の風力発電につきましては、事業者から土地利用事業指導要綱に基づいて、平成18年12月18日に提出されました実施計画承認申請書によって工程表が示されて以降、建築基準法の改正、風車基数の変更、風車位置の変更に伴い、その都度変更申請が行われてまいりました。現在は平成21年２月23日に提出されました変更承認申請書に基づいて工事が進められております。現在、風車17基のうち11基のタワーが建設をされて、１期は羽根がついて組み立てが完了しております。そして10月の下旬までにはすべてのタワーに羽根、ブレードがついて組み立てが完了して、11月の初旬から試運転が開始される予定と伺っております。

詳細は担当課長から説明させます。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　風車そのものにつきましては町長が答弁を申し上げましたと

おりでございます。それでまた手石地区にあります送電線の関係の進捗状況でございますけれども、送電線の状況につきましては、予定としましては10基組み立てをする予定であります。それで今現在７基までが完了しております。９月の中旬にはすべての鉄塔が組み立てを完了する。10月上旬には送電線がつながるということでございます。

なお、変電所につきまして、既に機器が設置されて試験中の段階であり、今後変電所の周りのフェンスの設置と植樹が予定されているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　風力発電所建設は、1993年旧通産省がニューサンシャイン計画を発表して、1997年京都議定書を採択するとともに、2001年新エネ法制定により2010年度の出力目標を30万キロワットから300万キロワットに修正し、2003年に電力会社に新エネ導入を義務づけるＲＰＳ制度を開始しております。そして環境に優しいクリーンなエネルギーと売り込み、国策として進められているものであります。

ところで、東伊豆町にある風車は国道135号線からも見えております。また、株式会社ジェイウインド石廊崎による風車も県道や海上から見えるようになり、また役場庁舎からも見えております。

そこで町長に伺います。伊豆半島は観光で生活し、南伊豆も観光立町であると町長は言っております。町長はこの景観を見てどのように思っているのか、その感想をお伺いします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この風車の景観の概要につきましては、平成18年７月と平成19年２月に事業者が実施した環境影響評価書の予測図にも示されております。そこでこの風車の見える景観が好ましいかどうかということにつきましては、それぞれ個人の考え方、見方もいわゆる主観によって異なりがあると思います。また全容がまだ今見えておりませんので、特に感想と言われても、今はまだ述べられる段階ではないと思いますけれども、本町といたしましては風車のある景観を新たな景観としてとらえて受け入れ、そしてこれを生かしたまちづくりを進めていくことも一つの考え方ではないかなというふうにも考えております。今後の推移を見守りながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　８月６日付の読売新聞によれば、風力発電用風車の騒音問題が起きている愛媛県伊方町三崎地区で８月５日体調不良などとの関係が指摘されている低周波音の測定調査が始まったと報道されております。環境省が全国３カ所で実施予定の一環で、委託を受けた県が行う。三崎地区では2006年に風車20基の試運転を始めて間もなく、住民から不眠や頭痛を訴える声が上がった。業者側の調査では低周波音が発生していたが、人体には影響ないとされた。しかし、住民側は納得せず現在も民家に近い４基が夜間に運転を停止していると報道されております。全国各地で夜間運転停止や休止状態の風力発電が見られております。

そこで町長に伺います。騒音問題、低周波問題により全国各地で夜間運転停止や休業状態の風力発電が見られるが、その件数や状況を把握しているかどうかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　風力発電施設の稼働によって、一部の地域の方から健康への影響が報告されていることは新聞等によって承知をしておりますが、国や県からの公式な見解の報告もなく、この事実関係が明確ではありませんので答弁はしかねます。

また、本町には連絡などありませんが、ご質問のとおり、現在環境省が被害の報告のあった自治体において調査を開始し始めたことが新聞報道されておりましたので、町といたしましては、今後の国・県の動向を見守ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成19年12月議会の私の一般質問に町長は、事業実施後に騒音のみならず、町民にとって何らかの被害が生じた場合は、町といたしましては協定書等により速やかに業者を厳しく指導していくと答弁をしております。平成21年３月30日提出の衆議院議員、社民党の保坂展人氏の質問趣意書、南伊豆では送電用の土地取得に関して同意を得ていない土地所有者への断りもなく測量用のくい打ち込み、土地所有者の権利を侵して土地利用の承諾を迫っている。業者のかかる不法行為による承諾の取りつけについて政府はどのように考えているかという質問趣意書に対し、政府は平成21年４月７日付で、ご指摘の件については当事者間で話し合いが行われていると聞いていると回答しております。

そこで町長に伺います。このように違法行為やほかにも脱法的な行為をする業者とどのよ

うな姿勢で住民被害に対する協定書を結ぶのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまのご質問の件につきましては、町といたしましては承知していないところでありますが、政府の答弁のとおり当事者間で話し合いが行われた結果として、現在工事が進捗しているものと存じます。町の石廊崎の風力発電事業に対するかかわり方といたしましては、自治体として当然のことではありますが、法律に従って業務を執行することを基本姿勢として公平かつ公正に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、介護保険について伺います。

厚生労働省の経営状況調査によれば、居宅介護事業所においては、平成19年度15.8％の赤字、平成20年17％と赤字が拡大し、９年間も２けたの赤字が続きながら、平成21年の報酬改定では居宅支援の基本料金は上げられず、ケアプランの作成数、担当数は制限があり、制度設計上に誤りがある、こう指摘されております。

また、ケアマネジャーの実質給与は常勤専従者が実務経験５年以上で33.3％を占めているにもかかわらず、月額25万から30万円未満が17％、月額20万から25万未満が36.9％、月額15万から20万未満が31.9％であるという、平成20年３月発表の三菱総研の調査があります。まさにワーキングプア状態にあるということであります。

そこで町長に伺います。町長は６月議会において、介護報酬の改定は介護事業者の処遇改善に資すると答弁をしております。介護報酬改定は居宅介護事業所の経営環境は改善され、介護従事者の処遇改善になったのかどうかということを町長に伺います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　介護従事者の処遇改善ということでありますが、平成21年度の介護報酬改定は介護従事者の人材確保、処遇改善を基本的視点の一つとして４月１日から改定をされたところであります。今回の改正が居宅介護支援事業所の経営改善、介護支援専門員にどのように影響したか実数値は把握をしておりませんが、介護支援専門員１人当たりの標準担当件数40件は維持しつつ、40件以上となった場合にすべての件数に適用された逓減制から超過部分のみ適用される仕組みに見直され、医療連携加算等新規加算が４加算創設、初期加

算の単価改正が行われたことによって経営改善等につながるものと認識をしております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成18年４月から介護認定は６段階から７段階に変更されております。要支援は介護給付から予防給付へ変更をされております。予防プランの作成もケアマネジャーから地域包括支援センターへ基本的に変更になっております。予防給付は介護状態の維持、改善、介護が必要にならないように自立するためのサービス利用で、介護給付のように生活に支障があるのでサービスを利用したいということは認められにくくなっております。予防給付は目標とその期日を明確にして、期日それまでの目標達成が求められております。

そこで町長に伺います。要支援者が自立となったケースはどのくらいあるのか、また要支援者が要介護になったケースはあったのか、予防給付制度の創設の成果、効果があったのかを町長に伺います。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

包括支援センターにおけます評価期間は６カ月、または12カ月になると、20年度の実績でお答えします。平成20年度の実績におきましては、要支援者が審査会において自立となったケースはありませんでした。状態改善のためサービス料が不用となる認定申請の更新をしなかった方が２名おります。平成20年度中、要支援者の認定者は65名おりまして、そのうち１が42人、64.6％、悪化が22人の33.8％、死亡が１人の方、1.5％となっております。

予防給付制度の検証からいたしますと、64.6％の方が状態１であるということ、それから本人や家族の方が介護が必要とならないよう自立するという介護予防意識の高揚等に関して効果が上がっているものと思われます。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　何らかの事情で介護保険が利用できる状況にありながら利用できない場合、緊急に一時避難的に緊急短期入所者介護や一時入所など措置制度で行うことができます。また、生活保護制度による措置制度も存在をしております。民生委員、近隣住民、医師、ケアマネジャーなどの連絡により措置の対象者が発見された場合や行政処分としての措置制度が適用されることになっております。

そこで町長に伺います。措置制度が適用された事例はあるのか、また、その適用理由はどのようなものがあったかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　措置につきましては、老人福祉法や高齢者虐待防止法にやむを得ない措置として措置をとるべき旨が規定をされております。契約による介護サービス利用が困難な場合や高齢者虐待が該当になりますが、本町においては措置制度を適用した事例はございません。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　ことし３月、群馬県渋川市の無届け介護施設静養ホームたまゆらの火災で10人が死亡しております。小泉改革で介護施設の総量規制、介護療養型医療施設が平成18年13万床あったものが平成20年には10万床に減り、全国の特別養護老人ホームへの入所待機者が30万人いると言われております。特別養護老人ホームの入所者を要介護４と要介護５とする方向の中で起こった事故でもあります。

全国では無届け介護施設を頼る行政、自治体がふえてきております。介護従事者、介護事業者、また利用者、そして行政、自治体までもが苦労する制度に介護保険制度が陥っております。

そこで町長に伺います。町内には特別養護老人ホームへの入所待機者はどのくらいいるのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　静岡県下県内所在の特別養護老人ホーム185施設を対象に入所希望者状況調査を実施をしておりますが、本町は98名の待機者となっており、県全域でも特別養護老人ホームへの入所ニーズは依然高いものとなっております。また、今後についても減少傾向はないものと考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、就学前の教育・保育について伺います。

幼稚園は1947年、学校教育法で３歳から就学までの学校教育機関、保育園は児童福祉法で戦前の託児所から保育所へと名前を変えて制定されております。また、1951年、児童福祉法の改定時に、保育園入所基準に保育に欠けるという規定が挿入されました。1956年には幼稚園教育要領が制定され、1965年、保育所教育指針が発表されております。そして、2006年、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定により認定子ども園制度が創設され、保育園、幼稚園のそれぞれの基準を満たすものとして存在をしております。幼保一元化は、単なる幼稚園と保育園の施設共用化であってはならないと思います。

そこで教育長に伺います。現在の幼保一元論は財政論、規制緩和論であり、子供の成長という視点が欠けていると思われますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　一元論ですけれども、共稼ぎ家族の増加とともに生まれてきた、つまり時代の要請といいますかから生まれたものと、そういう言葉だと思います。

幼稚園教育要領では４時間、保育所保育指針では保育所は８時間、これが保育所で過ごす時間と、そういう原則になっております。その違いはございますが、保育所にも幼稚園同様の教育機能を盛り込むという傾向、幼稚園には逆に預かり保育を導入して、時間延長をする傾向にありまして、そのことも一元論への流れを加速させているというふうに考えます。

ご指摘の子供の成長という視点ですけれども、これはどちらも、幼保両方とも考えております。保育所には、お昼寝の時間が設けられております。当然これは発達段階から、そうしているわけであります。ご存じのように、幼稚園は就学前の集団教育に力点を置きますけれども、本町の保育所は幼稚園にかわる一面も持っております。したがって、幼稚園同様の内容、教育に類する内容も盛り込んで行っていると、そういう努力をしているということが現実でございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　労働者の貧困、ワーキングプアの問題が社会問題化する中で、衆議院議員選挙期間中、８月23日の学生が主催する集会の中で麻生首相は、学生の若者に結婚資金がなく、結婚のおくれが少子化につながっているのではないかという質問に、それはお金がないなら結婚しないほうがいい、うかつにそんなことをしないほうがいいと発言したと新聞報道をされております。８月25日付の毎日新聞は、麻生首相の発言を不況下で就職難の若

者らの気持ちを逆なでする発言とも受け取れると報道をしております。

「官製ワーキングプア」と題する本まで出る時代でありますが、特に福祉系職員のワーキングプアが多いとも言われております。

そこで町長に伺います。当町における福祉、教育系職員、特に保育士の雇用はどんな状況になっているかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　ただいまの質問は、私のほうからお答えいたします。

臨時職員が今ふえているということに伴うご質問かと想像いたします。学校につきましては、複式支援の臨時職員が現在２名、そして特別支援教育、つまり最近、落ちつきのない子供が年々増加しておりまして、現在２名の特別支援教育の支援員、県負担で１人、町負担で１人、南中小学校と東小学校へ配置しております。それから、保育士の件についてございましたが、現在、正職員は18名でございまして、臨時職員が14名という状況であります。もちろん望ましい状況とは思っておりませんが、本町の財政力、定員管理計画からやむを得ない措置ということになっております。

平成22年度、来年につきましては、臨時的な措置として保育士２名の正規採用を予定しております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　平成21年６月19日、全員協議会において、南中幼保施設用地として南伊豆町石井に県が所有する土地を取得したいとの説明がありました。幼稚園、保育園の建設の選択肢としては、現在地での幼稚園、保育園を改築、または新築する方法、町所有地で新築する方法、南崎保育園のように学校統合跡の校舎を利用する方法などがありますが、そこで町長に伺います。

財政的に南崎保育園のように学校統合跡の校舎を利用する方法がよいと思われますが、土地取得までして南中幼保施設を建設するのかということについて、町長の見解をお伺いします。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　町長にかわってお答えいたします。

かねてから保育園、幼稚園の耐震性の問題、これは県のほうでも大分問題になっていまし

て、再三指導を受けております。昨年、四川大地震があって、ことしの８月11日には駿河湾の地震がありました。そういうことで、学校跡地があくのを待ってはいられないという時期に来ております。命の保護を考えなければいけない、そういうことでございます。

２所１園という、これは次世代育成計画、平成17年の３月ですが、決定した結論でございます。通所、通園のめども、もう１カ所は南中地区が妥当だと、こういうふうに考えます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　南伊豆町は明治22年、南崎村、竹麻村、南中村、南上村、三坂村、三浜村、いわゆる南賀６カ村が誕生し、昭和30年７月、南賀６カ村が合併をして現在の南伊豆町が誕生した歴史があります。明治の合併は小学校をつくるため、昭和の合併は中学校をつくるためと言われております。

保育園、幼稚園、小学校、中学校は地域の核であり、文化の中心的存在であり、また災害時の拠点でもあります。学校、保育園等の統合は、財政論、利便性、効率性だけでなく、地域を守る、不便さの共有という視点も必要であると思われます。町は中心地と周辺部があって存在することを考えると、南賀６カ村に学校、幼稚園、保育所を学校統合により使用しなくなった施設を有効活用していく方法もあり、それぞれの地域に残すべきだと思います。

そこで町長に伺います。町周辺部の過疎化、衰退化を促進しないためにも、学校、幼稚園、保育所の将来的配置をどのように考えているかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　学校あるいは保育園、幼稚園の問題でありますが、これは非常に大きい問題でありまして、我々も庁内でいろいろ検討協議を重ねております。そういう中で、理想としては住居により近い場所に施設があることが望ましいわけであります。しかし、財政負担であるとか、あるいは社会性のことを考えますと、２保育所、そして１幼稚園が適当ではないかと、これは17年３月の次世代育成計画にうたってあります。これに沿って進んでまいりたいというふうに思っておるところであります。そして、学校については、将来的には町内２小学校、そして１中学校が適当と、これも17年の学校統合審議会で合意がされております。

しかし、そうは言っても、保護者、あるいは地区住民の意向を無視はできませんし、時代

とともに環境も変わってまいりますから、平成26年を目途に、再度、学校統合審議会の立ち上げと検討が必要であろうというふうには今考えておるところであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　竹河君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　私の今日の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（漆田　修君）　竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで55分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時４４分

再開　午後　１時５３分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　保　坂　好　明　君

○議長（漆田　修君）　５番議員、保坂好明君の質問を許可します。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　５番、保坂。

それでは、早速、質問件名の１、平成の市町村合併の総括ということでご質問をさせていただきます。

まず、それについては２件お断りを申し上げます。要旨の１から３を一括して質問をさせていただくということと、また同時に、先ほど来、同僚議員から重複する質問等が出ておりますが、あえてお伺いいたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

長期にわたり続いてきた政権がさきの総選挙において政権交代が現実となった今、政治、行政の激変の可能性は必至で、市町村の今後にも大きな影響が出ると思っております。そこで時代が移り変わるといったときだからこそ、全国の市町村を揺るがした、特に小さな自治

体を翻弄したと言っても過言ではない平成の大合併劇は一体何であったのか、そのことをしっかりと検証し、また総括をしておくべきだという思いから質問をさせていただきます。

まず最初に、国が示した合併の契機、動機と言ったらいいかもしれませんが、幾つかあると思います。あえて、それは何であったのか、これについては総務課長、企画課長、どちらでも結構でございますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　国が推し進めた合併ということでございますけれども、一つの考え方としまして、我が町のような小規模な財政の自治体では、単独で今後やっていくのは困難であるというような見方も一つであろうかと思います。そうした中で、ある程度の人口規模の自治体を形成し、運営していくというようなことが一つの方法ということが原因というふうに思われます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　今のお話はスケールメリット、そういった、それを生かした地域、また自治体のあり方というところだと思いますが、当然その幾つかには行政需要の高度化とか、それから多様化への対応、それから人口減、高齢化社会の到来に対する対応とか日常生活圏、経済圏の拡大への対応、地方分権への対応と幾つかございます。ただ、それらは、この平成の大合併を進めるための事柄としては、教科書どおりの建前論であるなという判断ができます。

当然そこには自治力の強化ということにつながるわけでございますが、その要因を図ろうとしたことは当然私としては理解はできます。しかし、国のこの政策によって合併が進められた本質的な最大要因というものが一体何なのか。それは自治体側に直面する財政的危機感というものが生じたということからではないだろうかというふうに思うわけでございます。

その本質的な最大要因が何だったのかは、後でまた質問等、私はしますので、これについては、今この場でのコメントは要りませんが、自治体側に直面する財政的危機感という現象が、特にこういった我が町みたいな小さな自治体に顕著にあらわれていたと、これは全国事例から見てもわかりますが、その辺に感じるところはございますでしょうか、町長いかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　このたびの合併を進める段階で、よく言われたのが財政的な問題と人口減少であります。その中で、今、保坂議員の言われたのは財政面からの指摘でありますが、我々はやはり自主財源の乏しい町でありますから、これは今までも、午前中も出ましたけれども、国頼み、県頼みの財源を求めることが多いわけであります。そこで先般、今申し上げましたように国が進めた三位一体の改革の中で地方交付税は減らされ、そして補助金も減らされ、税源移譲とはいうものの、ほぼ、こういう小さい町にあっては、その恩恵をこうむることが余りないというぐらいの税源移譲でありまして、そうした中で我々は将来に見通しを立てると、どうしても、もう近い将来立ち行かなくなるだろうという予想を立てました。

そこで、じゃ、何年もつのか、何年後に財政がもたなくなるのかということを言われますと、これは年々変わる国の政策的なこと等を考えますと、我々としては非常に推計が難しい面がございました。しかし、やはり合併を進める中で、そういうことをよく検討をして、できる限りの情報収集、資料をもとに我々は推計したわけでありますけれども、それで財政的な危機感というのはぬぐい去れないというのはありました、そういう意味では。であるから、我々はそういうことを最大の、人口減もそうですけれども、一つの合併を進めるための考え方として取り組んできた経緯があるわけであります。

そういうことで、この問題は、議員も申されるように、財政的な面というものは、今度の場合は政権もかわりましたし、まだまだ先行き不透明ですけれども、しかし、我々の町というのは国や県がどうなろうとも自分の力は自分でつけていかなければならない、自主財源を求めながら、できる限りの財源を蓄えて、そして将来の備えに努めるべきだという考え方は変わりませんので、そういう考え方のもとに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　ただいま町長の答弁の中に、財政的危機感があったという思いのご発言と。それから、次の質問の答えも、もうそこに出ていたわけでございますけれども、突如として平成の大合併劇が演じられた、突如として出てきたと。

町長は行政経験、また特別職含めてご経験が長い、また議員もされているという中から、あえて伺いたいのは、この降ってわいたような合併劇の以前、先ほど答弁の中にありましたけれども、自治体側にこの合併が出る前、合併をする必然性があったのかどうか、我が町に。

そこをもう一度、ちょっとご確認をさせていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今回の合併は、昭和の合併から半世紀たっての合併でありました。そこで、じゃ、合併の必要性が法律がまだ施行される前にあったのかと言われると、我々は自治体を運営する中で国や県の政策的なことが非常に影響が大きいわけであります。でありますから、今回のこういう合併の新法、その前の旧法もそうですけれども、こういった国が進める政策というのは、すべてのことがこれをもとにして、今後、国の政策等は進められるのではないかという我々は予測を立てざるを得なかった面があります。であれば、この際、合併に前向きに取り組むべきであるということで、我々の町もそうですし、ほかの市町もそうだと思いますけれども、取り組んできたと思います。

ただ、この合併というのは非常に難しい問題で、枠組みであるとか、それぞれの置かれている自治体の立場というのは、過去の歴史ではいろいろみんな違うわけですので、難しい問題がいろいろあります。そうは言っても、こういう国が進める政策的なことの中で我々はできる限りの考えをそれぞれが出し合って、協調し合いながら取り組んでいくべきではないかなということで我々は取り組んできた経緯があるわけであります。

したがって、法律前に、じゃ、合併する必要性があったのか、考えがあったのかと言われると、これはこの法律がなかったとしたら、どこの市町も恐らく――ただ、人口減少であるとか財政的なことを考えると、合併はということは声は出たかもしれませんけれども、実際にこれまで踏み込んで取り組んできたのかなということは、ちょっと私としては、ここでは答えられません。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　私も恐らく国の政策がなければ、当然、先ほど答弁の中にありましたように、、その当時の交付税も現状維持であればこういった話にはならなかったのではないかなというふうに思うわけでございます。ここがまさしく平成の大合併を検証する上では非常に大きなポイントになると思うんです。

これについては、また後ほど重ねてお伺いいたしますけれども、そこで、今回の全国さまざまな合併協議、これも進められましたけれども、その経過からはっきりした事実が幾つか

ございます。それは、平成の合併は、当初、分権並びに拡充の流れを理由に、国は途中まで自主尊重の流れ、姿勢で考えていたということでございます。これは私も旧法を含めて、こういう流れがあったというふうには思いますが、しかし、その後、合併が思うように進まないという状況から、一転して国は合併に対して強行策に転じて、このため地方交付税の特例措置や特例債の大盤振る舞いなど、いわゆるあめと、非合併に対する地方交付税の補正廃止、さらには人口１万人以下の町村の財政破綻に対する、そういった恐怖観念的な姿勢で、それをあおるといったこと、これがいわゆるむちと言われますが、そういうあめとむちを併用して合併に追い込んでいったということは、当然ここにいる皆さんは周知の事実であると思います。

このようなことから、先ほど伺いました平成の大合併に自治体を進ませた本質的な起因、要因、それは自治体側に直面する財政的危機感を生じさせたと。そして、今、合併しなければ、地方交付税が先行き不透明で、このままでは自治体運営に支障を来す、このままでは自治体運営はやっていけないといったような声が聞こえたところでございます。最後のこのままでは自治体がやっていけませんといったことは、私もこの場で質問して、当時の当局から、そういった声を、答弁をいただいた記憶もございます。

そうしたことによって、一種の恐怖感というものを自治体側に植えつけさせたというふうに私は理解しますが、これらの経緯について、現執行部のかじ取り役であります町長、非常に先ほど来の答弁からしても感慨深い思いというものがそこにあると思いますが、このような成り行きが現状あったのではないかという私の質問に答えていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この合併を進めるというのか、法律によって合併が進められてきた経緯ということを考えますと、国が将来的なことを考えた中で、どうしても、もうこの平成の今どき、この時期に合併を考えないとということで、いろいろな財政的なこともありますけれども、ほかのことも含めてあったと思います。ですから、私はこの合併については、全国で取り組んできた自治体が結果的には合併に至らなかったそれぞれの市町があるわけですけれども、それはそれとして、このことは我々としては、今までに自治体がそれぞれ進めてきた歴史の中で踏むべき道ではないかなという、明治の合併もありましたし、昭和もありましたし、時が流れて、そうした時代の流れの中で諸条件が変わってくるという中では、一つのこういう、ある意味

では自治体を見直す変革の時期もあるのかなという思いもしておりました。そういう中での今回の合併であったと思います。

このことは、前から言われております合併の検証を全国町村会が行った、検証された冊子があります。この中でも、あれは17の自治体でしたか、合併したところ、合併しないところ、それぞれの首長、あるいは職員の声をそれぞれ、あの書の中に上げてありましたけれども、私もそれを見ましたけれども、どちら側とも、それなりの実際にかかわった生の声が伝わってきました。ですから、これらは我々としては参考にしながら、合併は結果的に至らなかったわけですけれども、今後も行政運営に生かしていかなければならないなという思いがしております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　今のご答弁に、もう一度、再度確認するような形になりますが、２点についてお伺いいたします。

確かに総括的に検証した冊子もございます。その中で立場によっていろいろな意見があることも承知の上でございます。合併が今、ですから一段落した今だからこそ、合併評価というものが大事になるのではないのかなということで質問をしているわけでございますが、その中に特に小さな自治体、それから合併したとするならば、周辺部という自治体から、もとの自治体からの声でございますが、一つは、合併を選択した市町村にマイナス評価が多いということが多く見られます。それと２つ目には、小規模市町村同士の合併が地方交付税の特例措置の消滅や合併した地域の周辺部が著しい衰退現象に見舞われているというところがございます。

そういった事実があるということを含めて、先ほど同僚議員がご紹介しましたけれども、岩手県知事並びに総務大臣を務めた、また合併推進側にいた増田寛也氏、元の大臣ですが、全国の市町村を揺るがした国による合併推進運動について、本年７月18日の新聞に、合併した町も単独で自立を目指した村も分権はいま一つ進んでいないまま財政難ばかりが目立つ。自治力の強化、自治の力を強めようとした者から言えば複雑な心境だが、合併により負の面が多かったことは認めざるを得なく、今後の合併は一切やめるべきだと、これは断言をしております。

その後、また継承しました鳩山総務大臣も同様の旨の発表をしておりますが、こういった

事例と、それから務めた大臣がこういう発言をしているということからすれば、根本的にこの平成の大合併は、その手法が違っていたのではないのかというところでございますが、これらの発言について、もう一度、町長、お考えを伺いたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの合併についての賛否の意見、あるいはそれなりの地位のある方々の発言でありますが、合併を検証するに当たって、合併をしたところ、しないところあるわけですけれども、例えば５年、10年というスパンで、あるいはもっと長く見た場合に、合併したことがよかったのか、しなかったことがよかったのかというのは、これはまだまだある程度時間がたたないとわからない面もあるではないかなという思いがしております。

ただ、今、新法、旧法、あるいは新法の合併が終わってまだ10年もたたない間でありますから、もちろん、いろいろな面でデメリットの面があるいは目立つかもしれない。メリットというのは、なかなかこれは出てこないんではないかと。じゃ、合併しなかった場合に、どうなのかということは、これは比較するわけには、合併したところはなかなか難しいと思います。でありますから、比較論ということは、これは非常に難しいと思います。

ただ、直接、住民へのサービス、サービスは高くということを言われておりましたけれども、こういう面の低下であるとか、過疎化であるとか、中心部だけが栄えたとかいうことは実際に出てきたようなこともありました。そういうことですから、これは今までの経緯を見ておりますと、今回の合併は議員が言われるようなこともわかりますし、我々としては、そういうこともいろいろ参考にしながら取り組むべきではないかなという今思いであります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　いよいよ平成合併劇の核心の部分を質問したいなと思うんですが、今、町長は、それらの結果を踏まえて今後の行財政運営に生かしたいという旨のご発言だと思いますが、やっぱり検証をするべきところは、しっかり検証しなければいけないなという思いで再度ご質問をさせていただきます。

南伊豆町は、現在まで３パターンの枠組みにより合併協議を重ねてきました。私も合併協議会が議論の場であるとして、その設置には賛成した経緯もありますが、この平成大合併の背景には、これは町長もご存じのように、政府の約800兆円もの借金と、その分権を名とす

る、先ほど答弁していただきました三位一体の改革で、これが約６兆円の削減によって国・県の合併強制の強固な姿勢であったのではないのかなと。それが私は始まりであったと。ですから、先ほどお伺いしましたけれども、合併をしなければならない必然性というのはあったのかというところから今のこの流れを考えますと、その理由の根拠、この合併に向かうための根拠というのがはっきりするわけでございます。

３回の協議会を見て、これは私の個人的な検証ですので、町長のお考えを伺いたいところですが、どの枠組みパターンの協議会を見ても、市町村の将来像を描くなどとは、当然時間的にも無縁に展開されたのではないのか、これが一つでございます。

その２つ目に、枠組み、短期間に３回あったわけです。その枠組みも県の介入があって、そして、その考え方というのは、私が知る限りにおいては、言葉は悪いですけれども、場当たり的だと。結果、基礎的自治体のあり方など当然描けることもなく、要するに平成の大合併の問題点というのは突如としてあらわれ、その計画性がなくて、やっぱりビジョンを描くというところが欠如していたんではないのかなと。ですから、そのプロセスに問題があったと。

先ほど同僚議員の質問に、総務課長は、事務事業のすり合わせで職員が一生懸命やっていたと。私は当然、それは理解しております。ただし、先ほど言った、この平成の合併によって、全国の市町村、特に小さい市町村は翻弄されたと。その翻弄に巻き込まれた犠牲者であるということが言えると思うんです。ですから、そういったプロセスが悪かったのではないかということを私はこの検証をする際に思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまのご指摘は、過去我が町が取り組んできた、３回、旧法からの合併のことを言われました。そこで、枠組みであるとか、あるいはビジョン、プロセスの問題等を言われましたけれども、我々は限られた法律の期限の中で取り組まなければならない。そして、これは県の構想の中での合併を我々としては基本的には進めてきたわけですので、そうこうして考えますと、言われるような、ある意味では、翻弄されたという言葉を使われましたけれども、我々としては、それに沿って、この法律がある限りは、法律のこれは時限立法ですから、その間に合併をということになると、おのずとそれに合わせた合併の協議等をスケジュールに従って進めざるを得ないということに、我々、これは行政サイドのどうしても考え方になりますけれども、ということになってくると思います。

ですから、皆さんが議員の立場で、あるいは町民の立場で見ておられると、そういうことを感じられるかもしれませんけれども、我々は法律に従い、国の政策に従い仕事をしておりますので、おのずとそこには、そういうことで見られても仕方ないかなという面もあると思いますけれども、そういうところで今日はひとつ。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　職務上これを進めなければならないという立場から、非常に苦しい答弁だと思います。

ただし、町長、もう１点だけ、そういった答弁から、お言葉から当然考えるんで、ここだけはご感想というか、本心を述べていただきたいなと思うんですが、先ほど来、幾つか私も質問をさせていただきました。ただし、背景には政府としての約800兆円の借金があって、交付税を削減した、それから自治体は合併に進まなければならない、それから国・県を通して職務上も通達が来ているんでしょう。だから、そういった流れから全般的に話が進んでいったということは当然私は理解できます。ただし、お話の中にありましたように時間的制限、この自治力の強化をするために時間的制限というのが私はあるのかなというところが一つございます。

それともう一つは、この合併の目的、これが本質的なところだと思うんですが、今言いました国の財政再建のために、この借金しわ寄せを地方に押しつけたというところが根本的な原因だと私は思うわけでございますが、その辺、率直な感想、難しいことは要りません、率直な感想で結構ですが、いかがですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　時間的制限と私が申し上げましたのは、これは今回は22年、来年の４月、３月31日という新法の場合は期限がありました。そういう中での合併の取り組みという意味で申し上げました。

それと財政再建ということですけれども、これは将来に押しつけるということを、今、800兆円の借金ということを言われましたけれども、我々は国民の１人として、あるいは１自治体として、国がこれだけの借金が今あるという中で政策的なこともありますけれども、それはそれとして、そうであれば、国がそういう中での今回のもし合併推進であるとするなら、これはできる限りの我々は協力というか、国の政策に従うべきではないかなという気持

ちはしております。

ただ、これを地方へ押しつけるということのこの文言については、国が、じゃ、この800兆円の借金をどういう形で、将来、子孫へ残すことのないように解消できるのかということを、これは国の政策的ということになってきますので私はここで申し上げるわけにはいかないですけれども、こういう今、日本の国は状況にあるということを考えなければならない。これは自分たちの時代だけでなくて、将来、子孫までこういうことが引き継がれていくとなると、今そういう考えのもとに行われている政策の一つであるとすれば、私は考え、お互いに話し合いしながら進めていくべきではないかなという思いはしております。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　こういった一連の中から、当然自治に対する考えや見方、それから行財政改革を進める上において当町は素早く行動に移ったわけでございますけれども、そういった一連の流れを考えますと、非常に合併のよしあしというか、結果はともあれ、そういった対応で学ぶ点は非常に多いと思います。

特にこの流れの中では、地方分権、本格的だとは私は思いませんが、国が地方分権を唱えていたということに対してはそういう事実でありまして、私も地方分権については賛成論者でございます。その理由については、人口減は、先ほど来、同僚議員が質問しておりましたけれども、当然地方から始まることでありまして、その要因によって国内の経済規模が縮小すれば、おのずと輸出への依存度が高まります。経済構造の変革をその中で考えるならば、地域をどう位置づけするのかということを真剣に考えなければならない。そこを真剣に考えることが地方分権にまたつながっていくものだと私は考えるわけでございます。

先ほども、これもちょっと町長の答弁でありましたけれども、今日まで日本の政治並びに経済は中央が中心でございます。しかし、今、世界を見てもグローバル化が進む現在においては、こうした一部に集中する画一的な発想というのは、これは世界から見れば弱点になるわけでございます。よって、地域がさまざまな異なる資源を活用して、その経済活動を行うことは、当然一極集中よりはリスク分散につながって、あわせて地域の特色を支援するためには、全国画一的な規制を改めて地域ごとに異なる規制や緩和措置を設ければ、地方がもっと自由に、または自立的な活性化に結びつくというふうに私は考えるわけでございますが、ぜひとも今回の平成の合併劇を通じて学び取る点の一つにおいて地方分権を今後さらに考えるならば、こういったところにも、また改革の声を県や中央に届けていくということが大事

ではないかなと思いますが、こういった状況において町長どのように思われますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、地域のそれぞれの実情に応じたという自治体、自治づくり、自治の形成ということを申されました。これは今までも、例えば過疎、あるいは半島、山振等、それがそういったことであると思います。ですから、こういった法律を我々としては生かしながら、こういった地形ですから、国や県に対して、今でもそうですし、今後も要望してまいりたいというふうに思っております。

何としても、今回、何度も申し上げますけれども、政権がかわり、我々としてはまだ非常に不透明な部分もありますので、よく国の動きを見きわめながら今後の町政に生かしていきたいという考え方です。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　さらに、町長、とにかくこの地方分権を推進するならば、国と地方の役割分担の見直し、それから国の権限や財源を地方へしっかりと移していただくということ、それによって国民の生活、地域の住民の生活がどのように変わるのか、そしてまた権限などの移行後、地域がどう活性化していくのか、この辺のプロセスというか状況を我々はもっと議論をしなければならないというふうに考えるわけでございます。ですから、今後継続してこういったことが議論ができるように、また住民の方にも参加していただいて意見を交わしていく、これが自治力の強化にもつながると私は認識しますので、その辺を要望として一つ上げておきます。

そして、最後に地方自治の基本原則でございます。すなわち基礎自治体優先の原則でございますが、当然、今らさ私がここで述べる必要もないと感じますが、あえて申しておきたいというふうに思います。

住民の意向の的確な反映、それから住民の利便性の向上、地域の活性化等の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な地方自治体たる市町村が担うことが望ましいということを明確にうたってあるわけでございます。これをそれぞれここにいる皆さんが胸にしまって、今後の行政運営、また議会活動に従事されることを私も含めて考えていき

たいというふうに思うわけでございます。

それから、時間も過ぎますので、次の質問に入らせていただきます。

第５次総合計画の策定を含むまちづくりの指針としまして、まず最初に、これは簡単で結構でございます。過疎自立支援法の継続的な見直しというのは、当然、政権が交代する中でなかなか不透明な部分があるかもしれませんが、述べていただけますでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの過疎自立促進法の見直しについてでありますが、第５次総合計画策定におきましては、伊豆縦貫自動車道の早期完成であるとか、あるいは賀茂地域医療の充実、そして観光産業の発展等につきましては重点項目になることは必至であります。それらの事業を推進するためには、新たな過疎法の制定が何としても必要であると思います。過疎地域の振興対策につきましては、４次にわたる特別措置法によって社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきております。

さて、そこで今の過疎地域の自立促進特別措置法は、ご存じのとおり、平成22年３月末日をもって期限となりますが、本町のような過疎地域におきましては少子高齢化の進展、観光業を中心とした地域経済の停滞、社会資本整備における都市との格差など依然として厳しい状況にあります。そうした中、本町議会におきましても、先般の６月11日に新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提案、採決していただいたところであります。

今後、本町が加盟しております静岡県地域活性化協議会におきましては、静岡県との連名による要望書を作成の上、国会や政府関係者に対して10月を目途に要望活動を展開していく予定になっております。また、全国過疎地域自立促進連盟におきましても、11月に行われる総会及び新過疎法実現総決起大会終了後に要望活動を実施することが予定をされております。

今後は静岡県地域活性化協議会を中心として、全国の過疎地域、市町村と連携を図りながら、時代に対応した新過疎法の制定を国に対して強く要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　その要望陳情の中であわせて伺いたいんですが、次の伊豆縦貫自動車道の工事事業スケジュールの確認、これを簡単にさせてもらって、かつ道路完成までには当

然時間がかかります。政権交代であっても、引き続き、先ほどの過疎自立支援法の要望活動と同時にこの陳情をしていただくという必要があると思います。

また、それをあわせてお願いしたいということと、それから道路開通への思いというのは当然地域からすればいろいろあると思います。地場産業の活性や救急搬送の利便性、そして開通後には都市部への通勤が可能になるといった状況も考えられると思いますが、特に首都圏により身近になれば定住や交流人口の拡大というものが一層図られますし、伊豆の中でも風光明媚な我が町においては発展の可能性というのは非常に秘めております。

そういった状況の中で、ぜひとも伊豆縦貫の開通に対する要望活動を含めて、開通後、地域がどのようになると予測されているのか、これも時間がありませんので、ちょっと簡略に述べていただければと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この伊豆縦貫自動車道の工事関係でありますが、今、ご存じのように、沼津市を起点として下田市に至る延長約60キロの伊豆縦貫自動車道でありますが、この建設につきましては、先般、まず東駿河湾環状道路につき、７月27日に、ご存じのように沼津の岡宮インターチェンジから国道１号線に接続する三島の塚原インターチェンジまで、約10キロですけれども、これが開通をしました。また、三島市の塚原から大場・函南、函南塚本区間の整備も進んでおり、平成20年代半ばごろには供用開始を予定しているということであります。

次に、天城北道路につきましてでありますが、伊豆市の修善寺から伊豆市役場までの計画延長6.7キロメートルのうち、修善寺インターチェンジから大平インターチェンジまでの1.6キロメートル区間は平成20年４月11日に開通をしたところであります。残る5.1キロメートル区間についても、国による用地買収等、事業が進められております。

そして、次に、河津下田道路でありますが、計画区間の延長約13キロメートルのうち、下田側、これは下田インターチェンジから下田北インターチェンジにつき１期区間６キロが都市計画決定、環境アセスメントの手続が進められております。また、２期区間７キロメートル、これは下田北インターチェンジから河津インターチェンジについても、国において事業化に先立つ環境アセスメントの手続中で、環境調査の補足調査等が進められております。

このような状況ですので、関係各機関と連携し、伊豆縦貫自動車道の建設促進について関

係方面に要望してまいりたいと思っております。伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路あるいは新東名高速道路と一体となった高速交通サービスの提供によって、海、山などの自然環境であるとか、あるいは温泉などの観光資源に恵まれた伊豆地域の発展に大きな役割を果たすとともに、伊豆地域の交通混雑の緩和、地域住民の安心・安全な生活環境の実現などが期待されるところでありますので、今後もこういったことで、より強力に関係団体と一緒になって建設に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　それでは、質問を進めます。賀茂地域における医療圏の充実について伺います。

共立湊病院の新築移転計画は、総務省の公立病院改革ガイドラインにのっとり無事に指定管理者も決まり、計画はいよいよ佳境に入っていくところでございます。賀茂医療圏の中核病院の医療充実は、この地域住民の安心・安全を図る最大の住民サービスであると断定できますが、賀茂医療圏の医療体制にはまだまだ十分でない点がございます。

そこで、夜間救急センターの設置や医療連携の充実強化が当然考えられるわけでございますが、中核病院を中心とした賀茂医療圏域の充実を今後どのように整備、また充実させていくのか、まず伺いたいところでございます。

そして、続きまして、もう一つ伺います。

今月の４日、５日で、私たち組合議会の議長、それから私と特別委員長、事務局で千葉県の鴨川市にあります亀田総合病院と亀田クリニック、そして亀田メディカルセンター、亀田ファミリークリニックをくまなく視察する機会を得ました。千葉県南部の基幹病院として救急医療から急性期医療、そして在宅医療に至るまで、地域のニーズに合わせたきめ細やかな医療を提供しておりまして、診療科目は全部で31科目、病床数は一般で865床、精神は60床と、途方もない病院でございました。しかも患者への配慮、そしてその医療ノウハウが施設はもちろんのこと至るところに配置されており、非常によい勉強になったところでございます。

同時に鴨川市は、ちょうど下田市と南伊豆町の人口を合わせてプラス3,000人ぐらい、だから３万7,000人ぐらいだと伺いましたけれども、その病院の１日外来、クリニックの外来は3,000人からの人をこなして、その様子と病院の雇用人数が約3,500人、医療が地域経済を支えている現状に私はカルチャーショックを受けて帰ってきたところでございます。言いか

えれば、この共立湊病院、約200名の従事者がおり、地域内でも当然その最大級の企業とも言えるわけでございますが、今後は医療内容の充実を新しい指定管理者のもと、その内容を求めるならば、当然理事長の志次第というところがございますけれども、地域住民がその医療を育てるという観点から、第２の亀田を目指すことはこの地でも十分できるというふうにあわせて実感したところでございます。

その亀田総合病院医療法人の鉄蕉会と亀田理事長と話すこともできましたので、そのときに大変興味深いお話をいただきました。現在の有効求人倍率、普通では大体0.5ぐらいだというふうに思いますけれども、看護師においては４から５、それから医師においては６から７と非常に高い求人倍率を持っておるわけでございます。

ここで、ちょっと議長にお断りしたいんですが、関連でありますので、通告はしていないんですけれども、答弁を求めるものについては、町長と担当課長と記してありますけれども、教育長に１点だけ確認をしたいのでご了解をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（漆田　修君）　はい。

○５番（保坂好明君）　では、了解を得ましたので、教育長、亀田理事長が、地域の中学、高校で優秀優良な生徒をぜひ医療界への人材として進路指導の段階からお願いしたいと言っておられました。それについては、当然今申しました求人倍率からもそうなんですけれども、これからまさしく本格的な高齢化を迎える日本においては、さらなる人材が欲しい。ですから、人材が乏しいから、優秀なそういうまた体の健康な子供さんたちをぜひ医療界へと勧めてくださいという強い要望がございました。こういった時代背景が当然求めるところもございますけれども、これについてご意見を賜りたい。先に、先ほど言いました賀茂圏の医療充実については、担当課長いいですか、町長。では、お願いします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの賀茂医療圏についてでありますが、まず、これを考える前に、やはりこの地域医療の実態をまず把握しなければならない。そして、これを充実させるためにはどういったことが考えられるのかということから入っていくことになると思います。

そこで、今当面する問題として、やはりまず１番目として救急医療、それから産科の問題、そしてまた専門的な医療連携の体制、こういったことが上げられると思います。こういう中で今進めている共立湊病院の建てかえ問題であります。そういうことの状況の中で、やはり

まず救急については、今、賀茂圏域では賀茂の医師会と契約を締結して、１次救急の平日夜間は在宅通知制、土曜午後、日曜・祝祭日は在宅当番制、こういうことによって今対応しておりますが、１次救急が十分に機能していないために、大部分が２次救急に搬送されて、２次救急の医療機関の負担が大きくなっているというのが現状であると思います。

そしてまた産科については、当圏域においては産科、産婦人科を要望している医療機関は３カ所でありますが、分娩を取り扱っているのは診療所、助産所の各１カ所のみでありまして、そのためにやむなく賀茂圏域外への医療機関で出産しなければならないという場合があるわけであります。

そしてまた専門的な医療連携ということですが、これについてはがんの集中的治療、脳卒中、急性心筋梗塞等の急性初期医療や専門的医療機能を有する医療機関がなくて、他圏域に依存している状況であります。また、圏域内での医療完結が困難になるため、他圏域の医療機関との連携体制の構築が求められているという状況であります。

こういう状況にありますので、今度のいわゆる共立湊病院の建設に当たっては、こういったことをよく念頭に置きながら、どういった病院がこの賀茂地域として必要なのか、こういったことをよく検討しながら、賀茂医療圏としての中核病院として考えていかなければならないかなという思いが今しておるところであります。

私から以上です。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　先ほど、医療を志す子供たちというような、そういった内容のご質問がございました。これは非常に難しい問題でもありますけれども、いわゆる中学校から高校、大学、全部すべてにわたって、今キャリア教育というのが非常に叫ばれております。中学校、高校、大学では、インターンシップといいまして就業教育、つまりその中に入って実際に体験せよと、これを物すごく大事に扱っています。フリーターの方々にも再教育を今やろうとしている。これらを総称してキャリア教育と、こう呼んでいますけれども、この中で、こういった医療のようなとうとい仕事を目指す子供たちがたくさん出てくれること、これを期待したいということなんですけれども、いずれにしても南伊豆の子供たちのケースで考えてみますと、結構医療機関の体験もしております。例えば東中学では年に３日連続でしたか、インターンシップというかやはり職場体験、これをやっております。南中学は１日か２日やっぱりやっていると思いました。この夏休みにも、これはボランティア体験と称して医療機関あるいは介護施設、そういったところへと大勢の子供たちが行っております。こういうも

のを通して、やはり医療の大切さ、介護の大切さ、老人を大切にすること、そういったようなことを学んでくる、実際に味わってくると、これが非常に大事だと、文科省も大変いいことを言っているわけですけれども、そういう流れが南伊豆にも入っております。

これは、ちょっと横で聞いた話なんですが、東中で体験したインターンシップやった子供、病院へ体験に行った子供がお医者さんに将来なりたいというふうなことを、英語の弁論大会で発表するというふうなことを聞きました。それは職場体験をやったことを発表すると、こういうことでございました。こんなような、やはり有為なる生徒諸君が出てくれること、これは大変ありがたいこと。先ほどの亀田病院のように、こういうふうにうまくいくといいんですけれども、南伊豆からもたくさんこういったとうとい仕事を求めて、若い子供たちが成長してくれることを期待しております。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　非常に２人から思いのあるお話でしたが、当然この新病院については、賀茂圏域全体の連携の中で中核病院、さらにはこういった将来的に地域で成長する亀田総合病院のような姿をぜひ理事長含めて皆さんで協力してつくっていただきたい。さらには、この地域の子供さんたちから、その医療に携わる将来お医者さんや看護師さん、また技術者も当然ありますので、そういった子供さんたちが出てくることを期待したい。

そういったところで、これは一つのご提案なんですが、亀田さんのほうでも看護大学、今、設立開校に向けて準備中というふうに伺いました。静岡県でも医師になるための奨学金制度を私学のほうにも出すというところで、この間、聖マリアンナ医科大学の明石理事長にお話を聞いたときに、既に聖マリアンナさんでも５人枠を静岡県からいただいていますというところでございますので、逆に今のようなお話であれば、町独自でも看護師になるための奨学金制度というものを創設して、将来はこの地域に戻ってきて、この地域の病院並びに医療機関に勤めていただくというようなことができるのではないかということから、そういった奨学金制度、これはもう時間ありませんので、要望としてまた考えてください。

そして、次の質問なんですが、最後の質問でございます。町の産業支援と新しい観光産業のあり方を伺うわけでございますが、今までの産業支援というのは、先ほど同僚議員の中でお話がありましたので、もうここでは割愛させていただいて、その前に新しい産業の創出という点においては、今までの例えば産業と、それから今後、今私が質問をしています医療というものの組み合わせ、これは普通で考えれば、全くその性質の違うものでございますが、

これをもっと細かく細部にまで見ますと、意外と共通として地域まちづくりの点において活用できるという点があると思います。

それは、この近郊においては、一つは、赤沢にございます企業の日帰り温泉、宿泊、それからレジャー施設、さらには化粧品メーカーでもあるガイデンだと思うんですが、海洋深層水というものを今大きくテレビの宣伝、コマーシャルなども含めてアピールしている。そういったことも当然ございます。先ほど同僚議員の質問で産業観光課長から少しお話ありましたけれども、メディカルリゾートということがございました。そうした点においては、この医療、特に医療の中でもアンチエージングといいますか、言葉では年をゆっくりとりましょうというか、そういった意味合いだと思うんですけれども、アンチエージング医学とこの地域の自然並びに生産物、それから自然の中の環境というものをいろいろ組み合わせすれば、逆に従来の観光型ではない、新しい滞在型の医療を核とした観光産業のあり方が提案できるんではないかというふうに思うわけでございます。

ですから、当町においても、今まで医療が地域にありながら、固定概念的なものから当然そういった発想というのは出なかった。これは私もこの組合議員になって２年ですが、改革を進める際に、そういう発想というのは正直言って持ちませんでした。ただ、今回この９月４日、５日、亀田さんに伺ったときに、初めてそれが痛切に理解できました。これは、医療というものが地域経済を支えると同時に、この伊豆半島の特色、また観光というものをそこにまたプラスすれば、もっと伊豆半島ならでは、南伊豆町地域ならではの観光産業の創出につながるのではないのかなというふうに思うわけでございますが、この辺、もう時間制限がありますので、簡単に町長並びに産業観光課長と、それから健康福祉課長、何かご意見がありましたらお願いします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

全く新しい発想でのいわゆる産業に結びつけた医療ということではないかと思いますが、これについては、今進めている共立湊病院の建てかえ問題とあわせて、すばらしい環境、恵まれた条件の中での跡地利用、これも検討に入ることになりますので、そういったことも含めながら、今後我々としては頭に入れながら、今言われたことをよく検討しながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員申されますように、当町には海山ですとか、豊富な温泉等々がございます。今言われましたメディカルリゾート、これが高水準の医療サービスと組み合わせた海外のことでございます。健康診断ですとか、デンタルケア、また今、議員が言われましたアンチエージング、スキンケア、リハビリ滞在などの幅広いサービスを受けられるようにすれば、観光関係機関ですとか密接的な関係がありますので、それらも医療関係機関などと協議をして、また取り組んでいきたいなと考えます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　お答えいたします。

私、午前中に前議員の問題の中で福祉医療と囲いこまないというのを読ませていただきました。まさに今、保坂議員がおっしゃるように、地域密着型の医療、福祉、こういったことを含めた包括した考え方です。住民が心地よい環境でなければ、観光客にも決して心地よいはずはないというのが私の信念でございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　保坂君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　こういった今皆さんがお答えいただいた物事を、ぜひこの次、政策作成する第５次総合計画に盛り込んで、いわゆるどこの市町村のものを見ても同じようなものではなくて、いわゆる南伊豆町らしさがその中に盛り込まれた総合計画の策定をお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（漆田　修君）　保坂好明君の質問を終わります。

ここで３時まで休憩といたします。

休憩　午後　２時５４分

再開　午後　３時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 稲 葉 勝 男 君

○議長（漆田　修君）　４番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、この質問の前に、これから質問することは多くの町民の声を反映しているということをまず申し上げておきます。

まず、１市３町の合併が今回破綻になったわけですが、それらについて質問させていただきます。

１市３町の合併を推進するため、昨年の６月、法定協議会を発足し、それぞれの市町から代表として選出された委員の皆様には本当に大変なご苦労だったと思います。この場をかりて感謝を申し上げる次第でございます。10数回にわたる協議を重ねてまいりましたが、６月19日の各市町の臨時議会において本町と松崎町の議会で廃置分合議案が否決され、事実上合併が破綻という結果になり、推進していた私としましては非常に残念に思っておりますと同時に、著しく進んでいる少子・高齢化、主産業である観光、それに関連した産業、その他の産業の低迷等による厳しい財政事情から来る行政サービスの低下と負担増を心配する町民の皆様は非常に多いということを肌に感じております。

そこで、町長は、１期目の就任当時は単独のまちづくりを掲げ推進しておりましたが、昨年、合併に取り組むということは町の単独経営が将来的にわたって非常に難しい、先ほど同僚議員等の話の中にもそれは出てきましたが、そういう財政的ウエートが非常に大きな理由であるということで180度方向転換され、議会の議決を経て合併協議会設置に至り、先ほども申し上げましたが、10数回の協議の末、破綻という結果になったわけです。

議会においても町長は、この合併は私の政治生命をかけて取り組んでいくと申しており、また５月定例記者会見では、住民投票より合併実現のため議員の説得に力を注ぐことを優先するというコメントを出しております。私としましては、町民一人一人が主役のまちづくりを掲げております町長ですから、町政運営に重大な影響を与える町を左右する大きなことでありますので、住民投票はやっていただきたかったなという思いはございます。

このように非常に重い決意で町長は臨まれていたというふうに私も感じております。そし

てまた、町長選挙で政策的にも賛同して全面的に応援していた議員皆さんが、恐らく町長が先ほど申し上げました説得するということを聞かれて、廃置分合は可決されて合併に進むと思っていたというふうに私も思っておりますし、町民の多くの皆さんもそういう声が聞こえております。ですから、言い方は非常に悪いですけど、出来レースではないのかというような声も非常に多いです。また、町長は本気で説得に臨んだのかという不信の声というか、そういう声も町民の間から聞かれます。

これらを払拭するため、町長自身で考えていられる破綻のその原因と政治生命をかけてという、これは政治生命をかけるということは非常に重みがあります。命を賭すということ、それらについて言われていた責任というか、それらについてお伺いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このたびの１市３町の合併の破綻ということでありますが、これは今、議員も申されたように、協議会を重ねつつ、我々としては取り組んできました。そういう中で、今回は結果的には、我が南伊豆町と松崎町の議会が否決という結果になったわけであります。ここに至るまでは、議員もご承知のとおり、我々もそうですし、ほかの市町もそうですし、首長はそれなりに議会あるいは町民に対しても何とかという思いで取り組んできたわけであります。

しかし、結果としてはそういう結果になったわけであります。破綻の原因ということを今言われましたけれども、やはりこれは我々としては合併の廃置分合の議案を提案する側でありまして、そして、これを何とかもちろん可決をしていただきたいという、この可決する側が議会であります。そういうことで、我々としては鋭意取り組んできたわけでありますけれども、この原因というのは、やはり反対する立場での議員の皆さん方それぞれの考え方、判断があったと思います。私は、それなりにそれらの皆さんについては協力を求め、そして広報紙であるとかあらゆる機会を持って、この議会でも行政報告や一般質問でもお答えしお願いをしていきたわけでありますけれども、ですから、この原因については、私としては賛成していただけなかった皆さんのそれぞれの思い、考え方があると思いますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

それから、政治生命ということを言われました。もちろん私はこの問題だけでなくて、前にも申し上げましたとおり、町長の職についたときから、いろいろな重要課題についてはもう最終的には自分のそういった問題には身を投げ打ってということで覚悟でかかってきてお

ります。ですから、今回の合併がこういう結果になって、私としては、やはりもう結果は結果として、今後の単独のまちづくりへ専念することが私に課せられた使命かなと、今になってこういうことを言うと、それは余りにもご都合主義ではないかということを言われるかもしれませんけれども、やはりそうではなくて、我々としては精いっぱい１市３町で取り組んできた結果がこういうことでありますので、それはそれとして、やはり今の状況を判断をしながら、今後のまちづくりを進めていくことが私の使命かなという思いがしております。そういうことで、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　先ほど同僚議員の質問の中で、私の解釈がまずいのかどうかあれなんですけれども、職務上この合併を進めたというふうな、そういうふうな感じを受けたんですけれども、そういうことを町長が考えられているということはないでしょうか、職務上ということは。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　職務上というのは、前の合併のときのことを比較して言われるかもしれませんけれども、そうではなくて、それはやはり同じ合併であっても、前と今回とは全然もう時間もたっていますし、状況は違ってきていると思います。私が職務上と言ったのは、私が今置かれている立場は町長であるということの意味で言っただけであって、別にそれが町長であるから、言い方は悪いですけれども、仕事としてやったよというふうに理解されると、ちょっとそれはどうかなという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　そういう形であるなら、町民というのは、やっぱり職務上だったというふうに解釈する動きもあるもんですから。まあ、いいです。

それで、河津の町長は合併が破綻というか、廃置分合が否決されたすぐ直後、下田市もそうだったと思うんですけれども、町民説明会をたしかやったという記憶があります。町長のほうは、いまだにまだそれをやっておりませんけれども、今後どういうふうに考えておられ

ますか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　そのことは私も考えました。ただ、我が町の場合は、それともう一つ、例の病院の問題はこれは１市５町の問題ですけれども、総合計画の策定という大きな問題が、これは午前中から出ておりますがありましたので、やはりこれも町民の声を聞かなければならないということ、いろいろなことを総合的に判断をして、時期的なことも考えましたけれども、やはり結果的には今朝ほど申し上げました10月に開催しようではないかなということで、今、庁内では検討して計画しておりまして、結果的にそういう、ほかの町はやったところもありますけれども、その中で私は合併についてもしっかりと報告をして、皆さんに説明していきたいという思いでおります。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　では、続いて、今言った合併破綻という形の中で、同僚議員からも質問が出ておりましたが、今後単独で町政をやっていかなければならないということで、その単独の町政の考え方を少しお聞きしたいと思います。

８月30日実施の衆議院選では、先ほど来話が出ておりますが、政権が交代したというその選挙の関連記事として、伊豆新聞が「自主財源のため今こそ考えよう」というタイトルで伊豆地域が抱えている大きな課題について８回にわたり掲載しておりました。この中で２回と３回だったと思いますが、行政用語ではこれは使っておりませんが、限界集落について取り上げております。

本町についても、平成19年にはもう人口が１万人を既に切り、そして毎年100人前後の人口減少が続いております。ことしの８月１日現在では9,747人ですか、そして、高齢化率も約36％と県下で４番目と高く、10年後には９割近くの集落がこの限界集落に入る見通しであるというようなことも書いてありました。その中で、現在、吉田地区は、65歳以上69.23％と最も南伊豆町の中では高齢化率の進んでいる地域でございます。そして、こういう現象の中、国道136号と集落を結ぶ町道の草刈りの使役が高齢化と人口減でできない状況であると、少子・高齢化による人口先細り等による問題と不安について、これは記載されておりました。少子・高齢化と、その就労の場が少ないことによる生産人口の減少、それから主産業の、先ほども申し上げました観光産業とか、それから関連、そして建設事業等第２次産業など、こ

の世界的な不況の影響もありましょうが、非常に低迷しております。このような状況の中では、当然考えられるのが税収に大きな影響ですね。これが予想されています。

その反面、福祉だとか医療等の社会保障費の増加、そしてさきの地震ではクラックが入って非常に危険な状態にあるこの庁舎、耐震度ゼロだと言われる庁舎、これの建てかえについては全員協議会等で説明を受けておりますけれども、また中央公民館、こういうふうに南伊豆町はこれからインフラ整備が非常に急務とされているような状況でもあります。そうしますと、当然町の財政も非常に厳しい中で、これらがどういうふうな形で持っていかれるのか、非常に危惧する状況でございます。

町長は、常にというか、ことしも安心で安全な希望の持てるまちづくりを進めていくと言っておりますが、それらについて町長の考えをお聞きしたいと思います。もちろん行財政改革等、実行しなければ、先ほど来言っておりますが、今後非常に厳しいということも言っておられました。それで、これが町長が町長時代に、平成16年10月10日、新しい南伊豆をつくるということで、輝く南伊豆町をつくる会で、ここにおられる現職の議員さんたちも交えた中で、こういうチラシを出しております、全戸配布だか、その辺はわかりませんけれども。これに合併しないでやっていきますと、大変なときこそ知恵と工夫と努力、みんなで輝く南伊豆町をつくりましょうと。行財政改革、歳出の見直しをということで、人件費の見直し、これは当然です。その中に特別職、この当時は副町長ではなくて助役です。助役、収入役の削減により2,200万円を年間浮かせますと。それで町長の給与、退職金削減、そして議員定数の見直し、これは１人見直せば240万円ですか、その当時。そして退職共済費の見直しだとか、それで200万円、そして職員採用計画の見直し、機構改革で自然減、これで１億5,000万円、それから物品費の見直し、賃金、旅費、交通費、需用費、委託料、これで約1,000万円、そして団体補助金、これ事業費補助に転換ということで約2,000万円、事業費補助、これは産業振興に事業費で約2,000万円、そして継続事業、これは普通建設事業です、その継続事業を約8,000万円減にすると、そして新規事業、これは歳入の見通しということで、結局１年間で３億6,400万円を軽減しますという、こういうことを皆さんにお示ししてあります。ですから、ぜひ今後その単独でいくとなった非常に厳しい財政の中で、やはりこの中で実行できるもの、これについて取り組んでいただきたいというふうに私は思っております。これについて町長どういうお考えですか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今、稲葉議員の言われたその16年というのは、たしか私が議員のときだったと思います。

○４番（稲葉勝男君）　そうですね。

○町長（鈴木史鶴哉君）　それは、議会の中で立ち上げた委員会の中でそういった検討がなされて、そして提案というか、考え方がそれに載っているんではないかなと思います。私もそれが記憶にありませんけれども、それはやはりそういう時点での資料でありますので、今言われて、それを実行と言われると、ちょっとそれはどうかなという項目があります、正直のところ。ですから、それについてはそういうことでご返答を控えたいと思います。

それから、先ほど言われた限界集落という言葉を議員が使いましたけれども、これは実は全国の山村振興の理事会でこの言葉は使わないことにしようという申し合わせをしました。というのは、これは差別用語であると。ある大学教授が言われた言葉のようですけれども、いわゆる人口とかでそういうことを言うというのは差別用語であると。せめて山村振興に取り組んでいる我々のこの自治体は、この言葉は使わないことにしましょうということを関係機関にも申し上げろということで採決をして、そのとき私は賛成しました。そういう経緯がありますので、私としては、この言葉は使いたくない言葉であります。

ただ、言われましたのでお答えしますけれども、実際問題、こういう集落はふえてきておりまして、使役の問題であるとか税収の面で、あるいは言われた生産人口、労働力人口ということで今大きな問題が次々と出てきております。ですから、これらをやはり我々は今後の町の将来計画の中で考えていかなければならないということですから、何度も申し上げますように、今作成中の総合計画、過疎計画にこれらをしっかりと将来見通しを立てながら取り組んでいかなければならないという思いでおります。

それから、建物の耐震化でありますが、これは今やっている南中小の体育館の耐震化工事が終わりますと、学校関連はすべて100％耐震化になります。そこで、次に幼稚園、保育園でありますが、これは午前中から出ておりますような計画の中で進めていきたいと思っておりますので、これが実施となれば幼稚園、保育園も耐震化になる。そして、残るこの庁舎であります。実は先般の８月11日の地震で相当ひどい亀裂が入っております。もう一回ああいったのが来ると、恐らくもうぐしゃりといくのではないかなというぐらいの我々は危機感を持っております。ですので、これも何とかしなければならない。そして、これらはすべてあと四、五年の間には何とかすべて耐震化に持っていきたいという、今計画で進めております。これは県のいわゆる耐震構造化の指針もございますので、これらにも従わなければならない

ということで、年次計画を策定をして、財政見通しを立てながら取り組んでおるところでありますが、しかし、これも先行きまだ不透明な部分もありますので、よく将来見通しを立てながら計画を立てて取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　先ほど限界集落という言葉、確かに行政用語にもないですと私断りましたし、これ私もこういう言葉を使いたくないです。ただ、伊豆新聞では限界集落という形で載っていたもんですから、ただこれを取り上げたということですから。

それで、町長、これについては余り答えいただけなかったんですが、一応こういうもの、これはあのときの住民投票か、それのときの反対、賛成のあれがあるから、これは結構皆さんに配付されていると思います、ただ議会内だけの資料ではなくて。ですから、こういう皆さんここに連記して名前があって、これは検討された結果、これを出したと思いますから、町長もこの辺はそのとき私は知りませんでしたではなくて、一応これがあるということは頭に置いて、この中で実行できるもの、それらをすべて実行すると３億6,000万円と、これはこの当時からも私は思いましたけれども、絶対できる数字ではありませんから、この中でなるべく財政的に一つでも改革しようという中で取り組められるものがあったら、ぜひこの中で取り入れていただきたいというふうに思います。

〔発言する人あり〕

○４番（稲葉勝男君）　うるさいですね、横嶋議員。何言ってるんだ、あんた。人が質問しているときは静かにしてください。いいですか。

続いて、次は、共立湊病院建設について、これは先ほど来、同僚議員からもいろいろな質問が出ております。共立病院の移転建設については、過去、合併をすると、町から病院が下田市へ移転するとか、いろいろな思惑の中で論議を呼び、本町議会でも移転反対議決を３回だか４回も行ってきた経緯がございます。昨年11月21日、総務省公立病院改革懇談会座長の長隆氏を委員長とする共立湊病院経営委員会が共立湊病院改革推進に関する答申を提出され、それに基づいて伊藤紘一氏を委員長とする新病院指定管理者選定委員会が設置されて、指定管理者として医療法人社団聖勝会が選出されたという経過でございます。

しかし、その新病院指定管理者選定結果報告書には、選定法人の提案で懸念される点として10項目が記載されております。これは８月11日の病院議会のときの資料としていただいた

ものですが、その中で４の外来診療体制で、基本診療日が５日制で土曜休診日となっているが、現湊病院は土曜診療であるから、これらについて現行と同じようにしろということだと思います。それから５番目として、薬が院内処方となっているが、６月10日に県の薬剤師会賀茂支部長から院外処方を望む要望書が議会のほうにも議長あてに提出されております。そして６として、医師の充足数、常勤医師20名を提案して、聖勝会西川理事長が母校の全面協力を得るとのことであります。そして、過日、正副管理者、それから組合議会の正副議長ら８人で聖マリアンナ医科大学の明石理事長にお会いしたときの様子が新聞で報道されましたが、同医大のバックアップに関しては、新病院の規模や実績などの点から支援病院に指定することは難しいとの考えが示されておりました。これら、こういう掲載されていることに対して、非常に町住民はいろいろな不安を持たれることと思います。そして９番目に、改革推進委員会からの答申では、現病院で同じ一般病床数150床が望ましいとしておりますが、提案では一般病床90床、医療病床60床となっております。

賀茂医療圏の中核病院としての共立の病院のあり方について、町長としたら今のようなこういう危惧される点について、どのように考えていられますか。先ほどそれについては答弁もいただいていますからあれですけれども、同じ質問で申しわけないですけれども、ご答弁いただきたいというふうに思います。

そして、最後には、現病院に勤務している職員の今後の処遇、それらについても先ほども答弁いただきましたが、再度また、どういうふうな考えを持っていられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この共立湊病院の関係につきましては、午前中の質問でもお答えをしてまいりました。この新病院の建設に当たりまして、移行委員会、準備委員会を立ち上げましたので、その中でこの懸念される事項については検討することになっております。今言われた休日の問題、それから院内処方の問題、あるいは医師従業員の確保、こういったこと、これは先般聖マリアンナへ行ってまいりましたけれども、これについては先ほど答弁したとおりであります。

それから、150床に対して90床、60床の提案、これはいわゆる指定管理者のこちらからの提示に対しての提案でありますので、これは今後やはりこういった準備委員会の中でも取り上げられて詰めていくことになると思います。すべて契約へ向けてこの委員会で、いわゆる

指定管理者も入った中で話し合いをすることになっておりますので、その中で合意が得られれば、それぞれが問題解決していくんではないかなという思いでおります。

それから、職員の処遇ですけれども、これは午前中申し上げましたように、今勤めている方たちは協会の職員でありまして、この任命権者は私ではありませんし、指定管理者としてお願いをしているということですから、ただ、この仕事をしている皆さんが今度下田へ移るということについて、では自分はどうなるのかということの心配があると思います。それについては、私が管理者としてできること、管理者の立場でできる範囲のことはこれから考えていきたいと思っておりますけれども、直接職員について、何度も申し上げますように、任命権等はありませんので、そういう面のことはこれは協会のほうで考えてもらうということになると思います。

ただし、新しい指定管理者について、やはり医療フタッフがもちろんこれは必要となりますので、今、協会で仕事をされている医師あるいは看護師等、希望ある方たちについては、そちらへ移っていただければありがたいし、やはり新しい指定管理者としてもそれをもちろん望んでおられるのではないかなという思いがしますので、そこいらもこの委員会の中で取り上げながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今後その移行委員会の中で、今の懸念事項等については検討していくということですけれども、いずれにしても、この検討を早急に進めていかないと、だれしもこれは心配することですけれども、医療の空白、これが生じないような形の中で、ぜひ町長を管理者としてリーダーシップをとって、この病院建設に当たっていただきたいというふうに思っております。

続いて、町有地の有効活用についてということでご質問いたします。

昨年３月21日、伊豆急不動産株式会社から寄附を受けた一色及び妻良地内の土地326筆、公簿面積が71万8,175平米の土地は、伊豆急行株式会社が、ご存じでしょうけれども、ゴルフ場を建設する予定で買収した土地でございますが、時代の変化等により建設を断念して、そして町が寄附を受けたという経過がございます。

ゴルフ場建設計画の大半のこの土地は、吉祥区または吉祥区民に密接な関係がある土地でございます。土地の有効活用と町の活性化、そういうものをこのゴルフ場建設当時は皆さん

望んで、雇用の拡大そういうものも期待しながら、平成２年に吉祥区でつくったゴルフ場建設推進委員会、これの説得によって貴重な土地を手放したという経緯もございます。

この土地について、まず私が申し上げたいのは、地権者の中には、今言った町、区のためならという気持ちで先祖代々から受け継いだ貴重な財産を手放した方もおります。いろいろなそういう背景を負った土地であるからこそ、町有地となった現在、昨年６月の定例議会の行政報告には、当町のますますの発展のため、今後は有効活用させていただく所存でありますということを町長も述べておりますし、その後、吉祥町有地活用プロジェクトチームを副町長を委員長として発足されたことも承知しております。現在までに吉祥の町有地活用プロジェクトチームでどのような経過になっておるか、進捗状況ですか、それらについて町長でも担当課長でも答えていただきたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この吉祥のいわゆる伊豆急が持っておられた広大な土地を町が寄附をしていただいたということで、今、議員が言われるように、この土地を伊豆急が取得するまでは、これはもう何年も要して、そしてそれぞれの地権者の皆様が先祖伝来の土地を譲りあるいは借地として合意をされたということでありまして、それは我々もやはり十分認識しなければならないという思いでおります。だからこそ、この土地の利活用については慎重に進めなければならないという思いがしております。

そこで、このプロジェクトでありますが、本年５月７日に第１回のプロジェクト会議を開催しまして、活用における課題であるとかあるいは問題点の整理を中心に協議を進めてきております。そして、１回目に出された課題であるとか問題点について、担当課において調査研究を重ね、２回目を８月27日に開催をし、現地の視察をした後、計画について協議を進めてきておりますので、以下、担当課長に詳細を説明させます。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　今、町長申し上げました２回のプロジェクトを開きまして、その協議内容についてご説明させていただきます。

あそこは山林部分と農地部分とあります。山林部分につきましては、ほとんど雑木林ということで面積こそ先ほど議員から申されましたように大きいものの、まだ断片的ということで連続した一団の土地になっていないところもあります。そのため活用計画の策定には相当の時間を要するということが予想されますので、まず、農地部分の１万5,193平方メートル

の活用を検討しております。

その農地部分につきましては、農地法特例による特定農地として寄附を受けたことから、市民農園としての利用が基本になろうかと思います。市民農園では、新規就農者など収益を目的とした農業者に提供することが困難であるということや、貸付面積また貸付期間などのさまざまな制約がございます。また、幾つかの課題や問題点もありますが、時代のニーズに合った市民農園が事業になると考えました。

そこで、市民農園の開設に当たりましては、通常クラインガルテン方式というものがあるんですが、これを採用しますと土地の基盤整備や駐車場、それと農機具小屋、あとは宿泊施設等の附帯設備が必要になります。そのため莫大な費用が予想されること、それと利用者の見込みが未知数ということで、できる限り今回費用をかけない方法を検討しました。その結果、試験的に小規模ではありますけれども、小規模な市民農園としてスタートさせていくということが適当ではないかという意見にまとまったわけでございます。

今後、その農地部分につきまして、測量調査等を実施した上で、地元の吉祥区また農業関係団体等にご説明し、ご理解、ご協力をいただきながら詳細な計画を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今、担当課長のほうから説明がありました。なかなか難しい面もあると思います。一応目安として、地域の住民としましたら、いつごろを目安に結論を出して、有効活用できるような方法をとるのかなという話も出ているもんですから、まだその辺は全然未定ということですか。大体あと今年じゅうには結論を出して、それで利用を図っていきたいということかどうか、その辺あったら。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　時期ということなんですけれども、今も申し上げましたけれども、この９月議会で測量費を補正予算で計上させていただいております。それが予算が通り次第、今年度中に測量をかけ、そこの農地部分の形状をはっきりさせたいということで、それらをもとにして絵図を書き、できましたら22年度中には、この試験的という、ちょっと言い方は悪いんですけれども、小規模であるかもしれませんが、市民農園としてスタートして利活用を図っていきたい。そのためには、その前に、先ほど申し上げましたように、地元

区に説明をし、またご理解、ご協力をいただかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　稲葉君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　課長にお願いしておきますけれども、ぜひ地元での説明会というのは、地権者並びに地域の住民、元地権者だけではなくて地元の住民たちも非常に興味を持っているところでありますから、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

私の質問は、時間が非常に早くあれですけれども、これで終わりにさせてもらいますが、町長、私、合併はもうこれで終わりですから、この後、合併等についてのことはもうこれで結論が出ましたので。いずれにしても、私も一町民として町のためにいろいろ取り組まなければいけないなというふうに思っておるもんですから、ぜひ町長も汗かいて、皆さんのところへ出ていって、そして今後いい町をつくるように、議員、それから町長、それから職員、町民を巻き込んだ中でやっていくのが、今の段階では一番いいんではないかなというふうに思いますので、ぜひその点を含んでいただいて、これからぜひいろいろなところへ出ていって本当に話を町長、住民からも聞くということをしていただきたいというふうに、これは要望ですけれども、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（漆田　修君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　　田　　修

署　名　議　員　　竹　　河　　十九巳

署　名　議　員　　谷　　正

平成２１年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２１年９月９日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

日程第　３　報第　７号　平成２０年度南伊豆町健全化判断比率について

日程第　４　報第　８号　平成２０年度南伊豆町資金不足比率について

日程第　５　議第６０号　南伊豆町教育委員会委員の任命について

日程第　６　議第６１号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第　７　議第６２号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

日程第　８　議第６３号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について

日程第　９　議第６４号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

日程第１０　議第６５号　南伊豆地区１市３町合併協議会の廃止について

日程第１１　議第６６号　平成２１年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）

日程第１２　議第６７号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議第６８号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第２号）

日程第１４　議第６９号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１５　議第７０号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１６　議第７１号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第１７　議第７２号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１８　議第７３号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１９　議第７４号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第２０　議第７５号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹河十九巳 君	２番	谷　正 君
３番	長田美喜彦 君	４番	稲葉勝男 君
５番	保坂好明 君	６番	清水清一 君
７番	梅本和熙 君	８番	漆田　修 君
９番	齋藤　要 君	１０番	渡邉嘉郎 君
１１番	横嶋隆二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉 君	教育長	渡邉　浩 君
総務課長	鈴木博志 君	企画調整課長	藤原富雄 君
建設課長	小坂孝味 君	産業観光課長	山田昌平 君
町民課長	奥村　豊 君	健康福祉課長	松本恒明 君
教育委員会事務局長	大野　寛 君	上下水道課長	山本信三 君
会計管理者	大年清一 君	総務係長	大野孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　皆さん、おはようございます。第２日目、よろしくお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１番議員　　竹　河　十九巳　君

２番議員　　谷　　正　君

◎一般質問

○議長（漆田　修君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　清　水　清　一　君

○議長（漆田　修君）　６番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　清水、一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

１つ目といたしまして、産業振興の取り組みということで質問させていただきます。

これにつきましても、前議会でも質問しましたけれども、この産業育成のための取り組み効果、推進ということで、平成20年度では、町ではプレミアム商品券発行を行い、また、今年度８月からは第２回目のプレミアム商品券等を発行し、町内経済の発展に努めていると考えております。

このことは大変よいことと考えますが、この夏の社会現象や気候不順により、町内景気が落ち込んでいる状況の中、これから町としては新たにこの景気をどういうふうに考えて活性化させていこうかと考えておられるのかを質問させていただきます。答弁お願いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

産業育成のための取り組みということでありますが、議員もご承知のとおり、今、アメリカ発と言われる不況が全世界に広がり、それぞれの国において対策を講じております。欧米各国においては、金融機関への公的資金の注入等も行われております。

そういう中で、我が国におきましては、経済対策として20年度では第１弾として地域の活性化・生活対策事業臨時交付金制度を実施し、また、21年度におきましても第２弾として地域活性化・経済危機対策臨時交付金制度を実施しております。こういったことで、地域の活性化につなげようということで対策を講じておるわけであります。また、これとは別枠として、厚生労働省では20年度及び21年度で緊急雇用創出事業として雇用、就業機会への創出を図るということで実施をしております。

そこで、当町におきましても、平成20年度において町単独で南伊豆町緊急経済対策事業で南伊豆プレミアム商品券の発行事業、そしてまた、中小企業者への短期経営改善資金と小口資金の利子補給の上乗せを実施してまいりました。そして、経営の安定と合理化を促進し、発展を図ってきたところであります。そこで、21年度、今年度ですが、利子補給の上乗せのさらなる継続、それから宿泊客の増大を図るべく、観光施設や商店、売店などへの活性化につなげていく町内宿泊者プラチナ利用券を発行したところであります。

また、さきの６月の補正予算で可決していただきましたが、さらなる町内の活性化、雇用創出、誘客対策を促進するために、第２弾プレミアム商品券事業、それから緊急雇用の創出事業、富士山静岡空港開港に伴います緊急経済対策、インバウンド事業を実施しております。

また、商工会におきましては、景気浮揚策として商工業の経営改善復旧事業を強化して、

経営の合理化であるとか、あるいは経営革新の円滑化に向けて経営指導員などの計画的な指導の徹底を図っておるところであります。

そこで、農業の振興施策につきましては、安全で安心な食の確保と地産地消の推進を考えておるところであります。ことし完成しました湯の花観光交流館内の農林水産部直売所湯の花ですが、これは生産高、また売上高ともに関係の皆様のご努力で増加をしてきております。南伊豆町の魅力のアップ、そしてまた幅広い経済効果など、産業全体に多大な貢献をしております。

また、水田農業ビジョンにのっております転作奨励作物でありますノブキ、菜の花、菜種の作付を推進しており、平成20年度にはノブキ4.3ヘクタール、菜種2.1ヘクタール、菜の花2.4ヘクタールのそれぞれ実績が上がっているところであります。

また、近年は有害鳥獣被害が多大であることから、被害の少ないとされるギンナンの栽培、これについて、賀茂農林事務所とともに生産者と推進視察や苗の導入について取り組みを始めております。

次に、林業関係でありますが、林業の低迷等により手入れが行き届かなくなって放置されておるいわゆる荒廃した森林がふえております。これらの森林の再生を目指すため、森林整備計画や特定間伐促進計画を策定して、森林整備地域活動の交付金事業、森林整備加速化・林業再生事業、森林吸収減対策緊急整備事業、森の力再生事業など、７事業を展開しているところであります。

次に、水産業につきましても、従来から実施しております稚貝稚魚放流事業の実施、また、漁村に人、にぎわいをもたらすことによって地域の活性化に貢献されるよう、都市と漁村の交流事業などの取り組みも今後は推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろやっているわけでございますけれども、町民が広くこの景気対策の中でわかっているというのはプレミアム商品券だと思います。この第１弾プレミアム商品券の交換が７月の末で終わっておるという形で、大体一月以上たった段階で、このプレミアム商品券の利用度、あるいは町内各商店での利用率等がわかりましたら、結果等が出ているようでしたら、その結果を報告していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ちょうど商工会のほうから、当事業におけます結果がきょうの議会に間に合ってきましたものですから、ご報告させていただきます。

ちょうどこの商店と152のお店で実施されました。そうしまして、大綱的に見ますと大型店、ヤオハンの下賀茂店がこれが全体の28.99％でございました。それから、セイジョーの下賀茂店が4.1％、それからコメリの南伊豆店が5.2％という形で、その大型店を合計いたしますと全体の38.41％、その他の地元商店が全体の61.59％という形で報告を受けました。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　大型店へ約４割近い方が買い物に行っているというわけですけれども、残りの６割、話を聞きますと半分以上が大型店に行くのではないかというう わさの予想が立った中、意外と皆さん、町民の方々には地元の商店あるいは店舗を使っていただいて、各商工業者に対しては活性化になったのではないかなと考えます。最初の推測では半分は超えてしまってやばいかなという話もあったのですけれども、これはやってみていい結果が出たという結果があるものですから、こういうことはまずやって、また２回目も今やっているわけですけれども、こういうことをまたことごとに提案していただいて、実行していただきたいと思います。

また、プラチナ利用券、宿泊者に対してのものですけれども、そういうものに対しても、第１弾をやっているわけですけれども、それについての結果等は出ているのか、出ていないのか、お伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　プラチナ宿泊券につきましても、第１弾の５月６日から７月までの間のやつで20％の利用がありました。これも引き続きまして、これから一斉に祭り等々が始まります。これともまた併用しまして、今後もまた続けまして、誘客に結びつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　利用率が20％ということは、結局同じことが５回続けられる、要するに一つの予算で５回できるのではないかなと考えますから、３カ月ずついきますと約１年間

はそれでプラチナ利用券は引き続き利用できる、使えるという形を考えますと、１年間通じてのプラチナ利用券が設定できるかなと思うんですけれども、今、第２弾をやっているわけですけれども、ではこの後また、利用率によりますけれども、第３弾があると考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　そのとおりでございます。これは年度末まで各企画を練りまして、これは継続して強力に進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　ありがとうございます。そういう形で、いろいろな商工業者等に、観光宿泊施設等のためにも頑張って仕事をしていただきたいと思います。

２つ目としまして、農林水産業の育成、有効活用ということで、先ほど町長にも答弁していただきましたが、農林水産業で常々私が言っているんですけれども、やっぱりとどのつまりは荒地対策、その主たる原因は高齢化に伴う仕事ができないということなんですけれども、高齢化にしても問題はやっぱりイノシシ対策ができていないから、あるいはその他のシカの被害等がありますけれども、イノシシ被害による農作物の被害によって、お年寄り等が家庭菜園をつくらなくなってきていると。周りの草も刈って畑をつくるのがいいんだけれども、それをやってもイノシシが来てぐちゃぐちゃにしてしまって、スイカ等もあと四、五日でスイカが食べられるのにとられてしまったと、そんな草とりをやって一生懸命手間をやるんだったらつくらないほうがいいという話なので、結局そうすると畑も使わなくなってくると。

その原因としては高齢化等に伴うなんていう話でやっているんですけれども、それもあるんですけれども、やっぱり有害鳥獣対策をこれからもっと進めていかないと、この町が草ぼうぼうの農地とかになって、各住民等も住みにくくなると思うんですけれども、この農林水産業の関係で、農地対策ということで、イノシシ対策がまず緊急な課題だと私は考えるんですけれども、町長あるいは課長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　イノシシ対策でございますけれども、先般の議会でもご答弁申し上げましたけれども、南伊豆町は他市町に先駆けまして、南伊豆町鳥獣被害防止計画を策定いたしました。それに沿いまして対策を講じておるわけでございます。それには、電さ

く等の補助金、また、猟友会等々にお願いしております委託また賞賜金等々の制度等々を利用しまして、対策を進めておるところでございます。

この鳥獣被害防止計画の中に、捕獲から、一連の捕獲したものを加工して、そして売るという形ものっておりますので、それらのほうもまた検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ補助を出したいとか、電さくあるいはメッシュ等で囲うという防御的な考え、それとあと、今課長が最後に言いました捕獲から加工という私から言わせれば前向きな考え、要するにイノシシがいなくなればそういう効果が出てくるんだろうと。前者のほうは囲うわけですから防御の体制という考えと、捕獲ということは前向きな考えというふうにとれるんですけれども、その前向きな、私の考えは前向きという、捕獲から加工と考えているという話なんですけれども、それをどのくらい、どの程度の目安で考えておられるのか、加工して捕獲をもっと、イノシシを捕まえていただいて加工していただくということをもっと進めなければ前向きな形になってこないと思うのですけれども、その期間を定めてやったほうがいいと思うんですが、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　加工施設に関してでございますけれども、そういう加工の施設をつくりたいなという関係の団体も産業観光課のほうに要望に来ておりまして、これにつきましてはそれに伴います補助制度、あるいはまた、補助制度があった場合にそこに計画をつくらなければなりません。そうすると、どれぐらい捕獲して、どれだけ加工して、それをでは販路はどうするとかという計画もつくらなければなりませんので、また、その販路をつくりたいなという方たち、あるいは意見の指導等も受けながら、また協議しまして、早急に進めたいという形に思っております。

それから、その前段ではございませんけれども、この有害獣対策というのは南伊豆町だけでなく、やはり近隣の町村の関係もあるわけでございまして、それらとの連携も必要となってきておりまして、その中に、伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会というのがございます。ここで毎年県のほうに、いろいろな対策に対しての要望をしておるわけでございますけれども、今回はその連絡会の中で、今、伊豆市でシカの衛生管理ガイドラインという形のものを県につくってくださいよと言っているんですけれども、南伊豆町は、ここでイノシシのガイドラ

インも作成してくれないかと、要望事項を入れてくれということを申し上げております。それと、それに関連しまして、それから加工とは関係ありませんけれども、要望では、伊豆地域で免許の試験の毎年の実施という形でこれも要望をしたわけでございます。一応そういうような感じでございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　課長にもいろいろ考えていただいているんですけれども、この有害鳥獣はやっぱり被害が大きいということに対して、町長はどういうふうに考えられているのか、それからどういうふうに、今、課長答弁がありましたけれども、それをまとめた中で、町長としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この有害鳥獣対策は、前々からいろいろ議会でも質問等もあり、我々も対策を講じてきております。そういう中で、やはり何といっても今ある制度を十二分に利用していただくこと、そして、我々としては広域的に取り組んで、あるいは近隣の市町もそうですし、県へのそういった面での働きかけ等も、当然これは今までもやっておりますけれども、引き続いて行っていくということで進めていかないと、これはなかなか１町だけで取り組んでもこの有害鳥獣というのは対策がどうしても手薄というか、及ばない面があると思いますので、そういう意味で近隣とより効率的に取り組んで、一緒に進めていきたいという考えであります。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　イノシシ対策、町長も考えているので、一生懸命また県と相談して、あるいは近隣市町さんと相談してやっていただきたいと思います。

また、３つ目としまして観光資源の有効活用ということでお伺いいたしますけれども、新たな観光集客の拠点として、道の駅下賀茂温泉湯の花という道の駅が指定されるという話になっていますけれども、道の駅をつくっただけではどうしようもないという形を私は考えるわけで、これからその道の駅を町民のためにどういうふうに考えて利用させていただくのか、道の駅ということで観光客を呼ぶというのはいいですけれども、町民の方々も利用していた

だけることによって、昨日の答弁で町長も言いましたけれども、観光客等も来られると、町民が喜んで行ければ観光客も来て、その湯の花を拠点としてこの南伊豆町内各海岸線等への観光客の拠点としてなるのではないかなと考えますけれども、駐車場と道の駅をつくったという、指定になったというだけではなくて、観光協会あるいは直売所等もありますけれども、それをどうまた発展させていく考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先般オープンして、湯の花観光交流館が非常に公表というか、利用客がふえてきております。それにはやはり、あそこの直売所であったり、あるいは休憩所、足湯、それからああいった広い駐車場、トイレ、こういった施設がそれぞれが複合的に皆さんに利用されることによって、あそこのお客さんがふえてきていると。

そういう中で今回の道の駅の指定となったわけでありますが、これが指定されますと、先日、私が行政報告で申し上げましたように、全国的に道路マップ等にも掲載をされて情報発信等もできますし、そういう意味でさらなる利用を期待するところでありますが、そこで、この道の駅の指定を受けて、今後どういったことでということですけれども、我々としてはこの道の駅が指定されることによってどういったお客さんの流れが変わってくるのか、見え方をするのか、またはいろいろな、ある意味では不都合な点も出てくるかもしれませんし、それはやはり謙虚にお客さんの声を受けとめながら、さらなる施設の改善も私は考えていかなければならないかなという思いがしております。

でありますから、まずは道の駅の指定に今度なりましたので、様子を見ながらというか、しばらくそれを、お客さんの流れ等も見た中で今後のことは考えていきたうという思いでおります。交通事業者等、またエージェント、あるいはそういった関係の観光の方面にもこの道の駅としての機能を十二分に発揮できるよう、また整備していきたいという思いでありますし、地元の地産地消、農産物、こういった面でもさらなる生かし方がされるようにというふうにしたいという思いでおります。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろありがとうございます。

私の考えを一つ言いますと、道の駅の関係と別な話なんですけれども、今、風力発電の工事が始まっておると。その風力発電の工事をやっている最中に、そこを観光のものとして利用したいんだと。町として風力発電を観光の何か、あるいは社会協力でもいいですし、人寄せの場として利用することを考えていかなければならないだろうと。そうすることが新たな観光施設としてなると考えるんですけれども、そういう風力発電を観光の、あるいは社会教育、あるいはそういう人の勉強する場としてできるのではないかなと考えるんですけれども、そういう考えをこれから持って進めていく考えなのかをお伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この風力発電の件につきましては、昨日の一般質問でたしかありまして、私はその中で、これが完成した時点で、観光の面でというお答えをしました。非常にすばらしい景観の高台で場所もあるということでありますので、私もまだそこへは行っておりませんけれども、近々に視察したいなと思っております。

そういったことで、これが完成しますと、17基の風力がいよいよ稼働するわけですけれども、その完成を待って、そして町としては今後のことをまた、今議員が言われるような面でも利用できないのか考えていきたいという思いでおります。

○議長（漆田　修君）　清水議員。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　完成を待ってという話もありますけれども、工事中からそういう形で使うから、会社のほうには少し使いやすいように整備をしておいていただけますかという形は言えると思うものですから、そういう形はやって、業者のほうにも相談して、話をしておいていただきたいと思います。

次にまいります。一次医療についてでございます。

町内の一次救急の考えはということでございますけれども、毎回私も質問しておるわけでございますけれども、町内の一次救急はほとんどが共立湊病院とリンクしていると考えていいと思います。この一次救急、町で責任をとって行う事業であるという、国も県もそのように答えると思うものですから、町として町長は、この共立湊の現在地に新たな医療施設等を、一次救急のことも考えますとどう考えておられるのか。町内の一次救急の医療施設が民間の医院だけでなく、半分近くが共立の今の現在地へ行くようになると考えますから、その現在

地にどのような医療施設を考えておられるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在の一次救急は、議員もご承知のとおり、賀茂医師会と、それから１市３町が委託契約をして、平日夜間については在宅通知制、土曜の午後、日曜、祝祭日については在宅当番制により実施をしております。しかし、現実的には医療機関における医師の高齢化であるとか、あるいは後継者不足などによって一次救急医療機関での受け入れ態勢が整わないということで、大部分が二次救急医療機関である共立湊病院に直接搬送をされておるのが実態であります。

このような状況の中で打開策として、昨年、賀茂の医師会から夜間救急医療センター構想、これは案として提案をされましたが、これについては関係市町で、医療協議会の中で協議されました。その中で、財政負担が多いということで、現在進行中の共立湊病院の移転新築病院での対応等々あわせて、今後さらに検討していく必要があるのではないかということになっております。この救急医療を取り巻く情勢というのは非常に厳しいものがありまして、今後、早急に賀茂医師会を初めとして関係機関、団体等と連携を密にしながら、町民の皆さんの安心、安全が確保できるよう、緊急医療体制の充実に努めていきたいと思っております。

今、議員の言われたあそこの跡地でということですが、これは昨日の一般質問でもありましたけれども、あそこに診療所ということで今、案が示されております。これがどういう形で進むのか、まだ不透明な部分はありますので、これをよく検討する中で見きわめながら、この緊急体制も一緒の体制づくりも考えていきたいなという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　共立湊の今の地ですけれども、やっぱりあそこで診療所という話を今町長が言われましたけれども、その診療所の、やっぱり町民が、共立湊病院が下田へ行ったと、でも現在地でしっかりとした医療機関があるという形になったときには、町民等も共立湊病院が移設したところでも納得するだろうと。しっかりした医療機関が現在地にできればいいと思うものですから、そのしっかりとした、町民が納得できるような医療をつくるという決意と言っていただけたらと思うんですが、当然、できると言うと思うんですけれども、

それをきちんと言っていただきたいなと思います。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

あの跡地利用は当然、病院跡地利用委員会的なものが立ち上がることになると思います。ですので、私はこの跡地については、地元の町長として、今までのああいった共立湊病院として医療が施されてきたわけですから、そういった面で医療に事欠くことのないように、救急の面でもそうですし、一次救急等の体制を整えて対応できるように、今後この跡地利用の協議を進めていく中で、地元町長として主張していきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　跡地利用の何とか委員会ができるという形を今言っていただきました。その中で言うときに、私の考えとしますと、やっぱりこの下流とか妻良とか、修学旅行で民宿へ泊まっておられると。でも、学校から見れば、病院、医療機関のない市町村へ、教育委員会から見れば修学旅行を送るのかとちょっと不安があって、結局その下流あるいは海岸線の民宿へ来る修学旅行生が減ってしまうのではないかと考えます。

それをないように考えていただきたいし、また、湊の今の病院は無料でただで入れる温泉があるわけですから、それを利用しての湯治を兼ねたような、通所のリハビリセンターみたいな形を町のほうとしても提案して、そういう形で町としても考えているんだから、通所でやって民宿客にそれが利用できないけれども、民宿へ泊まってもらって、共立へ通っていただきたいという形で行えば観光的にも潤うし、また、医療的にもよくなってくるだろうと考えますが、そういう提案等もまた町長のほうから提案して、提案というか諮問というわけではないですけれども、考えていく中で言っていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの提案はご意見として承っておき、私としても今後そういった場で意見として述べていきたいというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　しっかりした医療機関でないと、やっぱり観光客は来られなくなるということは考えられますので、もしちょっと通告にはないんですけれども、教育長にその修学旅行の関係ですけれども、もし自分の南伊豆町の小学生、中学生がどこかに泊まりがけで行ったときに、病院のある市町村と病院のない市町村へ行く場合、教育長としてはどのように考えて、もしもの話なんですけれども、教育長はそれに対してはどういうふうに考えられますか。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　なかなか難しい問題だと思います。これは全国的に医療過疎地域がふえているという現実があります。そういう中で、一地域としてがっちりとした医療体制を組むと、これが理想であります。下田に移るという前提になりますけれども、今回は、共立病院が。そういうことでいきますと、地域の中核になる病院が下田までと、今、修学旅行関係でいいますと、子浦地区とかあちらからちょっと遠くなります。その辺が少しあると思いますが、時間的にはさほどの違いがないような気もします、下田までということでいきますと。

ただ、現在の共立湊病院を診療所として残そうという方法を今お聞きしていますので、まず一次救急についてはそれほど心配ないのではないかと。二次救急からが問題になるんだろうというふうに思うのですけれども、修学旅行生の受入れにひびくのではないかというご指摘ですが、全くひびかないのではないとは言えませんけれども、このくらいの距離、時間、これは私どもが修学旅行へ行ってもかかる時間ですので、さほど大きな問題にはならないだろうと私は思っております。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　私の言ったのは、もし南伊豆町の小学生をよそのどこかの修学旅行へ、横浜あたりよく行くんですけれども、それがどこかの山のほうとか海のほうへ行ったときに、それに対して小学校でそこへ行きたいんだけれども、医療機関のないところへ修学旅行に行くんだけれども、校長は考えているんだけれども、それに対して教育長としてはどう考えるかなという話を聞きたかったんですけれども、それに対してはどうでしょうか。

○議長（漆田　修君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　最近は、実は学校関係、野外活動とかが減っています。これは授業

時間の確保ができないようなことから来ていると思うんですけれども、私は実はゆゆしき問題だと思っております。その辺で、野外活動はむしろふやしていくべきではないかというぐらいに私は思っております。国の文科省のほうでも、都会の子供たちを田舎で経験させようということで盛んに希望を募っています。なかなか手を挙げる数は余りないということのようですけれども、これはやはりただでは行けないということがありますので、経費がかかることを見越した上で手を挙げる覚悟ができないということでございます。

しかし、国を挙げてそういう運動が進められておりますが、残念ながら田舎から都会の学校なりを経験する、地区を経験するという、こういう発想の考え方は出ておりません。修学旅行があるからいいのではないかという考え方なのかもしれません。どちらかというと、修学旅行へ行くときは、これは医療機関とかそういうものはきちっと、当然できた上で旅行会社が中に入ってやっておりますので、心配ございません。問題は、今議員ご指摘の野外活動で富士山のほうへ行ったとかこういうケースの場合ですけれども、やはり南伊豆と同じくらいの時間はこれは必要であると。そういうケースが圧倒的に多いです。しかしながら、今のところ過去に実施したものでは、大きな事故は起こっておりません。心配ないようなセッティングをしますので、大丈夫だろうというふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろありがとうございました。

やっぱり医療機関がしっかりしたほうがいいという話でございますので、これもまた、これから町長が考えてうまくやっていただきたいと思っています。

続きまして、通信基盤整備についてお伺いいたします。

この通信基盤整備ですけれども、前回でも質問しましたけれども、光ファイバーを引きたいんだと、引くつもりでいると、そのために行うという話を町長が言われましたけれども、この光ファイバーの進捗状況はどのようになっているのか。また、この光ファイバーがあればこそ時代の流れに町も乗っていけると考えておりますけれども、この光ファイバーの進捗状況等はどうなっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この光ファイバーにつきましては、庁内会議でいろいろ検討してきております。これについては担当課長から説明させます。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　光ファイバーの件につきましては、清水議員から前回の６月議会にも質問があり、当局のほうから答弁をさせていただいております。そのときには、今回国の補正予算で整備されるという補助金があるという中で、町としてもそれを活用する方向で検討するという答弁をさせていただいております。

その後の状況というご質問でございますけれども、その後検討した結果、設備投資に対する費用につきましては、関係部署から見積もり等をとりまして、加入率、その利用する町内の3,000何がしの世帯の加入者、加入率が40％であるならば整備費が約８億という数字が出ております。それにつきまして、今般の国の補正予算でいきますと、約１割弱の負担で請求するというような内容でございました。それについて、今年度、その整備費につきましては十分に対応できるかなというような検討もしてきております。

ただ、問題になるのは、その後の維持管理費でございます。それらについて検討しますと、毎年2,000万円から2,500万円の維持管理費が発生する。それプラス、機具につきましても永久的なものではありませんので、更新時にはまたそれ相応の費用がかかるというようなことを考えまして、自治体主導の光ファイバーの整備につきましては、近隣の市町村の動向等も見た中で、ちょっと今無理ではないかという結論になり、今回の国の補正、その事業につきましては手を挙げることはこちらとしてはできませんでした。

ただ、今現在の光ファイバー前のＡＤＳＬにつきましては、その普及率も23％でございます。そういうような状況の中で、町全体を見回した中では、ちょっと光ファイバーまで持っていくのはまだ早いのかなと。ＡＤＳＬにつきましても普及にもっと力を入れて、10％以上の数字が上がってきた段階で、皆さんの利用が集まればというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　８億から10億、町で光ファイバーをやるとかかるという話でございましたけれども、維持管理費がかかるからちょっと検討したいと、先送りと。その中には、近隣市町もやっていないから先送りしたんだという話がございますけれども、この伊豆半島で沼津市と合併した西浦地区あるいは戸田村等も、沼津市では光ファイバーを入れるんだという形で市の予算で行っておられると、今回の制度に手を挙げておられると。

町で維持管理費が2,000万から2,500万かかるといいますけれども、これは利用者から利用

料金を取るわけですから、これは丸々2,000万から2,500万かかるわけではない。それで、この光になれば、逆に言うと、やっぱり定住促進にもなるし、そういうことを前回でも言いましたけれども、それで申し込んでもまだ、国へ申し込めば途中で検討の結果だめだという話ができるんですけれども、先に結果を出してから、出してしまってから申し込みをしなかったという話では困ると思うんですけれども、申し込みがされたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　この話が来ましたのが、今年度に入りまして国のほうからこういう事業があるということで話をお伺いしました。それにつきまして、町の状況、それと整備計画というものをつくらなければ、国に対しても補助申請ができません。そういうような事務的な準備期間もなかったということも一つ、実際には申請をしておりません。

その申請できなかった理由としては、書類整備等の時間も少なかったということと、もう一つ、ランニングコスト、維持管理費等も、先ほども申し上げましたけれども、そちらのほうの今後の維持管理費等のことも考えまして、今回は申請しなかったという結果でございます。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろありますけれども、話を聞きますと、国のほうでは、この申し込みが短い期間ではありましたけれども、申し込みに対して約４倍の市町村があったと。ということは、日本じゅう、田舎のほうの町の話を言っているわけですから、その町の方々がどこも申し込みはできたと。

時間がないという話はまたちょっと別な話だと思うので、逆に話だけをして当たりをつけてみてどうだろうという話で、これから書類をつくるけれども当たりをつけて申し込みをしたいんだけれどもという話をしておくべきだったと私は考えるんですけれども。そういう形は、時間切れになったからできなかったという話では困るものですから、当たりを二、三回立てて出したいということでやったほうがよかったと思いますし、その日本じゅうのほかの過疎の市町村ができるのに南伊豆町はできないというのは、何かおかしいなと考えますけれども、それについて町長はどういうふうに考えるんですか。私の今言った意味がわかりますでしょうか。私はできるのにやらなかったという考えですけれども。

○議長（漆田　修君）　企画調整課長。

○企画調整課長（藤原富雄君）　今、その整備計画が他の市町でできているにもかかわらず南伊豆町ではなぜできなかったというご指摘だと思いますが、議員の言われるように、私どものほうでも先ほど申し上げましたように、民間の関連事業者にその話をし、整備計画を立てるようお願いはしておりました。そうした中で結果的には間に合わなかったというふうに考えております。

○議長（漆田　修君）　清水君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　結果的に間に合わなかったわけですけれども、結果的に間に合った市町村もあるということで、それを少し考えていただきたいなと思います。

ほかにもいろいろありますけれども、以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

10時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１０時２０分

再開　午前１０時３０分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎報第７号の上程、説明、質疑

○議長（漆田　修君）　これより議案審議に入ります。

報第７号　平成20年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第７号　平成20年度南伊豆町健全化判断比率について提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率である４つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれ平成20年度数値を監査委員の意見を付し、議会へ報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の普通会計は赤字でなく黒字のため数値はありません。実質公債費比率につきましては、３カ年平均で13.2％、また将来負担比率につきましては86.0％となりました。いずれも早期健全化基準の25.0％と350％を下回っております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これにて報告を終了します。

◎報第８号の上程、説明、質疑

○議長（漆田　修君）　報第８号　平成20年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第８号　平成20年度南伊豆町資金不足比率について提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落環境整備事業特別会計の資金不足比

率の平成20年度数値を、監査委員の意見を付し、議会に報告するものであります。

水道事業会計につきましては資金剰余が出ており、また、公共下水道事業会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落環境整備事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので資金不足はございません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これにて報告を終了します。

◎議第６０号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第60号　南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

〔事務局朗読〕

○議長（漆田　修君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第60号　南伊豆町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります渡邉浩教育長の任期が本年９月26日をもって満了となりますが、温厚誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に対する深い識見を有する同氏を最適任者とし、引き続き任命いたしたく提案した次第であります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第60号　南伊豆町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第60号議案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議第６１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第61号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第61号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

昨年の人事院の職員の勤務時間の改定に関する勧告を踏まえ、一般職の国家公務員の勤務時間が１週間当たり40時間から38時間45分に改正されたことに準じて、当町職員の勤務時間を改正する内容であります。

勤務時間の短縮に伴い、役場開庁時間は従前の午前８時30分から午後５時15分とし、15分

間短縮される予定ですが、行政サービスの低下を極力回避しつつ、行政コストの増加を招かないよう、公務効率の一層の向上に努めてまいります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を行います。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、昨年の人事院の勧告を受けまして、一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じまして、当町職員の勤務時間を平成22年１月１日から、１週間当たり40時間から38時間45分に変更することに伴う改正でございます。具体的には、１日の勤務時間が８時間から７時間45分となりますので、午後の勤務時間を15分間短縮をして、就業時間を従前の午後５時15分までとするものでございます。これによりまして、役場の開庁時間は午前８時30分から午後５時15分となります。この15分間短縮によりまして、住民サービスの低下が懸念されたために、役場全課、局、室におきまして、ことしの７月１カ月間ですけれども、この５時15分から５時半までの来庁者及び電話の件数を調査をいたしました。その結果、１カ月間におきまして来庁者が14名、電話の件数が44件という結果でございました。この中には、電算の委託会社等々の人数も、あるいは電話件数も含まれておりますので、実際の町民の皆様の来庁、電話というのは、さらにこれより数字は少ないのかなと推測はされます。

そのほか、ほかの自治体の状況でございます。静岡県におきましては、この10月１日から施行をするということでございます。県内各市町における状況でございます。本年３月末時点、４月１日でも同じですけれども、37の自治体がございます。４月１日に実施する団体は、既に14団体がございます。近隣におきましては、東伊豆町、西伊豆町が本年４月１日から施行ということでございます。実際に、就業時間の部分が５時半までという自治体なんですが、37自治体のうち６団体ございます。これは南伊豆町含めて６団体。そのほか、５時で閉庁というのが５団体、17時15分というのが残りの26団体ございました。まれに、始業時間を早めて８時15分というのも10団体ほどございました。そのほか、ここで条例改正をしまして周知期間、１月１日の施行ですから、約３カ月強ございます。その間、町民の皆さんには回覧板、ホームページ、広報紙等でお知らせをするということも可能であるから、行政サービスの低下も最小限に保たれる形という判断をいたしました。

以上、内容説明を申し上げました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　総務課長にちょっとお聞きしたいんですけれども、１週間を40時間ですよね。そうすると、１日が８時間です。そうしますと、この第２条第２項で、これ45分なんです。15分しか削減できてないわけです。そうすると、１日当たり３分です、違うわけですか。38時間……、ごめんごめん、ちょっとおれが……、わかった、わかったごめんなさい。わかりました。

○議長（漆田　修君）　ほかにご質議はございませんか。

清水議員。

○６番（清水清一君）　今、総務課長の説明の中でありましたけれども、終わりの時間を縮めたんですけれども、開始８時半からじゃなくて８時15分という考えも庁議の中にはあったんですか。よその町では、８時前とか、ある程度……、こういう考え方で既に朝早くここに来る方もおるので、今も役場のほうも、後ろのほうが一番いいんだろうと思うんですけれども、それに対応すべく始業時間を早くしたらどうかという話は出なかったんですか。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　これ以前に、５時半に延ばしたときもありましたけれども、その間、どっちがお客さんが多いかと、利用者が多いかということも調査をいたしました。やっぱり後半、夕方のほうが多いんじゃないか、朝よりは。むしろ、朝８時15分からですが、職員８時半からの始業時間でございますけれども、ここのところ見ていますと、確かに職員は早くは来ています。例えば、休日・夜間につきましても、うちは宿日直制をとっておりますから、戸籍関係の届け出とか、そういったものは365日やれるわけです。その辺で、むしろ始業時間を早めるよりは後半を縮めたほうがいいんじゃないかという結果になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者がありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第61号　南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第61号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第62号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第62号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成20年度の税制改正により、個人住民税の寄附金税制が拡充され、所得税法で寄附金控除が認められている寄附金のうち、各自治体が条例で制定した寄附金は個人住民税においても寄附金税額控除の対象とすることができることとなったことから、静岡県では個人県民税の税額控除の対象となる寄附金について、静岡県税賦課徴収条例の一部改正を行いました。

本町においても、個人町民税の税額控除の対象となる寄附金について、静岡県の改正に伴い、改正するものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明をさせます。ご審議のほど、よろしくお願いをいた

します。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　奥村　豊君登壇〕

○町民課長（奥村　豊君）　それでは、内容説明をさせていただきます。改正後のをごらんください。

南伊豆町税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第34条の７第１項第２号の次に次の３号を加える。これにつきましては、従来からの寄附金税額控除の対象であった都道府県、市町村に対するもの、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社南伊豆支部に加え、新たに次の３号を加えるものであります。

まず、３号として、所得税法第78条第２項第２号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事業所を有する法人又は団体に対するもの、これは財務大臣が指定した寄附金で国立大学法人などが対象となります。

第４号として、所得税法第78条第２項第３号に掲げる寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人に対するもの、これは政令で定める法人で特別行政法人、一定の地方独立行政法人、自動車安全運転センター等、それから日本地方支援センター、日本私学学校振興、こうした事業団体及び日本赤十字社を含みます。また、公益社団法人及び公益財団法人、私立学校法に規定する学校法人と社会福祉法人が対象となります。

５号では、租税特別措置法第41条の18の３の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金のうち、県内に主たる事務所を有する同条の認定特定非営利活動法人に対するもの、これについては認定ＮＰＯ法人が対象となります。

附則では、施行期日、経過措置を定めております。

個人住民税につきましては、町民税、県民税をそれぞれ町県民税として町が賦課徴収を行うことになります。町民税の控除額につきましては、基金額から5,000円差し引いた額の６％が対象となります。県民税につきましても同様に、寄附金から5,000円を差し引いた額に４％を乗じた額が対象となります。

控除の対象となる寄附金額ですが、総所得金額の30％が限度となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第62号　南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第62号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第63号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第63号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

南伊豆町立南崎小学校が竹麻小学校と統合したことにより、南崎小学校が廃校になったため、かねてより耐震性等に心配がありました南崎保育所を移転し、保育所施設として利用するものであります。つきましては、設置場所を南伊豆町下流174番地の１から南伊豆町大瀬

７番地に変更するものであります。

ご審議ほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第63号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第63号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第64号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第64号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、改正健康保険法施行令等の施行に伴い、町国民健康保険条例の一部を改正する必

要が生じたため、提案いたしました。

改正の要旨は、平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について従来の額に４万円を加算する内容となっております。この出産育児一時金の引き上げは、医療機関への直接支払制度の導入と一体となった緊急の少子化対策の一環として、既に実施しております妊婦健診の公費負担拡充とあわせ、手元に現金を用意しなくても安心して妊娠、出産できる環境をつくるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

お手元の改正条例をごらんになっていただきます。

南伊豆町国民健康保険条例（昭和48年条例第４号）の一部を次のように改正する。

附則第５項の次に次の第１項を加える。

平成21年10月から平成23年３月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置。

第６項被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月１日から平成23年３月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第５条の規定の適用については、同条第１項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

この条例は、平成21年10月１日から施行するというものでございます。

現行のというか、南伊豆町国民健康保険条例第５条でございますが、被保険者が出産したときは35万円支給すると規定されております。ただし、町長が認めるときは３万円を加算するという規定でございます。この３万円の規定につきましては、産科医療補償制度の加入の医療機関で出産、通常の病院保険に入っている出産機関での出産については３万円ということですので、通常ですと38万円支給するというものでございます。この35万円に４万円をプラスしまして39万円として、このプラス３万円で合計42万円とするという改正でございます。

それと、今お手元にチラシというか広報、これでございますが、チラシが資料が１枚配られております。この42万円の増額とあわせまして、出産育児一時金の医療機関に直接支払制度というものが開始されます。裏面の妊婦さんのイラストがあるところを見ていただきたいと思います。

今までは、医療機関で出産をして、例えば45万円かかれば45万円一たん払ってというような形の制度だったんですが、今回の42万円の引き上げに伴いまして、まず入院しまして出産しますと、42万円未満でおさまれば、そのまま退院というようなことでございます。当然、医者から明細が出てきますと、あと例えば42万円まででしたら、病院、診療所から支払機関であります国保連合会のほうに請求がいきます。国保連合会から役場、保険者、役所の健康保健課に請求がきて、町はそれを国保連合会に払って、国保連合会から病院に払うということでございます。ですから、42万円以内でおさまれば、持ち出しはなくて、そのまま退院ということでございます。

ちなみに、近隣の出産医療機関で聞きますと、大体45から47万円ぐらいが相場だというようなことを伺っておりますので、今までは40何万とかというお金を用意しなければならなかったんですが、今回はもっと少ないお金の用意で出産ができるというような改正であります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決をします。

議第64号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第65号　南伊豆地区１市３町合併協議会の廃止についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第65号　南伊豆地区１市３町合併協議会の廃止について、提案理由を申し上げます。

平成20年６月５日付にて設置した南伊豆地区１市３町合併協議会は、13回の協議を重ね、すべての協定項目に確認ができたことから、平成21年６月19日に１市３町各議会において、廃置分合関連議案を上程しましたが、２町で否決されました。これにより、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町をもって規約を定め設置された協議会を廃止することについての議案を提案するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第65号　南伊豆地区１市３町合併協議会の廃止については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第65号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第66号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第66号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額２億7,977万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,781万4,000円とするものであります。前回の補正（第３号）において、国の平成21年度補正予算の地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業の緊急で急ぐものを計上いたしましたが、今補正で残りの関連事業を計上いたしました。

歳出の主なものは、公的年金特別徴収システム改修業務委託に1,008万円、10月25日執行予定の参議院議員静岡選挙区補欠選挙事務に570万円、国民健康保険特別会計繰出金に3,089万円、こども会育成事業等補助金300万円、就学前３年間支給する子育て応援特別手当774万円、南上地区簡易水道事業の水道事業会計支出金に9,355万円、一條町有地の測量業務委託320万円、差田グラウンド整備に1,028万9,000円、銀の湯会館改装工事費に1,410万円、町道路面補修工事費750万円、国のＩＣＴ補助金で町内小・中学校の教職員用パソコンの60台や、各教室の地デジテレビ57台等を購入するため2,549万4,000円と、７月17日発生の集中豪雨による現年災工事350万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、国庫補助金では地域活性化・経済危機対策臨時交付金１億8,764万9,000円等を含め、２億5,534万9,000円の追加であります。

県補助金は495万9,000円を減額し、県委託金は参議院補欠選挙の委託金570万円を増額、商工費は更正により1,250万円の減額、雑入では妻良地区海上アスレチック整備事業が日本宝くじ交付金の対象となったため2,362万5,000円と、南伊豆地区１市３町合併協議会負担金

の精算金166万9,000円の増額です。

また、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金1,023万8,000円を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

初めに、歳出から、15ページをお開きください。

まず、ここでは議会費でございますが、議会費はすべて人件費の補正でございます。この人件費補正でございますが、４月１日の人事異動及び20年度末に予定外の退職者が出たための更正でございます。一般会計合計で1,732万5,000円の人件費の減でございます。

１項の人件費の説明につきましては省略をさせていただきたいというふうに思います。

次のページ、16ページをお開きください。

２款総務費、１項総務管理費です。一般管理事務でございます。18節の備品購入費でございます。129万円、これ自動車129万円です。軽自動車１台、ワンボックスの車廃車によりまして買いかえのために129万円計上させていただきました。

次に、一番下の49、情報系業務電算事務でございます。補正額116万7,000円の減でございます。

次のページの14節使用料及び賃借料、ＬＧＷＡＮサービス提供設備賃借料326万7,000円の減でございます。ＬＧＷＡＮにつきましては、５年に１度サーバの交換ということが義務づけられておりますが、本来ことしの４月１日からやりたかったわけですけれども、合併協議の最中だったもので、合併すると１台でサーバというのはよろしいわけだけれども、合併協議の結果を待つという形で、今回やりたいというような形でございます。この326万7,000円はレンタルの料金の部分を計上させていただきましたけれども、見積もりをとりますと購入ですと200万円で済むという形で、賃借料から備品購入費のほうに入れかえさせていただきたいというものでございます。

次のページです。徴税費の賦課徴収事務でございます。委託料で公的年金特別徴収システム改修業務委託、これが1,008万円です。これは年金の特別徴収のための改修業務委託でございます。

その下の地方税電子申告支援システム整備業務委託348万6,000円、住民税の電子申告システム整備のためでございます。

次の20ページをお開きください。

町長の提案理由にもございましたけれども、選挙費で参議院議員補欠選挙事務でございます。570万円の補正額でございます。10月25日に執行予定でございます。

次に、ずっと飛んで24ページをお開きください。

３款民生費の１項社会福祉費です。一番上の老人福祉事業でございます。19節の負担金補助及び交付金105万円で、緊急通報センター設備更新負担金105万円、下の扶助費で緊急通報システム端末購入扶助費787万5,000円、これは関連をしてございまして、ひとり暮らし老人等異常があった場合、消防署への通報のシステムがございます。これが老朽化のためにシステム改修したいということで、上の負担金につきましては消防組合のほうへの負担金です。下の扶助費につきましては、これは50人、50台分です。787万5,000円と、50人分でございます。

次に、186の国民健康保険特別会計繰出金で3,089万円でございます。

一番下の188です。後期高齢者医療費事務887万3,000円、療養費の給付費の負担金が898万4,000円、事務費繰出金が11万1,000円の減でございます。

次のページの真ん中辺です。204事業の子育て支援事業です。負担金補助及び交付金でこども会育成事業等補助金300万円、県のこども基金の中から町内のこども会20団体に10万円でこども会の育成支援に使いたいと。もう一つは、ボランティ育成拠点整備費として100万円の合計で300万円。

ここの欄の一番下です。206の子育て応援特別事務です。一番下の13節委託料、21年度の子育て応援特別手当に係るＴＫＣ業務委託料、これが32万3,000円と19節の子育て応援特別手当です。これが774万円です。対象人数が215人、１人当たり３万5,000円、就学前３年間支給されます。就学前、３歳から５歳の支給ということでございます。

次に、一番下の209の放課後児童クラブ運営事務です。需用費から備品購入費があります。これは150万円の補正でございます。南中小学校の空き教室に放課後児童クラブを開設したいということで、これは平成22年４月１日から予定をしています。その事前段階として修繕あるいは備品購入をしたいということでございます。

ずっと飛んでください。30ページです。水道事業会計の繰出金です。9,355万円です。これにつきましては、南上地区の簡易水道の今整備工事をやってございますが、配水池から一

番近いところの部分が補助対象外でございます。それにつきまして、追加されている臨時交付金を充てたいというので、出資金として9,355万円を計上いたしました。延長として2,757メートルございます。

次のページです。農業費でございまして、288の農業振興事業です。委託料で特定農地利用計画策定に伴う測量業務委託料320万円、これが伊豆急不動産からいただいたキツジョの農地の部分の測量業務委託でございます。下の機器備品につきまして60万円、これは箱花を６基購入したいというものでございます。

一番下です。299の農山村総合施設管理運営事務です。1,428万9,000円でございます。このうち15節の工事請負費です。差田グラウンドの防球ネット設置工事700万円、ライト側、道路側のネット低いものですから、それを高さ10メートルのものにかえたいと。この防球ネット延長で87メートルございます。そのほか、差田グラウンドの上水道の改修工事に80万8,000円、グラウンドの管理棟の屋根の改修工事148万1,000円、これは屋根がカラーベストですから、ボールが当たったりして結構傷んでいると、そういう形でございます。

一番下の石灰及び体育機材倉庫整備工事、倉庫を入れかえたいという形で100万円です。

ごめんなさい、203の青野プール改修工事180万円、これにつきましては青野のプールの休憩所の屋根等の修繕で改修工事でございます。

次のページです。林業費でございます。321の林業振興事業で250万円の補正です。林道鈴野線道路維持工事で250万円です。鈴野線の除草、伐採、崩土除去等々、延長は3,000メートルでございます。

次のページです。水産業費で335、漁業集落排水事業特別会計繰出金231万8,000円です。子浦の漁排に46万8,000円、中木漁業集落排水の特別会計の繰出金が185万円です。その下の入間の漁業集落排水事業です。施設修繕料で100万円です。曝気槽の攪拌機の修繕をしたいということで100万円、２系列あるうちの１系列がだめになっているものですから、その修繕をしたいということです。

次のページです。商工費です。358、観光振興事業です。193万1,000円の補正でございまして、９節の旅費と11節の需用費です。旅費が15万円と消耗品と印刷製本費60万円と22万1,000円です。これは韓国の世界都市博出展の参加費用でございます。これにつきましては県のほうからの補助金が100％出る予定です。

一番下の71、銀の湯会館運営事業です。銀の湯会館の改装工事1,410万円でございます。館内のリニューアルでございまして、看板、カーペット、畳、スチームサウナ、入り口のバ

リアフリー化をしたいということでございます。

次のページでございます。36ページです。

土木総務事務の18節の備品購入費です。機器備品で200万円です。これ雨量計のデジタル化をしたいため、今の雨量計がダイシと下賀茂の部分が来ていますけれども、今アナログで非常に故障がちです。これをデジタル化したいということで200万円を計上させていただきました。

37ページでございます。そのほか道路橋梁費、道路維持事業でございます。工事請負費の路面補修工事です。750万円です。石井、加納、青内、ミハマの拡張道1,365メートルを補修したいと。その下、排水路の補修工事におきましては、加納ソウオンキョウのエイセイ　の排水路の工事100万円計上させていただきました。

そのほか、ずっと飛んでください。42ページです。教育費でございます。小学校費です。

472の小学校管理事務です。備品購入費で機器備品1,482万6,000円、これは先ほど町長も申し上げましたけれども、小学校の教職員のパソコン38台、そのほかデジタルテレビです。４小学校のデジタルテレビ35台の購入でございます。

その次のページの481の小学校教育振興事務でございます。ここの18節の備品購入費で教材備品があります。280万円、これにつきましては各学校に電子黒板を購入したいということで、１台当たり70万円で４台、４校分でございます。

その下の理科備品です。195万5,000円、これにつきましては国の補助金が今回特別に補正予算つきました。国の補助でございまして、これは４校分で195万5,000円です。

一番下の487、南伊豆東小学校教育振興事務です。一番下の報償費で校歌作曲者謝礼10万円です。南伊豆東小学校が統合しまして校歌を作成しまして、それがもうできたということで謝礼を計上させていただきました。

44ページです。中学校管理事務です。18節の備品購入費、これも機器備品で646万8,000円、パソコンが22台、地デジが22台等でございます。

そこの一番下の496、中学校教育振興事務です。備品購入費で教材備品で140万円、これも電子黒板が２台です。理科備品につきましては88万5,000円、２校分でございます。

次の46ページをお開きください。

46ページの社会教育費の図書館管理運営事務です。13節の委託料、図書館管理システム改修業務委託118万7,000円、備品購入費でシステムの機器購入費101万9,000円です。図書館の管理システム、バージョンアップをしたいための移行費及び機器購入費でございます。

48ページをお開きください。

公共土木施設災害復旧費でございまして、単独道路河川等災害復旧事業550万円です。14節の使用料及び賃借料につきましては、200万円を計上させていただきました。７月17日の集中豪雨による重機借り上げです。15節につきましては現年災工事350万円で、これは町道の天神原伊浜線の現年災工事でございます。

次に、歳入に入りますが、歳入につきましては先ほど町長の提案理由で項目ごと説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

あとは、６ページをお開きください。

今回の補正予算ですけれども、歳出合計で補正前の額は41億1,804万2,000円、補正額が２億7,977万2,000円、合計で43億9,781万4,000円です。補正額の財源内訳で、特定財源の経費、国県支出金が6,844万1,000円です。その他が1,177万5,000円です。一般財源が１億9,955万6,000円でございます。

以上、内容説明でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。これより質疑に入ります。

稲葉議員。

○４番（稲葉勝男君）　１点だけ、31ページの特定農地利用計画策定に伴う一條の町有地の測量ということで、この測量はどういう内容のものやどうか、ちょっとわかりませんけれども、伊豆急行が所有している土地、測量したものがあるのかないのか、その辺もしあるものであれば、そちらを利用すれば、また経費が削減できるというような考えがあるものですから、どうでしょうか、その辺。

○議長（漆田　修君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　今のところは、縦横断平面という計画を、とりあえず縦横断平面の現況のほうを調査したいのでという形で、先ほどもありましたけれども、70万平米のうちの約１万5,000平米のものでございます。伊豆急さんのものがあるかどうかという形でございますけれども、詳細の平面等はまだ調査しておりませんものですから、またちょっと伊豆急さんと協議をしてみたいなと考えております。

以上です。

○議長（漆田　修君）　稲葉委員。

○４番（稲葉勝男君）　今、課長の言われたとおり、伊豆急のほうとぜひ協議して、それがまた借りれるというか、そういう全体の資料がこちらに貸してくれることがあれば、それなり

の経費節減も図れるという部分があるから、ぜひ検討してください。お願いします。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　18ページの公的年金特別徴収システム改修業務委託、それと地方税電算申告支援システム、このシステム、また教育関係でもシステムの改修関係があったと思いますけれども、これはどういうところへ支払っているんですか、システム関係は、ＴＫＣですか。

○議長（漆田　修君）　町民課長。

○町民課長（奥村　豊君）　税のほうでお答えします。

公的年金と地方税電子申告ですが、ＴＫＣを予定しております。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　高額なシステム改修料なんですけれども、これＴＫＣとの基本的な契約の中で、こういうものに関する取り決めというのは何かあるんですか。大分高いような気もするんだけれども、ちょっと私わからないんですけれども。

○議長（漆田　修君）　町民課長。

○町民課長（奥村　豊君）　特に取り決めはないんですが、既存のシステムもＴＫＣで入っておりますので、それへ……

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　ということは、もうＴＫＣの言いなりの見積もりでこれをやっているという考え方でよろしいんですか。

○議長（漆田　修君）　町民課長。

○町民課長（奥村　豊君）　一応、見積もりは徴取しておりますが、その内容についてはいろいろ検討させてもらっております。

○議長（漆田　修君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　今、ＴＫＣでございますけれども、基本的な契約と議会でこういった新たな業務という部分で、当然業務委託をしなくてはならないわけです。ＴＫＣでやっているわけで、ＴＫＣからとっているわけですけれども、ＴＫＣも全国的な会社なものですから、南伊豆町だけが高いというものはないと思いますけれども、どうしても単独見積もりと結果的にはならざるを得ないというふうに思います。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第66号　平成21年度南伊豆町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第66号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第67号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第67号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案は、７月の本算定実施による保険税関係並びに保険給付費関係の補正が主な内容となっております。

歳入では、国民健康保険税を4,184万5,000円、国庫支出金を144万7,000円減額し、療養給付費交付金を817万8,000円、前期高齢者交付金を418万1,000円、県支出金を187万9,000円、

繰入金を3,089万円、繰越金を6,522万1,000円増額するものであります。

歳出では、総務費は７万6,000円、保険給付費を2,694万5,000円、後期高齢者支援金等を28万8,000円、諸支出金を4,044万3,000円増額し、前期高齢者納付金を５万9,000円、介護納付金を63万6,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,705万7,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を15億1,837万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

資料に基づいて説明させていただきます。16ページをお開きください。

それでは、一般管理費から説明させていただきます。一般管理事務で、補正前の額が448万9,000円、補正額７万6,000円の計456万5,000円。

13節の委託料でございます。高額療養費システム改修費150万円、高額介護の合算支給業務に要するための基本システムの改修でございます。当初予算に計上ありましたわけですが、７万6,000円の補正をお願いするものでございます。

604の一般被保険者療養給付費でございます。2,000万円の補正をお願いします。19節負担金補助及び交付金でございます。一般被保険者療養給付費の2,000万円の補正をお願いするものでございます。

606、一般被保険者療養費でございます。19節の負担金補助及び交付金で一般被保険者療養費259万円でございます。

次のページをお願いします。18ページでございます。

一般被保険者高額療養費でございます。一般被保険者高額療養事務でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。一般被保険者高額療養費で600万円でございます。伸び率を見込んで２．５として試算をしたものでございます。

19ページをごらんください。

出産費の関係でございます。613事業、出産育児一時金、マイナスの116万でございます。19節負担金補助及び交付金でマイナスの81万6,000円でございます。これは先ほどご審議していただきました出産育児一時金の関係もございますが、当初19人で試算しておりましたと

ころでございますが、現在精算というか、もっと推計し直して年度内15人ぐらいになろうと。のほうの分だけでございますが、若干余裕を見て15人近いだろうということで、それで減させていただくものであります。

641の支払手数料でございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者支援金でございます。633事業、後期高齢者支援金事務、19節負担金補助及び交付金でございます。28万8,000円の増でございます。概算の確定によるものでございます。

21ページでございますが、前期高齢者納付金でございますが、19節負担金補助及び交付金で5万9,000円減、前期高齢者の46万3,000円、概算の確定によるものでございます。

22ページをお開き願います。介護納付金でございます。

617介護保険事業でございます。63万6,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金63万6,000円の減でございます。これも概算の確定によるものでございます。

23ページでございます。

626償還金でございます。これは補正前の額は2,000円、補正額は4,034万3,000円、計4,034万5,000円とするものでございます。23償還金利子及び割引料で4,034万3,000円、内訳としまして療養給付費等負担金償還金が3,583万9,000円、療養給付費交付金償還金が450万4,000円でございます。平成20年の確定によるものでございます。

640高額療養費特別支給金事務でございます。23の償還金利子及び割引料の増でございます。

歳入に入らせていただきます。

歳入でございますけれども、国民健康保険税でございます。１の一般被保険者国民健康保険税、２の退職被保険者等国民健康保険税、ともに本算定実施によるものでございます。それぞれ精算によりまして、増減の調整をさせていただきました。

全般的には、算定基礎額で3,100万円ぐらいの減となっております。

次のページでございます。１の療養給付費等負担金102万3,000円の減、３の特定健康診査等負担金が10万5,000円の増、これは平成20年度の確定でございます。

次の９ページでございます。１目の財政調整交付金が194万7,000円の減でございます。１節普通調整交付金が204万7,000円の減、２節特別調整交付金が10万円の減でございます。

３の介護従事者処遇改善臨時特例交付金123万8,000円、1節介護従事者処遇改善臨時特例交付金で123万8,000円でございます。これは介護従事者の処遇改善に伴う介護報酬の引き上

げによる上昇分について介護保険税の簡易抑制のための交付金でございます。

４目出産育児一時金補助金、１節出産育児一時金補助金でございます。２節の、先ほどの条例改正でお話ししましたように、21年10月以降分のうち、２分１、２万円について計上させていただきました。

１目療養給付費交付金でございます。補正額817万8,000円で計9,116万8,000円でございます。

11ページで前期高齢者交付金でございますが、１節現年度分でございます。

これは特定健康診査等負担金、過年度分としまして20年度精算に伴うものでございます。

次のページ、13ページでございます。

１目財政調整交付金で177万4,000円の補正で、5,778万4,000円１節普通調整交付金177万4,000円でございます。

14ページをお開きください。繰入金でございます。

１の一般会計繰入金、補正前の額6,086万円、補正額3,089万円、計9,175万円でございます。内訳としまして１節職員給与費等繰入金7万6,000円、出産育児一時金等繰入金マイナス89万3,000円、財政安定化支援事業繰入金がマイナスの329万3,000円でございます。５節目のその他繰入金ですが、3,500万円、これは６月定例会のときに皆様にお知らせさせていただきました国保の試算の中に入っていた3,500万円でございます。そのほかにつきましては、若干数字の調整をちょっとやっていますので、6月に提出した資料よりも若干の変更があったということでございます。

１節目療養給付費交付金繰越金でございます。これは平成20年度の療養給付交付金の確定でございます。その他繰越金3,000万円、補正額6,071万7,000円、計9,071万7,000円前年度その他の繰越金でございます。

６ページでございます。

歳出合計であります。補正前の額14億5,131万4,000、補正額6,705万7,000円、計15億1,837万1,000円、財源内訳としまして国県支出金が22万2,000円、その他が1,235万9,000円、一般財源としまして5,147万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これにより質疑に入ります。

梅本君。

○７番（梅本和熙君）　19ページの出産育児一時金の話なんですけれども、国保以外の関係の出産というのは何名ぐらいなのかということと、それに対する出産育児一時金というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えてもらいたい。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　先ほどの推計では国保で15人ほどと言いましたけれども、妊婦健診の予算としましては50名を見込んでおります。ここ何年かの出産状況を見ますと、大体45名から50名の間で推移しております。ですので、この国保の15人分につきましては、国保で出しますが、例えば共済ですとか社保ですとか、それぞれの　　保険の事業者とのやりとりに……

○議長（漆田　修君）　梅本君。

○７番（梅本和熙君）　そのいわゆる国保以外の今何ですか、共済だとか厚生年金、そういうものの出産育児一時金というのは国保とは大きな差があるんですか。同じような金額なんですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　ちょっとほかのものまでは確認をしていなかったんですが、基本的には同じであると考えています。

○議長（漆田　修君）　梅本君。

○７番（梅本和熙君）　それと14ページの3,500万円の繰り入れの件ですけれども、今年度特別な部分でこの3,500万円の繰り入れが行われるということですけれども、制度改革とかいろいろあったということで。今年度じゃない、昨年度かな。だから、今年度になるのか、今年度に関してそうだけれども、翌年度に関してはこのようなことはないという考え方でよろしいんですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　ないということで考えておりますが、たださきほどの繰入金の下に繰越金の欄があります。見かけ上はといいましょうか、変な話ですけれども、9,500万円繰越金があるように見えるんですが、このうちの、先ほど言いましたように返還金が5,000万、その内19年度に3,000万円を基金を取り崩しております。ですから、実質は2,000万ぐらいの繰越金ということで動いていますが、ことしも繰り入れて来年も繰り入れてというようなことはないように考えています。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第67号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第67号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第68号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第68号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

本案は過年度の医療諸費に係る精算についての調整が主な内容となっております。

歳出では医療諸費を215万円増額し、それに伴う歳入としては支払基金交付金を４万8,000円、国庫支出金を３万3,000円、県支出金を8,000円、一般会計繰入金を8,000円、諸収入を205万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ215万円を追加して、歳入歳出予算の総額を1,055万3,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、南伊豆町老人保健特別会計補正予算の内容説明をさせていただきます。

まず歳出から説明させていただきます。資料12ページをお開きください。

歳出でございます。医療給付事務の補正額は215万、計415万でございます。19節負担金補助及び交付金215万、国保分医療給付費でございます。これは、過年度なんですが、熱川温泉病院が係数誤りをしていたということで、平成19年５月、６月、７月の診療報酬分を再請求が215万円有りました。細かく言うと214万9,304円なんですが、それで既に行っています請求があるんですが、これを取り消し額は205万2,944円、205万3,000円なんですが、従来は過誤調整分としまして今月分の診療報酬から差し引いた後に再請求がありますが、老健制度は平成20年で基本的には終了しているので、差し引くべく診療報酬が存在しないということで請求取り消し分を後で説明しますが、雑入で受け入れたものに再請求分を支払うというようなことであります。ですから、今回で過年度分を雑入で入れて、再請求分をこちらで払うというようなことになっております。

歳出は以上医療諸費経費だけでございます。

７ページでございます。

７ページは、先ほども説明いたしました医療給付250万円に伴う調整でございます。

ページを進んでいただいて、11ページまで進んでください。11ページ、諸収入で３目雑入がございます。補正前の額は0で補正額は205万3,000円、計205万3,000円で、１節雑入205万3,000円でございます。これは先ほど歳出で説明しました熱川温泉病院のお金の部分の請求料診療報酬で205万3,000円を計上というようなことになっております。

６ページにお戻りください。

歳出合計であります。補正限度額804万3,000円、補正額215万円、計1,025万3,000円、

内訳としましては県支出金が４万1,000円、その他が４万8,000円、一般財源としまして206万8,000円でございます。

内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第68号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第68号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第６９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第69号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第69号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ577万円を追加し、歳入歳出予算の総額を９億435万6,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では平成20年度の保険給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金額が確定したため、167万9,000円の償還金と緊急雇用基金活用により、地域包括支援センターに臨時職員を雇い上げ、地域相談支援体制強化費として100万円、保険給付費として289万円を追加するものであります。

歳入につきましては前年度繰越金が確定し、償還金に充当するため、繰越金を68万円、地域相談支援体制強化事業繰入金として100万円、一般会計から繰り入れ、平成20年度の保険給付費の確定に伴う国・県からの追加交付金399万8,000円を追加するものであります。

内容につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　では、お手元の介護保険特別会計補正予算（第１号）に基づきまして、説明をさせていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

13ページ、歳出でございます。一般管理費の700介護保険総務事務９万2,000円の補正の内容でございます。区分としましては、普通旅費でございます。これは、制度改正、またこの10月からということで制度が若干変わるんですが、研修が非常に多くなっております。主に、静岡、沼津等の研修会でございますが、旅費を計上させていただきました。

次のページをお開きください。

保険給付事業、居宅介護サービス給付費でございます。補正前の額が３億391万3,000円、補正額267万円、計３億658万3,000円、19節負担金補助及び交付金267万円でございます。居宅介護サービス給付費負担金で267万円でございまして、第１四半期の実績によるものでございます。

次のページ、15ページでございますが、716、介護予防福祉用具購入費給付事務12万円、12万、12万、19節負担金補助及び交付金12万円、介護予防福祉用具購入費負担金要支援１、２の方を対象としまして、シャワーチェア、おふろのシャワーですけれども、その時に使う椅子、介護用に使うんですが、そういったものを予定しております。

次のページ、16ページをお開きください。

719高額介護サービス給付事務1,265万3,000、10万、計1,275万3,000円、19節負担金補助交付金10万8,000円でございます。この８月１日から高額医療、高額介護、合算制度が始まりまして、ちょっとまだ古いというか、数字がつかめない部分がありますので、10万円を給付させていただきました。

次のページ、17ページをお開きいただければと思います。

739でございまして、介護予防ケアマネージメント事業、補正前の額は701万5,000円、補正額は110万9,000円、計812万4,000円でございます。内訳としまして共済費12万円、社会保険料でございます88万、10万9,000円で普通旅費ということでございます。これは先ほど一般会計の説明にもありました緊急雇用絡みで100万円の計上でございます。100万円は共済費社会保険料12万円と賃金88万円で考えておりまして、これは介護包括支援センターの非常にデータが多くてなかなか処理がままならないということで、臨時職員を雇いまして、月20日から26カ月を予定しております。それに伴う社会保険等々。あとは研修は地域包括支援センターの職員が研修、研修なんですが、静岡、名古屋研修へ行くということです。

次のページでございます。18ページ、724、償還金でございます。補正前の額1,000円補正額167万9,000円で168万円、23節償還金利子及び割引料167万9,000円でございます。国県負担金等返還金167万9,000円。平成20年度の実績による社会保険診療報酬支払基金へのであります。

７ページへお戻りください。

７ページにつきましては国庫支出金から順次記載されておりますが、これは平成20年度、実績によるものでございます。10ページまで実績によるものでございます。

11ページをお開きください。11ページ繰入金でございます。その他繰入金としまして計上させていただきました。補正前の額は1,524万3,000円、補正額109万2,000円、計1,633万5,000円、１節事務費等繰入金109万2,000円、事務費等繰り入れが９万2,000円、地域相談支援体制強化事業繰入金が100万、緊急雇用によりまして、地域包括支援センターの事務費の増額です。

次のページでございます。繰越金でございます。補正前の額は100万円、補正額68万、計168万、１節繰越金68万、前年度繰越金でございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計であります。補正前の８億9,858万6,000円、補正額577万円、計９億435万6,000円、財源としましては、109万2,000円、一般財源が467万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本君。

○７番（梅本和熙君）　14ページの居宅介護サービス給付費、これ267万円ほどふえているわけですけれども、これは何かいわゆる居宅サービスを受けている人がふえたということですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　第１四半期の実績から推計しているものでございますので、若干の増加はあります。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　例えば施設介護だと、これはある程度ぴしっと大体わかるだろうと。267万円というのは人数的に大体課長が考えるに何人ぐらいがふえたということはわからないんですか。

○議長（漆田　修君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　申しわけありません。ちょっと数字持ってこなかったもんですから、後ほど。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第69号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時５４分

再開　午前１１時５４分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

議第70号以降は午後からの審議にしたいと思いますので、ここで暫時休憩をし、１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５４分

再開　午後　１時００分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第７０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第70号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第70号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県後期高齢者医療広域連合の７月本算定実施による保険料関係の調整並びに

それに伴う広域連合への保険料負担金の調整が主な内容となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料2,225万1,000円、繰入金を11万1,000円減額し、繰越金を149万3,000円増額するものであります。また、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を2,086万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,086万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を１億1,526万9,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（松本恒明君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出からお願いいたします。

６ページをお開きください。

歳出でございます。902後期高齢者医療広域連合納付金ということでございます。19節負担金補助及び交付金を2,086万9,000円減するものであります。これは広域連合算定による減額でございます。

７ページをお開きください。

保険料でございます。保険料以下町長の提案説明にありましたように広域連合本算定による補正でございます。保険料の減額でございます。繰入金も８ページ繰入金でございますが、これも11万1,000円の減額でございます。

９ページ繰越金でございますが、１節繰越金として149万3,000円増額するものであります。

６ページに入ります。

歳出合計であります。

補正前の額１億3,603万8,000円、補正額2,086万9,000円の減、合計１億1,516万9,000円、財源内訳としては一般会計繰越金の2,086万9,000円の減でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第70号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第７１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第71号　平成21年度南伊豆町公共下水道特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第71号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は歳出予算のうち、主なものは下水道施設管理事業の需用費95万円と工事請負費250万円をそれぞれ増額とし、事務費等の賃借料の歳入負担行為の変更を行うものであります。

また、歳入につきましては一般会計繰入金を345万円増額するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億1,596万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第71号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第７２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第72号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第72号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、マンホールポンプ２カ所にポンプ清掃のための給水装置を取りつけるもの

であります。歳出予算のうち、総務管理費の施設修繕料60万円、給水負担金16万8,000円の増額をし、総事業費1,453万9,000円とするものであります。また、歳入予算につきましては漁業集落排水事業費受益者分担金を30万円、一般会計繰入金を46万8,000円増額するものであります。歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ76万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,453万9,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第72号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第７３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第73号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第73号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、処理場マンホールポンプ場から機器や水位等の異常を知らせる通報装置の故障を直すための修繕費で、歳出予算のうち、総務管理費の施設修繕料を370万円増額し、総事業費を2,518万2,000円とするものであります。また、歳入予算につきましては漁業集落排水事業費受益者分担金を185万円、一般会計繰入金を185万円増額するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,518万2,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第73号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第７４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第74号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第74号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）の提案理由を申し上げます。

本補正予算は、処理場の町村有建物災害共済保険料で歳出予算のうち、総務管理費の役務費を１万円増額し、総事業費を1,041万1,000円とするものであります。また、歳入予算につきましては諸収入、雑入を１万円増額するものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,041万1,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

議第74号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎議第７５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第75号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第75号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は人件費の更正のほかに、水道施設改良費の工事請負費及び固定資産購入費が主なもので、収益的収支予算につきましては歳出予算のうち、営業費用を903万3,000円増額、営業外費用を２万5,000円減額するものであります。また、資本的収支の歳出予算のうち、水道施設管理料費9,000万円を増額し、施設営繕営業設備費355万3,000円を増額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田　修君）　内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、議第75号の内容についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出にてご説明いたします。

１款水道事業費用は900万8,000円増額し、7,520万8,000円とするものであります。内訳としまして、１項営業費用、３目総係費718万9,000円増額し、4,823万2,000円とするものです。主に職員１名の人件費でございます。

４目簡易水道費を170万4,000円増額し、4,128万2,000円とするものです。職員１名の異動による人件費の差額分によるもの。６目資産減耗費を14万円増額し、219万5,000円とするも

のです。軽トラック３台、原動機付自転車３台の除去費でございます。

２項営業外費用、３目消費税を２万5,000円減額し、320万3,000円とするものです。補正による消費税の更正減です。

14ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、初めに収入であります。１款資本的収入は9,355万円増額し、１億5,975万円とするものであります。

１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金を9,355万円とするものです。１節一般会計繰入金を増額するものです。内容は、南上簡易水道基幹改良事業出資金として8,600万円、石綿セメント管更新事業出資金として400万円、公用車更新事業出資金として355万円でございます。

次に、支出であります。

１款資本的支出は9,355万3,000円増額し、２億7,113万5,000円とするものであります。内訳としまして１項建設改良費、１目水道施設改良費を9,000万円増額し、２億1,893万1,000円とするものです。

50節工事請負費9,000万円を増額するものでございます。構築物工事請負費で南上簡易水道等と施設整備工事に8,600万円、石綿セメント管更新事業、これ湊地区でございます。400万円でございます。

３目営業設備費を355万3,000円増額し、52節固定資産購入費を355万3,000円とするものです。軽トラック３台、原動機付自転車３台を購入させていただくものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○４番（稲葉勝男君）　ちょっとお聞きしますけれども、南上の簡易水道施設整備、これ内容的にはどんなあれですか。石綿セメント管の布設替えだとか、　　。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　南上簡易水道事業でございますが、今年度より28年度までシステム統合による石綿セメント管の布設がえ工事を行います。この事業は、今、実際に布設がえ改修工事を国費、県費を使って事業発注をしております。その補正につきましては、その補助対象外のところ、償還長期ですべて賄うものを今回上げさせていただきました。

○議長（漆田　修君）　ほかにありませんか。

梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　28年度までで、もう完了していますけれども、28年度までといいますけれども、今年度は景気対策のお金という形で国のお金をすべてですけれども、翌年度以降はどういう割合になるんですか。町負担がどれぐらいで、どういうふうになるんですか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　今年度の交付金を使ってやりますけれども、補助対象事業費は、２分の１が国。その２分の１の４分の１、これが県の補助で石綿セメント管の布設がえについて補助がなくなる。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　今の説明でいうと、町で負担すべきものは全体の８分の３ということですか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　石綿セメント管の布設がえ工事というのが県の補助対象なんですが、それ以外のものは補助対象とならないんです。それで、今回やるのは、青野の給水池から高区配水池までの昭和40年当時に調節された送水管なんです。これが補助対象となりません。石綿セメント管でありませんので。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　それはいいんですよ。今年度以降の負担がどれぐらいになっていくかということです。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　今後は国県の補助を使ってやる。町負担分のものはほぼ出てこないような形になるかと思うんです。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　じゃ、全額国県で負担してくれると考えてよろしいんですか。町の負担がないと考えてよろしいんですか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　今回の場合は、補助対象外の管の布設がえ工事に係るもので……

〔「来年以降ですよ」と言う人あり〕

○上下水道課長（山本信三君）　来年以降は国が50％、その50％に対する４分の１を県が補助しますから、約70％　国県補助、町が30％で工事を進める。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　大体町が30％のところよりはいいんですけれども、大体事業費として今年度は8,000万、8,600万。そうすると、来年度以降も大体28年まで大体8,000万ぐらいの事業費がかかるということですか、全体で。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　毎年は5,000万程度の見込みで。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　そうすると、大体1,500万円ぐらいが町負担だと、毎年。という考え、大体大ざっぱにざっくり見たという感じの中で言うと、それぐらいでよろしいんですか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　そういう解釈をしていただいて結構です。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　ということは、毎年大体1,500万ぐらいずつの一般会計からの繰り入れがまた発生していくと、こういう考えられるんですか。

○議長（漆田　修君）　上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　今、水道会計の中でやらせていただくつもりでございますが、先ほど横嶋議員の一般質問の中にも入れさせていただきましたけれども、14年度以降水道会計がだんだん苦しくなってくると、そういう中で一般会計からの繰り入れも検討していただくときに入っていますということで、入れてもらうような格好にしていただきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（漆田　修君）　梅本議員。

○７番（梅本和熙君）　課長、一生懸命経営努力してください。一般会計からの繰り入れというのはだれも避けたいと、このように考えたいと思いますけれども、経営努力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終結します。

採決します。

報第75号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

◎散会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　１時２３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　　田　　修

署　名　議　員　　竹　　河　　十九巳

署　名　議　員　　谷　　正

平成２１年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２１年９月１０日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第７６号　平成２０年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議第７７号　平成２０年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第７８号　平成２０年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第７９号　平成２０年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第８０号　平成２０年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第８１号　平成２０年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第８２号　平成２０年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第８３号　平成２０年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第８４号　平成２０年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第８５号　平成２０年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第８６号　平成２０年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第８７号　平成２０年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第８８号　平成２０年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１５　議第８９号　平成２０年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	竹河十九巳君	２番	谷　正君
３番	長田美喜彦君	４番	稲葉勝男君
５番	保坂好明君	６番	清水清一君
７番	梅本和熙君	９番	齋藤　要君
１０番	渡邉嘉郎君	１１番	横嶋隆二君

欠席議員（１名）

８番　漆田　修君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊　浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村　豊君	健康福祉課長	松本恒明君
教委事務局長	大野　寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○副議長（梅本和熙君）　おはようございます。

本日は議長が所用により、欠席届が副議長あてに提出されています。よって、副議長が議長の職務を行います。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第３日目の会議を開きます。

〔「議長」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　はい。

○１１番（横嶋隆二君）　今、議長が所用で欠席ということがありましたが、明確な理由を答えてください。

本定例会は平成20年度の決算が上程されるもので、まさに監査委員の説明と決算の上程がされる大事な議会であります。こうしたことで、明確な理由なしに欠席ということはあり得ないし、どういう議会運営がされているのかということを伺いたい。

そのような自覚のもとになされているのか、まず理由を明確に出してください。

○副議長（梅本和熙君）　横嶋君の意見に対しまして、議会事務局長より答弁させます。

○議会事務局長（栗田忠蔵君）　それでは、答弁いたします。

ただいまの横嶋議員の質問に対しまして、９月７日、議長、漆田修より、保護司の研修会が本日あるということで欠席届が副議長あてに提出されております。

以上です。

○副議長（梅本和熙君）　横嶋君。

○１１番（横嶋隆二君）　議員や、あるいはこの場にいる方は認識されていると思いますが、議会というのは、すべての町の行政にかかわる予算を執行、あるいはそれを調査、行政に対するきちんと検証する大事な場所であります。この場にある最高責任者の兼職という形でやるということに対しては問題があると思うし、一つは、議会運営委員会でこの問題を諮っていただきたいということと、議会の全員協議会でもしっかりと、議員とは何たるべきか、町議会議員は非常に報酬が少ない中でやられているわけですが、日常、住民の生活あるいは行政がやっていることに対する住民の代表という点では、一瞬たりともその最高の役割を常に

自覚していなければならないということであって、かかる理由で欠席ということは絶対にあってはならないし、これは私の議員生活でも初めてのことで、こういう議会運営は絶対しないように計らうようにしていただきたいというふうに思います。

○副議長（梅本和熙君）　横嶋議員、ご意見でよろしいでしょうか。

○１１番（横嶋隆二君）　しかるべき段取りを後々諮っていただきたい。

○副議長（梅本和熙君）　それじゃ、議運に諮るということで。

清水君。

○６番（清水清一君）　今の件ですけれども、この後、今日、本会議が終わった後、全員協を開いて対処するべき話をするべきだと思います。

○副議長（梅本和熙君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時３２分

再開　午前　９時３６分

○副議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

清水君の意見に対しまして議運の委員長より報告をさせます。

稲葉議員。

○議会運営委員長（稲葉勝男君）　議運の委員長として報告させていただきます。

この本会議が終了後、全員協議会を開いて、今の件については皆さんのご意見を伺いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　では、清水君、よろしいでしょうか。

○６番（清水清一君）　はい。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（梅本和熙君）　それでは、日程第１、会議録署名議員の指名をします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

１番議員　　竹　河　十九巳　君

２番議員　　谷　　正　君

◎発言の訂正

○副議長（梅本和熙君）　これより議案審議に入りますが、９月９日の本会議で上程された議第75号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）の審議中、私の質疑に対する上下水道課長の答弁内容について、当局より訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

訂正の内容を報告願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（山本信三君）　昨日、議第75号　平成21年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）について、梅本議員の質問の答弁を訂正させていただきます。

資料をごらんください。本年度、簡易水道布設整備事業財源内訳をごらんください。

国庫補助金は補助対象事業費の３分の１、県補助金は補助対象事業費の10分の１、起債が補助対象事業費残り全額であります。起債のうち約２分の１が交付税措置されます。

各年度で施工場所により補助対象外の額が変わってきますので、本年度の5,000万円の事業費に対し説明させていただきます。

補助対象事業費は3,870万円で、国庫補助金1,290万円、県補助金380万円、起債2,200万円であります。補助対象事業費のうち約30％が町負担となります。

なお、本事業は平成28年度までの８年計画で、約、送水管２キロメートル、配水管10キロメートルです。

概算ですが、全体計画費４億500万円で、その配分内訳は、国庫補助金１億440万円、26％、県補助金3,090万円、８％、一般財源２億6,970万円です。66％です。一般財源のうち起債は１億6,850万円で42％、うち交付税措置額が8,420万円、21％、実質町負担額は１億8,550万円であります。

以上、報告します。

○副議長（梅本和熙君）　報告を終わります。

◎議第７６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

平成20年度の南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額46億5,174万4,716円、歳出総額42億2,293万1,384円で、歳入歳出差引残金４億2,881万3,332円であり、繰越明許費繰越額6,048万7,000円を差し引いた実質収支額は３億6,832万7,000円となりました。これを平成19年度決算と比較をいたしますと、歳入につきましては４億6,160万7,556円、11.0％の増、同じく歳出につきましても３億2,746万4,716円、8.4％の増となりました。

平成20年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況に配慮し、歳出削減に努めつつ、第４次南伊豆町総合計画や過疎地域自立促進計画の具現化に努めるとともに、その執行に際しましては計画的、かつ効果的な執行を心がけてまいりました。

本決算は、地方自治法第233条第３項の規定によりまして議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付してご提案を申し上げます。

なお、決算の内容につきましては会計管理者より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡邉幸雄監査委員。

〔監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○監査委員（渡邉幸雄君）　監査委員の渡邉です。

20年度の決算について、ただいまから報告申し上げます。

平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算意見書。

１、審査の概要。

（１）審査の対象、平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算。

（２）審査期間、平成21年７月16日から平成21年８月14日。

（３）審査の方法等、①南伊豆町一般会計歳入歳出決算書、②南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、③財産に関する調書、④主要施策の成果を説明する書類、⑤その他説明のために提出された関係書類。

２、審査の結果。

平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算については、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

（１）一般会計決算及び財政状況。

①一般会計決算収支及び概況、別表１を見ていただきたいと思います。

歳入については46億5,174万5,000円で、前年度比４億6,160万8,000円、11％の増加となった。歳出については42億2,293万1,000円で、前年度比３億2,746万5,000円、8.4％の増加となった。また、実質収支は３億6,832万6,000円で、実質単年度収支は１億7,374万円となり、黒字となった。

②歳入決算状況。

一般会計の款別決算額は別表２のとおりである。調定額合計は47億8,166万7,000円、収入済額合計は46億5,174万5,000円であり、調定額に対する収入済額の割合は97.28％で、前年度より0.53ポイント上がった。

ア町税。

町税全体の決算額は９億5,409万2,000円で、前年度と比較すると2,230万円減少した。減少したものは、町民税1,409万円、固定資産税684万円、町たばこ税534万9,000円、入湯税378万8,000円である。

増加したものは特別土地保有税756万5,000円、軽自動車税20万2,000円である。

また、町税の収入状況は別表３のとおりである。

町税全体の収納率は88.40％で、前年度87.76％より0.64ポイント上昇している。

イ町税を除くその他の収入。

別表２により前年度と比較してみると、科目別で増加している主なものは、町債１億4,930万円、地方交付税１億4,691万4,000円、県支出金１億1,360万3,000円、繰越金5,472万9,000円、国庫支出金2,281万2,000円、寄附金1,588万2,000円等である。減少している主な

ものは、町税2,230万円、諸収入1,526万4,000円等である。

③歳出決算状況。

一般会計歳出の款別決算額は別表４のとおりである。予算現額47億7,253万4,000円に対し支出済額42億2,293万1,000円で、執行率は88.48％と低いが、これは繰越明許費３億6,677万2,000円があるためである。決算額を前年度と比較してみると、平成20年度は３億2,746万4,000円の増加で、科目別で主なものは、商工費２億5,118万円、民生費１億5,684万円、教育費5,974万7,000円、災害復旧費3,459万2,000円、農林水産費1,815万4,000円、土木費1,569万3,000円である。減少しているものは、衛生費１億6,408万円、公債費3,570万4,000円、総務費1,863万6,000円である。

④財政構造。

財政構造については、地方財政状況調査表（普通会計決算）に従って分析的に考察すれば、おおむね次のとおりである。

ア歳入の構成。

自主財源と依存財源に区別して、年度別に比較すると次表のとおりである。

自主財源と依存財源の構成割合は32.3対67.7となっており、自主財源の占める構成比率は、前年度と比較すると2.3％減少している。

この両財源を内容的に前年度と比較すると、自主財源は、繰越金5,472万9,000円増、繰入金1,283万9,000円及び寄附金1,588万2,000円等が増加し、一方、町税2,230万円減、財産収入316万8,000円及び諸収入1,526万4,000円が減少し、全体として5,337万円の増となっている。

依存財源は、地方交付税１億4,691万4,000円増、県支出金１億1,363万円及び町債１億4,930万円等が増加し、一方、地方譲与税268万1,000円減、地方消費税交付金719万8,000円及び自動車取得税交付金715万円等が減少し、全体として４億823万8,000円の増となっている。

経常的収入と臨時的収入。

経常的収入と臨時的収入の構成割合は74.5対25.5となっており、前年度と比較すると、経常的収入は普通交付税１億1,336万7,000円の増、手数料927万1,000円及び都道府県支出金1,606万5,000円等が増加し、一方、地方税2,230万円減、地方消費税交付金719万円及び使用料753万1,000円等が減少し、全体として9,799万5,000円の増となっている。

臨時的収入は、特別交付税3,354万7,000円増、都道府県支出金9,734万7,000円及び地方債

１億4,930万円等が増加し、一方、財産収入344万8,000円減、繰入金1,823万8,000円及び諸収入904万3,000円等が減少し、全体として３億3,753万8,000円の増となっている。

イ歳出の構成。

歳出決算を性質別に区別し、前年度と比較すると次表のとおりである。

義務的経費16億8,106万9,000円は前年度と比べ7,917万2,000円の減少となっている。

歳出総額に占める割合は39.8％で、前年度より4.5ポイント減となっている。

投資的経費６億1,520万円は前年度に比べ３億1,043万円の増となっている。

その他の経費19億2,666万2,000円は前年度と比べ9,620万6,000円の増となっており、これらの経費に充当された経常経費充当一般財源26億6,350万1,000円は前年度に比べ2,804万2,000円の減少となった。

⑤財政構造の弾力性（財政分析指標の状況）。

健全な財政運営の要件は収支均衡を保持しながら、経済変動や町民の要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。当町の財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次表のとおりである。

財政分析の指標の状況。

財政力指数。自治体が標準的な財政活動を行うのに最低限必要な自前の収入の割合である。１を超えるほど財政力が強く財源に余裕がある。南伊豆町の財政力指数は平成20年度、0.33、平成19年度県平均が0.97、郡平均が0.48で、前年度より0.01ポイント下がっている。税収を上げ、少しでも自主財源をふやす努力が必要である。

実質収支比率。財政運営の健全性を判断するために用いられるもので、決算剰余または欠損金の状況を財政規模との比較であらわしたもので、おおむね３ないし５％が望ましいと考えられている。南伊豆町の実質収支比率は、平成20年度11.5％、平成19年度、県平均6.5％、郡平均6.6％で、前年度より1.6ポイント上がっている。

経常収支比率、財政構造の弾力性（経常一般財源に余裕があるか）を判断するために用いられる指標で、町村にあっては75％を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると言われている。南伊豆町の経常収支比率は平成20年度82.9％、平成19年度、県平均83.6％、郡平均88.5％で、前年度より2.8ポイント下がって、少しよくなっている。

公債費比率、経常一般財源に占める公債費の財政負担状況を示す指標で、高いほど財政硬直化の一因となるものとされているが、この比率は10％を超さないことが望ましいとされている。南伊豆町の公債費比率は平成20年度9.6％、平成19年度、県平均13.0％、郡平均

15.4％で、前年度より2.7ポイント下がり、理想の10％以下となった。

基金残高比率、すべての基金残高の合計が標準財政規模に占める割合で、高いほど財政が安定している。南伊豆町の基金残高比率は平成20年度44.3％、平成19年度、県平均25.7％、郡平均45.8％で、前年度より0.2ポイント上がったが、郡平均よりわずかに低い。

起債制限比率、公債費比率に一部補正を加えた比率で、この比率は過去３カ年平均で20％以上になると、起債の許可が一部制限される。南伊豆町の起債制限比率は平成20年度7.2％、平成19年度、県平均9.9％、郡平均10.5％で、前年度より１ポイントよくなり、問題はない。

公債費負担比率、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合によって、公債費の財政負担の状況を把握しようとするものである。南伊豆町の公債費負担比率は平成20年度16.7％、平成19年度、県平均14.9％、郡平均17.6％で、前年度より0.4ポイント上昇した。

⑥町債の状況。

町債は、平成16年度末56億9,169万6,000円、平成17年度末55億2,622万7,000円、平成18年度末53億8,244万円、平成19年度末50億7,224万円、平成20年度末49億3,846万3,000円で、年々減少し、50億を切った。

次に、２として財産の概況。

①公有財産の状況。

行政財産、土地27万7,510平方メートル、建物４万581平方メートル。普通財産、山林288万2,745平方メートル、57万4,190平方メートルの増。その他22万1,238平方メートル、14万4,219平方メートルの増。建物1,442平方メートル、山林239万6,116平方メートル、立木の推定蓄積量１万7,316立方メートル。分収87万269平方メートル、立木の推定蓄積量8,076立方メートル。物件、温泉権16.5平方メートル。有価証券、伊豆急ケーブルネットワーク50万円。出資による権利、静岡県道路公社出資金外19件5,270万8,000円。

物品の状況、１点50万円以上の物品は、平成20年度末現在328点で、前年度末に比べて８点減少した。

③基金の状況。

基金の状況は、別表５のとおりである。平成20年度末で基金の残高は14億1,536万1,000円で、その大部分は特定目的基金である。平成20年度は１億８万4,000円の財政調整基金への積み増しがあった。また、石垣りん文学記念基金等も新たに加わり、前年度末より１億584万5,000円増加した。

（３）審査の意見。

①一般会計決算収支について。

ここ数年財政調整基金への取り崩しが行われてきたが、平成19年度に引き続き実質単年度収支は１億7,374万円の黒字となり、財政調整基金へ１億８万4,000円の積み増しができ、財政の安定を図ったことは一定の評価ができる。

②一般会計歳入について。

町税は地方自治の経営の基本となるものであるが、前年度より減少している。町税全体の収納率は88.40％で、前年度より0.64ポイント上昇しているが、特別土地保有税、軽自動車税を除く他のすべての税において調定額が減少しているのが原因である。入湯税は宿泊客の低迷により年々減少してきているが、徴収実績を監査すると納税指導を要するものが見受けられる。税の公平負担からも適正な収納がなされるよう指導をされたい。特別土地保有税については県の滞納整理機構により大口滞納者の715万円の収納がなされた。

今後も収納率の向上、滞納額の減少に向け一層の努力を望むものである。

収入で増加している主なものは、町債及び県支出金で、観光交流館の建設に伴うものである。

また、当町の収入で最も大きい地方交付税は、予想を上回る交付があり、最終的には基金への積み増しができた。

しかし、国の財政は一段と厳しさを増しているので、かたく見積もり自主財源の確保に努めるべきである。

③一般会計歳出について。

前年度決算との対比では、平成20年度は３億2,746万5,000円の増加となったが、観光交流館の建設に伴う増加が主なものである。さらに性質別に前年度と比較してみると、別表６のとおりである。

人件費は年々減少の傾向にあるが、平成20年度も前年度に比べ4,307万4,000円の減少で、前年度同様、町税総額を下回った。当分の間、単独で町運営をすることになり、人件費の抑制は避けて通れないものである。

④財政分析。

財政分析については、前段で述べているように著しく悪い数値はないが、各指標の県平均、郡平均の数値は１年前のもので、各町が財政健全化に向けて相当努力をし、年々よくなっているので単純に比較することは危険である。

⑤公有財産について。

公有財産が遊休地とならないよう、また財源確保の観点から売却や有効活用が進められている。有効利用されていない町有地については、その対策が急がれる。

⑥町債について。

年々減少してきており、一般会計残高49億3,846万3,000円となったが、特別会計の残高33億6,447万4,000円を合わせると83億293万7,000円となり、住民１人当たりの借入額が賀茂郡の他町と比較しても高い。

⑦基金について。

平成20年度は財政調整基金の積み増しもあり、わずかながら増加し、平成16年度末の残高に近づいた。自立のまちづくりが求められているときであり、基金については引き続き積み増しができるような財政運営をしていくことが肝要である。

⑧税金の無駄遣いはないか。

入札関係では平成20年度工事関係78件、委託業務20件、物品購入９件、リース３件、合計105件の契約があったが、落札率87.21％となり、前年度の93.01％より5.8ポイント改善された。今後も競争入札により落札率を下げ、さらに随意契約は少額なものにとどめ、経費の節約に一層努力されたい。

結び。

平成21年８月３日付静岡新聞社説に本年度地方交付税決定について次のように書かれていた。

政府は2009年度に自治体の財源不足を埋めるために配分する地方交付税の額を決め、県と市町に示した。不況に伴う税収不足を交付税の配分を受けて埋める地方の窮状がはっきり出た。

既に決定している予算の歳入に穴があく予算割れのような事態は何とか回避した。

しかし、政府の財政を考えると、交付税がこれからも安定的に確保される保証はない。同時に企業の振るわない見通しも想定されると、自治体はとても楽観できそうにない。

自治体は人件費の抑制や優先的に取り組む行政サービスの選別などスリムな体質に転換する一層の努力を怠れない。

自立の町を目指してトップは方針を示し、職員は知恵を出し、町民は参加をし、みんなでこの町をつくり上げていく努力が今こそ必要なときである。

平成21年８月27日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑する者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

まず、決算書の１ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

朗読して説明といたしますけれども、款項とも収入済額、不納欠損額、収入未済額をご説明いたします。

それでは、まず第１款の町税でございますが、収入済額９億5,409万1,541円、不納欠損額423万2,315円、収入未済額１億2,091万9,346円となっております。

１項町民税３億4,746万3,628円、76万8,615円、2,546万4,373円。２項固定資産税４億9,205万1,553円、342万1,500円、8,146万5,561円。３項軽自動車税2,172万5,600円、４万2,200円、145万6,800円。４項町たばこ税5,947万9,662円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。５項特別土地保有税808万4,998円、ゼロ、1,086万2,532円。６項入湯税2,528万6,100円、ゼロ、167万80円。

２款地方譲与税7,434万6,000円、不納欠損額、収入未済額ともゼロです。

以下、12款１項まで収入済額の欄のみとなります。

１項自動車重量譲与税5,626万6,000円、２項地方道路譲与税1,808万円。

３款１項利子割交付金374万2,000円。

４款１項配当割交付金60万1,000円。

５款１項株式等譲渡所得割交付金57万1,000円。

６款１項地方消費税交付金8,690万円。

７款１項ゴルフ場利用税交付金1,222万7,403円。

８款１項特別地方消費税交付金、これはありませんでした。

９款１項自動車取得税交付金4,439万2,000円。

10款地方特例交付金913万円、１項地方特例交付金661万5,000円、２項特別交付金92万円、３項地方税等減収補てん臨時交付金159万5,000円。

11款１項地方交付税21億2,457万3,000円。

次のページに移りまして、12款１項交通安全対策特別交付金100万3,000円。

13款分担金及び負担金6,951万7,741円、不納欠損額ゼロ、収入未済額63万4,500円。１項分担金1,267万5,142円、２項負担金5,684万2,599円、不納欠損額ゼロ、収入未済額63万4,500円、これは保育料で10名分の未納でございます。

14款使用料及び手数料9,559万5,002円、不納欠損額ゼロ、収入未済額78万9,825円。１項使用料7,396万7,230円、不納欠損額ゼロ、収入未済額78万9,825円、これは海岸土地使用料、道路、河川の占用料及び町営住宅使用料の未納でございます。２項手数料2,162万7,772円、この中身は昨年10月１日から実施いたしましたごみ処理の有料化による増額分として約660万円が含まれております。

15款国庫支出金１億4,628万3,570円、１項国庫負担金9,190万4,347円、２項国庫補助金4,960万3,000円、３項委託金477万6,223円。

16款県支出金２億9,914万5,884円、１項県負担金8,203万8,986円、２項県補助金１億8,315万9,941円、３項委託金3,394万6,957円。

17款財産収入657万688円、不納欠損額ゼロ、収入未済額３万6,000円。１項財産運用収入435万2,293円、不納欠損額ゼロ、収入未済額３万6,000円、これは住宅貸付料の未納でございます。２項財産売払収入221万8,395円。

18款１項寄附金1,645万2,495円。

19款繰入金1,869万4,341円、１項特別会計繰入金669万4,341円、２項基金繰入金1,200万円。

20款１項繰越金２億9,467万492円。

21款諸収入4,853万7,559円、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円。１項延滞金、加算金及び過料53万2,277円、２項諸預金利子42万684円、３項貸付金元利収入、収入済額ゼロ、不納欠損額ゼロ、収入未済額330万9,864円、これは災害援護資金の未収金でございます。４項雑入4,758万4,598円、これにつきましては、主なものとして銀の湯の物品販売及び貸出収入1,168万438円、それから在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金439万6,000円、市町村振興宝くじ交付金412万7,101円などがございます。

22款１項町債３億4,470万円。

歳入合計は、予算現額47億7,253万4,000円、調定額47億8,166万6,566円、収入済額46億5,174万4,716円、不納欠損額423万2,315円、収入未済額１億2,568万9,535円、予算現額と収入済額との比較はマイナス１億2,078万9,284円でございます。

それでは、引き続き歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済額及び翌年度繰越額の欄を説明いたします。

まず、１款１項議会費5,717万6,319円。

２款総務費６億5,441万7,647円、１億8,129万円。１項総務管理費５億4,250万3,524円、１億8,129万円。２項徴税費7,161万5,547円、３項戸籍住民基本台帳費2,307万4,401円、４項選挙費688万7,021円、５項統計調査費950万4,486円、６項監査委員費83万2,668円。

３款民生費８億8,617万2,084円、6,691万7,000円。１項社会福祉費４億5,775万5,128円、210万円。２項児童福祉費３億1,204万6,608円、6,481万7,000円。３項災害救助費10万3,480円、４項介護保険費１億1,626万6,868円。

４款衛生費３億9,950万7,820円、１項保健衛生費１億3,734万8,707円、２項清掃費２億6,215万9,113円。

５款農林水産業費１億7,492万5,087円、１項農業費4,605万7,521円、２項林業費2,288万4,981円、３項水産業費１億598万2,585円。

６款１項商工費３億9,443万7,041円でございます。

７款土木費３億9,870万5,133円、2,435万円。１項土木管理費3,619万522円。２項道路橋梁費7,623万366円、535万円。３項河川費463万717円、1,900万円。４項港湾費1,823万9,214円、５項都市計画費２億4,780万675円、６項住宅費1,561万3,639円。

次のページに移りまして、８款１項消防費２億2,242万3,614円、5,915万5,000円。

９款教育費３億9,596万2,785円、3,506万円。１項教育総務費5,547万5,855円、２項小学校費１億6,076万1,210円、３項中学校費5,274万4,802円、４項幼稚園費3,218万3,906円、５項社会教育費8,494万1,699円、506万円。６項保健体育費985万5,313万円、3,000万円。

10款災害復旧費6,464万7,226円、１項農林水産業施設災害復旧費420万2,619円、２項公共土木施設災害復旧費6,044万4,607円。

11款１項公債費５億7,455万6,628円。

12款１項予備費については、支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額47億7,253万4,000円、支出済額42億2,293万1,384円、翌年度繰越額

３億6,677万2,000円、不用額１億8,283万616円、予算現額と支出済額との比較は５億4,960万2,616円でございました。

歳入歳出差引残額４億2,881万3,332円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。このうち6,048万7,000円は繰越明許費の財源となっております。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書、それから120ページから123ページの財産に関する調書、そして別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第76号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成20年度の決算額は、歳入決算額15億2,520万324円、歳出決算額14億2,997万9,033円、差引残額9,522万1,291円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもって報告にかえます。

以下、各特別会計についてについての監査委員の決算審査報告も同様とし、省略いたします。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、124ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に朗読説明いたします。

１款１項国民健康保険税、収入済額３億2,111万8,899円、不納欠損額410万6,831円、収入未済額１億1,147万4,149円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、収入済額16万6,400円。

以下、収入済額のみの説明になります。

３款国庫支出金４億4,042万6,150円、１項国庫負担金３億3,370万4,150円、２項国庫補助金１億672万2,000円。

４款１項療養給付費交付金１億106万9,000円。

５款１項前期高齢者交付金２億5,447万3,183円。

６款県支出金7,092万7,777円、１項県負担金791万8,611円、２項県補助金6,300万9,166円。

７款連合会支出金、１項連合会補助金、これはございませんでした。

８款１項共同事業交付金２億2,677万6,550円。

９款財産収入、１項財産運用収入13万7,705円。

10款繰入金5,683万8,584円、１項他会計繰入金5,683万8,584円、２項基金繰入金ゼロ。

11款１項繰越金4,772万4,525円。

12款諸収入554万1,551円、１項延滞金及び過料48万4,900円、２項預金利子ゼロ、３項雑入505万6,651円、これの主なものといたしましては、老人保健拠出金の還付金447万3,198円でございます。

歳入合計、予算現額14億9,847万7,000円、調定額16億4,078万1,304円、収入済額15億2,520万324円、不納欠損額410万6,831円、収入未済額１億1,147万4,149円、予算現額と収入済額との比較2,672万3,324円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

一般会計と同様に、支出済額のみ説明いたします。

１款総務費554万2,392円、１項総務管理費536万8,222円、２項徴税費２万7,413円、３項運営協議会費14万6,757円。

２款保険給付費９億8,323万1,513円、１項療養諸費８億5,208万8,492円、２項高額療養費１億2,475万3,021円、３項移送費ゼロ、４項出産育児諸費534万円、５項葬祭費105万円。

３款１項後期高齢者支援金等１億5,715万7,743円。

４款１項前期高齢者納付金等21万1,613円。

５款１項老人保健拠出金37万3,713円。

６款１項介護納付金7,615万1,478円。

７款１項共同事業拠出金１億8,260万7,633円。

８款保健事業費1,169万5,707円、１項特定健康診査等事業費707万9,121円、２項保健事業費461万6,586円。

９款１項基金積立金13万7,705円。

10款１項公債費ゼロ。

11款諸支出金1,286万9,536円、１項償還金及び還付加算金1,286万9,536円、２項延滞金ゼロ。

12款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額14億9,847万7,000円、支出済額14億2,997万9,033円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに6,849万7,967円となっております。

歳入歳出差引残額9,522万1,291円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、145ページの財産に関する調書及び決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第77号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時３９分

○副議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第７８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定

についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げますものであります。

平成20年度の決算額は、歳入決算額１億4,794万4,485円、歳出決算額１億5,285万2,169円、差引不足額490万7,684円となりましたが、この歳入不足につきましては繰上充用金で対応させていただきました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、決算書の146ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款１項支払基金交付金、収入済額7,312万5,096円。

２款国庫支出金、１項国庫負担金4,972万5,646円。

３款県支出金、１項県負担金1,301万6,662円。

４款繰入金、１項一般会計繰入金1,090万8,000円。

５款１項繰越金ゼロ。

６款諸収入116万9,081円、１項延滞金及び加算金ゼロ、２項預金利子ゼロ、３項雑入116万9,081円。

歳入合計、予算現額１億6,230万4,000円、調定額及び収入済額とも１億4,794万4,485円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス1,435万9,515円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款１項医療諸費、支出済額１億2,708万6,765円。

２款諸支出金393万9,929円、１項償還金30万588円、２項繰出金363万9,341円。

３款１項繰上充用金2,182万5,475円。

歳出合計、予算現額１億6,230万4,000円、支出済額１億5,285万2,169円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ945万1,831円でありました。

歳入歳出差引、歳入不足額490万7,684円は、平成21年度老人保健特別会計から繰上充用いたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で老人保健特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第78号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第７９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成20年度の決算額は、歳入決算額１億805万6,682円、歳出決算額１億656万2,582円、差引残額149万4,100円となりました。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、決算書の177ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料、収入済額7,056万2,400円。

２款使用料及び手数料、１項手数料４万5,400円。

３款寄附金、１項寄附金ゼロ。

４款繰入金、１項一般会計繰入金3,727万9,407円。

５款１項繰越金ゼロ。

６款諸収入16万9,475円、１項延滞金加算金及び過料1,100円、２項償還金及び還付加算金ゼロ、３項預金利子ゼロ、４項雑入16万8,375円。

歳入合計、予算現額１億1,373万6,000円、調定額１億796万9,082円、収入済額１億805万6,682円、不納欠損額ゼロ、収入未済額マイナス８万7,600円、これは還付未済です。予算現額と収入済額との比較マイナス567万9,318円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

１款総務費、支出済額273万6,682円、１項総務管理費156万8,627円、２項徴収費116万8,055円。

２款１項後期高齢者医療広域連合納付金１億382万5,900円。

３款諸支出金ゼロ、１項還付金及び還付加算金ゼロ、２項繰出金ゼロ。

歳出合計、予算現額１億1,373万6,000円、支出済額１億656万2,582円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ717万3,418円でありました。

歳入歳出差引残額149万4,100円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書及び決算附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第79号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げます。

平成20年度の決算額は、歳入決算額８億5,205万5,056円、歳出決算額８億4,615万8,361円、差引残額589万6,695円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、ちょっとページが戻りますけれども、153ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

１款保険料、１項介護保険料、収入済額１億2,376万1,248円、不納欠損額82万9,600円、収入未済額358万1,612円。

２款分担金及び負担金、１項負担金509万7,348円。

３款１項手数料３万5,700円。

４款国庫支出金２億1,515万9,632円、１項国庫負担金１億3,556万3,000円、２項国庫補助金7,959万6,632円。

５款１項支払基金交付金２億5,104万7,000円。

６款県支出金１億2,171万8,316円、１項県負担金１億1,776万4,000円、２項県補助金395万4,316円。

７款財産収入、１項財産運用収入ゼロ。

８款１項寄附金ゼロ。

９款繰入金１億1,593万9,324円、１項一般会計繰入金１億1,593万9,324円、２項基金繰入

金はございませんでした。

10款１項繰越金1,845万6,488円。

11款諸収入84万円、１項延滞金加算金及び過料3,300円、２項預金利子ゼロ、３項雑入83万6,700円。

歳入合計、予算現額８億6,191万5,000円、調定額８億5,646万6,268円、収入済額８億5,205万5,056円、不納欠損額82万9,600円、収入未済額358万1,612円、予算現額と収入済額との比較マイナス985万9,944円となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

１款総務費、支出済額1,571万4,757円、１項総務管理費325万5,573円、２項徴収費17万505円、３項介護認定審査会費576万6,430円、４項賀茂郡介護認定審査会費652万2,449円。

２款保険給付費７億9,106万1,221円、１項介護サービス等諸費７億2,602万1,917円、２項介護予防サービス等諸費1,438万9,307円、３項その他諸費91万1,850円、４項高額介護サービス等費879万3,917円、５項特定入居者介護サービス等費4,094万4,230円。

３款１項財政安定化基金拠出金及び４款１項公債費とも支出はございませんでした。

５款地域支援事業費2,893万9,720円、１項介護予防事業費1,418万1,894円、２項包括的支援事業・任意事業費1,475万7,826円。

６款１項基金積立金675万8,000円。

７款諸支出金368万4,663円、１項繰出金ゼロ、２項償還金及び還付加算金368万4,663円。

８款１項予備費、支出はございませんでした。

歳出合計ですけれども、予算現額８億6,191万5,000円、支出済額８億4,615万8,361円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに1,575万6,639円となっております。

次のページに移りまして、歳入歳出差引残額589万6,695円は、翌21年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、176ページの財産に関する調書及び決算の附属資料、主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第80号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８１号～議第８３号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、一括提案理由を申し上げます。

まず、この一括上程させていただきました３議案とも財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げますものであります。

議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総

額が112万8,989円、歳出総額６万1,700円、差引残額106万7,289円となりました。

議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額54万1,160円、歳出総額41万円、差引残額13万1,160円となりました。

議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額899万6,875円、歳出総額890万9,820円、差引残額８万7,055円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、185ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について、まず歳入からご説明申し上げます。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額６万1,410円。

２款１項繰越金106万7,579円。

３款諸収入、１項預金利子ゼロでございました。

歳入合計、予算現額48万4,000円、調定額及び収入済額とも112万8,989円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は64万4,989円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額６万1,700円。

歳出合計、予算現額48万4,000円、支出済額６万1,700円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ42万2,300円でありました。

歳入歳出差引残額106万7,289円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び190ページの財産に関する調書、また決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、191ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

まず、歳入から説明いたします。

１款１項繰越金、収入済額は20万1,750円。

２款諸収入、１項預金利子はありませんでした。

３款財産収入33万9,410円、１項財産売払収入ゼロ、２項財産運用収入33万9,410円。

歳入合計、予算現額53万5,000円、調定額、収入済額とも54万1,160円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較は6,160円となりました。

次のページの歳出でございますけれども、１款総務費、１項総務管理費41万円。

歳出合計、予算現額53万5,000円、支出済額41万円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ12万5,000円。

歳入歳出差引残額13万1,160円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び196ページの財産に関する調書、また決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

続きまして、197ページをお願いします。

平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額が885万4,860円。

２款繰入金、１項基金繰入金ゼロ。

３款１項繰越金14万2,015円。

４款諸収入、１項預金利子はございませんでした。

歳入合計、予算現額902万8,000円、調定額及び収入済額とも899万6,875円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス３万1,125円となりました。

次のページの歳出をお願いします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額890万9,820円。

歳出合計、予算現額902万8,000円、支出済額890万9,820円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ11万8,180円。

歳入歳出差引残額８万7,055円は、平成21年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び202ページの財産に関する調書、また決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで３つの財産区特別会計の決算内容説明を終了いたしましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第81号議案、議第82号議案及び議第83号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案を申し上げますものであります。

平成20年度の決算額は、歳入総額6,974円、歳出総額、同じく6,974円、差引残額ゼロ円と

なりました。

なお、決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、203ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款財産収入、１項財産運用収入、収入済額6,974円。

２款繰入金、１項基金繰入金及び３款１項繰越金はともにございませんでした。

歳入合計、予算現額7,000円、調定額及び収入済額とも6,974円、不納欠損額及び収入未済額ともゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス26円でありました。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

２款繰出金、１項基金繰出金、支出済額6,974円。

歳出合計、予算現額7,000円、支出済額6,974円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに26円。

歳入歳出差引残額ゼロでございました。

この詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第84号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成20年度の決算額は、歳入決算額４億7,760万2,371円、歳出決算額、同じく４億7,760万2,371円、差引繰越額ゼロ円であります。

なお、詳しい内容につきましては会計管理者から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、208ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額1,288万4,200円、不納欠損額ゼロ、収入未済額602万8,300円。

２款使用料及び手数料3,748万3,754円、ゼロ、47万7,787円。１項使用料3,748万3,254円、ゼロ、47万7,787円、２項手数料500円。

３款国庫支出金、１項国庫補助金１億円。

４款県支出金、１項県補助金ゼロ。

５款繰入金、１項一般会計繰入金２億4,720万4,317円。

６款１項繰越金ゼロ。

７款諸収入３万100円、１項預金利子ゼロ、２項雑入３万100円。

８款１項町債8,000万円。

歳入合計、予算現額４億9,992万4,000円、調定額４億8,410万8,458円、収入済額４億7,760万2,371円、不納欠損額ゼロ、収入未済額650万6,087円、予算現額と収入済額との比較はマイナス2,232万1,629円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款下水道費、１項下水道建設費、支出済額２億2,481万5,842円。

２款業務費3,945万9,330円、１項業務費1,052万5,814円、２項施設管理費2,893万3,516円。

３款１項公債費２億1,332万7,199円。

４款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額４億9,992万4,000円、支出済額４億4,776万2,371円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ2,232万1,629円であります。

歳入差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、218ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第85号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第８６号及び議第８７号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括提案理由を申し上げます。

ただいま一括上程させていただきました２議案とも漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でありまして、やはり地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げますものであります。

議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額1,501万9,494円、歳出総額1,501万9,494円、差引残額ゼロ円となりました。

議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2,187万6,410円、歳出総額2,187万6,410円、差引残額ゼロ円となりました。

なお、それぞれの決算の内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、219ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額132万5,058円。

２款使用料及び手数料、１項使用料413万9,365円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金950万5,250円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万9,821円。

歳入合計、予算現額2,583万1,000円、調定額及び収入済額とも1,501万9,494円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス81万1,506円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額683万9,302円。

２款１項公債費818万192円。

歳出合計、予算現額1,583万1,000円、支出済額1,501万9,494円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ81万1,506円でありました。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、224ページの財産に関する調書及び主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で子浦業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、225ページをごらんください。

平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額30万300円。

２款使用料及び手数料、１項使用料467万2,260円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金1,685万7,607円。

４款１項繰越金ゼロ。

５款諸収入、１項雑入４万6,243円。

歳入合計、予算現額2,248万6,000円、調定額及び収入済額とも2,187万6,410円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス60万9,590円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款総務費、１項総務管理費、支出済額531万9,103円。

２款１項公債費1,655万7,307円。

歳出合計、予算現額2,248万6,000円、支出済額2,187万6,410円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ60万9,590円です。

歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び230ページの財産に関する調書、そして主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で中木業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで２件の漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたしますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案２件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第86号議案及び議第87号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に、地方自治法233条第３項の規定により議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成20年度の決算額は、歳入決算額２億8,124万8,027円、歳出決算額２億8,124万8,027円、差引残額もゼロ円となりました。

詳しい内容につきましては会計管理者から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　大年清一君登壇〕

○会計管理者（大年清一君）　それでは、231ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について、まず歳入からご説明いたします。

１款分担金及び負担金、１項分担金、収入済額2,162万3,000円。

２款県支出金、１項県補助金１億7,920万円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金1,432万4,177円。

４款諸収入850円、１項預金利子ゼロ、２項雑入850円。

５款１項町債4,800万円。

６款１項繰越金1,810万円。

歳入合計、予算現額２億8,455万3,000円、調定額及び収入済額とも２億8,124万8,027円、不納欠損額及び収入未済額はともにゼロ、予算現額と収入済額との比較はマイナス330万4,973円でした。

次のページをお願いします。

歳出についてご説明いたします。

１款漁業集落環境整備費、１項妻良漁業集落環境整備費、支出済額２億7,706万9,413円。

２款漁業集落施設維持管理費、１項妻良漁業集落施設維持管理費82万4,596円。

３款１項公債費335万4,018円。

４款１項予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額２億8,455万3,000円、支出済額２億8,124万8,027円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較はそれぞれ330万4,973円で、歳入歳出差引残額はございませんでした。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書、そして240ページの財産に関する調書、それから主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で妻良漁業集落環境整備事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第88号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第８９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（梅本和熙君）　議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

当期の事業収益は、前年に比べ22.0％減の２億1,558万2,000円となりましたが、給水収益は11.4％減の２億888万8,000円であります。この減は隔月検針移行に伴う11カ月分の料金収入によるものであります。事業費用は前年に比べ0.9％減の２億5,685万9,000円となりました。主に総係費の人件費、簡易水道等費の修繕費及び材料費で、営業外費用では企業債利息が主な費用であります。

この結果、当期の損失は4,127万7,000円の純損失を計上することとなりました。資本的収入の決算額は1,123万2,000円、同支出額は１億1,371万8,000円の結果となり、不足額１億248万6,000円につきましては損益勘定留保資金ほかで補てんいたしました。

水道事業の経営成績、財務状況の内容につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査報告を求めます。

渡邉幸雄監査委員。

〔監査委員　渡邉幸雄君登壇〕

○監査委員（渡邉幸雄君）　それでは、水道事業会計の決算審査の結果について報告いたします。

平成20年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第１、審査の概要。

１、審査の期間、平成21年６月１日から同年７月31日。

２、審査の実施場所、上下水道課及び役場庁舎。

３、審査の手続、この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類等の照合等、通常実施すべき審査手続を実施した。

次に、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として考察した。

第２、審査の結果。

１、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、水道事業経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

２、経営状況について。

南伊豆町の水道事業の平成17年度から平成20年度までの推移は別表１のとおりである。平成20年度は事業収益２億1,558万2,000円で、前年比22.0％の減少となった。事業費用は２億5,685万9,000円で、前年比0.9％の減少となり、当年度純損失は4,127万7,000円となっている。事業収益の減少した要因は、隔月検針移行に伴い11カ月分の料金収入となり、吸収収益は２億888万8,000円で前年比11.4％の減少となった。また、前年度は会計システムの資産額、減価償却累計額を固定資産システムに合わせたため、利益として過年度損益修正益3,641万6,000円が特別に発生しているので、対前年比で大幅な減少となった。

事業費用減少の要因は、総係費の人件費、簡易水道費等の修繕費、営業外費用支払利息の減などによるものである。

南伊豆町の水道事業の経済性を評定するため、経営比率を算出すると次のようになる。

この表から、水道事業の経済性を総合的に表示する経営資本営業利益率は平成19年度わずかながら改善の方向が見られたが、平成20年度は給水収益の減少、隔月検針への移行によって悪化している。平成19年度年間指標と比較しても各年とも下回っている。

経営資本営業利益率は、経営資本回転率と営業収益営業利益率に分解することができる。平成20年度において経営資本営業利益率が悪化した原因は、経営資本回転率は各年度とも0.07と変わらないものの、営業収益営業利益率が前年の6.4％からマイナス5.64％と悪化したことにあることがわかる。営業収益営業利益率の悪化した主たる原因は、給水収益等営業収益が前年度11.4％と大幅に減少したことによるものである。この結果、営業収益対営業費用は、平成17年度107.97％、平成18年度106.06％、平成19年度106.93％、平成20年度

94.66％となっており、年間使用111.46％と比較してみても、特に20年度は大きく下がっている。

①施設の状況業務量について、別表２。

南伊豆町の水道事業の１日の配水能力は、平成16年度から平成20年度まで各年とも１万988立方メートルである。これに対する１日の平均配水量は、平成16年度5,942立方メートル、平成17年度5,757、平成18年度5,595、平成19年度5,481、平成20年度5,149立方メートルと減少が続いている。この結果、施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、平成16年度54.1％、平成17年度52.4％、平成18年度50.9％、平成19年度49.9％、平成20年度は46.9％と、平成19年度から50％を割ってしまった。平成19年度年間指標は52.04％である。

施設の利用率は、負荷率と最大稼働率とに分解することができる。今、南伊豆町のこれらの比率を算出すると、１日の最大配水量は、平成16年度8,440立方メートル、平成17年度8,041、平成18年度8,322、平成19年度は7,992、平成20年度7,476立方メートルと年々低下し、負荷率は平成16年度70.4％、平成17年度71.6％、平成18年度67.2％、平成19年度68.6％、平成20年度68.9％となり、平成19年度の年間指標72.76％を下回っている。また、最大稼働率は、平成16年度76.8％、平成17年度73.2％、平成18年度75.7％、平成19年度72.7％、平成20年度68.0％で、平成19年度年間指標71.53％を平成20年度は下回った。以上、施設の利用状況は、平成20年度は11カ月分の給水量となるため単純に比較することには無理があるが、総配水量の減少は今後も続くものと思われる。

②人件費と労働生産性について。

南伊豆町の水道事業の人件費は別表３のとおり、平成16年度から6,302万円、平成17年度5,457万9,000円、平成18年度5,425万4,000円、平成19年度4,730万8,000円、平成20年度4,500万9,000円となっており、人員削減、機構改革により減少している。その総費用に占める割合は、平成16年度23.4％、平成17年度20.6％、平成18年度20.3％、平成19年度18.3％、平成20年度17.4％と年々下がってきている。また、給水収益に対する人件費の割合は、平成16年度25.2％、平成17年度22.5％、平成18年度22.7％、平成19年度20.1％、平成20年度21.5％となっており低下の傾向にあるが、平成20年度は給水収益が11カ月分であることから少し上がっている。平成19年度年間指標16.95％と比較すると、まだ高い。

人件費をさらに分析するため、南伊豆町の水道事業における労働生産性を示す指標を算出すると、次表のとおりである。この表から南伊豆町水道事業の労働生産性を示す指標、職員１人当たり有収水量、職員１人当たり営業収益は平成19年度はよくなっているが、平成20年

度は11カ月分の水量収益であるから参考にならない。

次に、南伊豆町の職員数を平成19年度年間指標と比較すると次のようになる。この表から、給水１万立方メートル当たりの職員数は、原水配水施設関係職員数で平成19年度年間指標を上回っているが、損益勘定や職員数では下回っている。

また、職員の平均給与を年間指標と比較すると、次の表のとおりである。基本給では下回っている。手当では上回っている。平均年齢は高く、勤続年数については上回っている。

さらに、南伊豆町の水道事業の平均給与と労働生産性及び労働分配率を見ると、次表のとおりである。

③支払利息について。

支払利息は、別表３性質別費用構成表のとおり、平成16年度3,896万6,000円、平成17年度3,767万1,000円、平成18年度3,552万3,000円、平成19年度3,250万7,000円、平成20年度2,953万5,000円となっており、その総費用に占める割合は、平成16年度14.5％、平成17年度14.2％、平成18年度13.3％、平成19年度12.5％、平成20年度11.5％となり、年々減少してきている。また、給水収益に対する支払利息の割合を見ると、平成16年度15.6％、平成17年度15.5％、平成18年度14.9％、平成19年度13.8％、平成20年度14.1％の減少傾向にあるが、平成20年度が若干上回っているのは給水収益11カ月分隔月検針に伴うものである。

（２）財政状況について。

南伊豆町の水道事業の平成17年度末から平成20年度末の財政状態及び資本的収支の状況を見ると、それぞれ別表４、別表５のとおりである。

また、正味運転資本基準の資金運用表を作成すると、次のようになる。正味運転資本が増加しておれば、財政状況は了とするが、この表から3,659万5,400円減少し悪化している。

ちなみに、水道事業の財政状態の短期流動性を示す流動比率、長期健全性の良否を示す財務比率を算出すると次表のとおりである。固定資産対長期資本比率は年々悪化している。

（３）建設改良工事について。

建設改良費2,713万3,000円の主なものは、町道改良関連工事青市地区187万7,000円、町道改良関連工事二条地区368万円、公共下水道関連工事下賀茂地区配水管布設がえ（第１工区）758万3,000円、下賀茂地区配水管布設がえ（第２工区）854万円、下賀茂地区配水管布設がえ工事（第３工区）394万2,000円で、その他地域水道ビジョン作成基本計画許可設計業務委託1,243万2,000円、水道台帳管理システム構築業務委託1,347万2,000円である。工事は公共下水道関連、町道の改良に伴うものが主である。

未収金について。

現年度未収金については、納入期限３月31日までに金融機関に支払ったが、金融機関から上下水道課に入金通知が届いていないものも含む。未収金については例月出納検査において毎月状況報告を求めてきた。平成19年度に比べて、現年度未収金において303万1,578円減少したが、過年度においては102万4,116円の増加となった。全体では減少しております。不納欠損処分内訳、上下水道４件５万8,613円、簡易水道１件3,643円、合計５件６万2,256円。欠損不納については、件数、金額とも前年を下回っている。前年は６件の11万3,857円でした。

（５）業務の改善、効率化について。

①検針の効率化、前年度決算審査でも指摘し、事務の効率化、経費の節減から２カ月に１回とする改善を求めてきましたが、平成20年度から２カ月に１回の検針となりました。このことにより、次表のとおり経費の節減が図られた。通信運搬費委託料は、平成19年度397万2,796円に対して平成20年度については254万3,560円で、節減が図られた。

第３、結び。

平成20年度は下水道事業にあわせて実施している配水管布設がえ工事、町道改良工事に伴う配水管布設がえ工事を行い、将来の水の安定供給を図ることで進められてきた。経営成績は隔月検針への移行に伴い11カ月分となり、総収入２億1,558万2,000円、前年比22.0％の大幅な減少になりました。総費用は２億5,685万9,000円で、前年比0.9％の減少にもかかわらず、損益収支は純損失4,127万7,000円となり、翌年度繰越欠損金は5,461万円と一挙に増加しました。

財政状態では短期流動性を示す流動比率は前年度を下回り、年間指標も大きく下回っている。長期健全性を示す自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率も年々悪化し、平成20年度は資本運転資金が3,659万5,000円の減少となった。

急速に進む人口減少、観光の低迷に伴う流動人口の減少、公共下水道供用開始による節水意識の定着等により、営業収益の増加は今後も期待できない。したがって、経営の安定には一層の努力、人件費の抑制、部外委託の検討、未収金等の回収等をし、平成21年度営業収益の推移を見ながら、困難な場合は一般会計からの繰り入れ、または料金の値上げも検討する時期に来ていると思われる。

平成21年８月27日、南伊豆町監査委員、渡邉幸雄、南伊豆町監査委員、齋藤要。

以上でございます。

○副議長（梅本和熙君）　監査委員の決算審査報告を終わります。

監査委員に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑をする者もないので、質疑を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　山本信三君登壇〕

○上下水道課長（山本信三君）　それでは、平成20年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書は、決算書、事業報告書の順にさせていただきます。

それでは、１ページをお開きください。

平成20年度南伊豆町水道事業会計決算報告書からご説明いたします。

なお、この報告書は消費税を含むものでございます。

初めに、（１）収益的収入及び支出のうち収入から説明いたします。

第１款水道事業収益は、補正予算等を含めました予算額２億2,821万円に対しまして、決算額は２億2,634万4,839円で、予算額に比べ186万5,161円の減となっております。収益の内訳としまして、第１項営業収益２億2,588万7,235円、第２項営業外収益45万7,604円となっております。

次に、支出であります。

第１款水道事業費用は、補正予算額を含めました予算額は２億7,898万8,000円に対しまして決算額は２億6,562万4,707円で、不用額は1,336万3,293円となっております。費用の内訳としまして、第１項営業費用２億3,092万1,422円、第２項営業外費用3,464万1,029円、第３項予備費ゼロ、第４項特別損失６万2,256円であります。

なお、決算報告書の決算説明は35ページに記載されていますので、ごらんください。

次に、２ページをお開きください。

（２）資本的収入及び支出のうち、初めに収入でございます。

第１款資本的収入は、予算額合計1,180万円に対しまして決算額は1,123万1,900円で、予算額に比べ56万8,100円の減となっております。

第１項他会計繰入金ゼロ、第２項国県補助金ゼロ、第３項企業債ゼロ、第４項給水負担金348万5,000円、第５項建設改良工事負担金774万6,900円でございます。

次に、支出でございます。

第１款資本的支出は、予算額合計１億1,992万7,000円に対しまして決算額は１億1,371万7,749円で、不用額は620万9,251円であります。第１項建設改良費5,329万5,799円、第２項企業債償還金6,042万1,950円、第３項予備費ゼロ。資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億248万5,849円は、過年度損益勘定留保資金１億54万4,467円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額194万1,382円で補てんしました。

次に、３ページの平成20年度南伊豆町水道事業会計損益計算書について説明いたします。

なお、損益計算書は消費税抜きでございます。

初めに、１、営業収益であります。

（１）の給水収益から（３）のその他営業収益までの合計額は、営業収益は２億1,513万1,175円となっております。

次に、２、営業費用は、（１）の原水浄水送水配水給水費から（７）その他営業費用までの合計額は２億2,726万4,933円で、差引営業収益は1,213万3,758円のマイナスであります。

次に、４ページをお開きください。

３、営業外収益は、（１）受取利息及び配当金と（２）雑収入で45万1,344円であります。

４、営業外費用は、（１）支払利息及び企業債取扱諸費2,953万5,429円で、差引営業外損益は2,908万4,085円のマイナスであります。

経常損失は4,121万7,843円となっております。

５、特別損失としては、（１）過年度損益修正損５万9,292円計上いたしましたので、当年度純損失は4,127万7,135円となります。前年度未処理欠損金が1,333万3,858円ありますので、当年度未処理欠損金は5,461万993円となります。

次に、５ページの平成20年度南伊豆町水道事業会計剰余金計算書についてご説明いたします。

初めに、利益剰余金の部でありますが、１の減債積立金と２の利益積立金につきましては増減、残高ともにございません。

３、未処理利益剰余金につきましては、（１）前年度未処理欠損金は1,333万3,858円で、繰越欠損金年度末残高も1,333万3,858円となりました。（３）当年度純損失は4,127万7,135円でしたので、当年度未処理欠損金は5,461万993円となります。

次に、６ページをお開きください。

利益剰余金の部についてご説明いたします。

Ⅰ、国県補助金は、前年度末残高３億9,637万3,496円、当年度末残高は３億9,637万3,496円であります。

Ⅱ、受贈財産評価額は、前年度末残高２億5,453万1,499円で、当年度末残高も同じであります。

Ⅲ、工事請負費は、前年度末残高５億1,335万5,986円で、当年度発生高1,123万1,900円で、当年度末残高は５億2,442万1,934円であります。

Ⅳ、他会計補助金は、前年度末残高4,779万9,048円で、当年度末残高は同じでございます。

翌年度繰越金資本剰余金の合計額は12億2,212万5,977円となっております。

次に、平成20年度南伊豆町水道事業会計欠損金処理計算書についてご説明いたします。

１、当年度未処理欠損金は5,461万993円。

３、翌年度繰越欠損金は5,461万993円で同じでございます。

次に、８ページの平成20年度南伊豆町水道会計貸借対照表についてご説明いたします。

初めに、資産の部であります。

１、固定資産のうち有形固定資産は、イの土地からトの建設仮勘定までの減価償却累計額を控除しました有形固定資産合計額は、36億1,292万792円であります。詳細は30ページをごらんください。次に、無形固定資産は水利権、電話加入権とその他無形固定資産で、無形固定資産合計は880万2,688円であります。固定資産合計額は36億2,172万3,480円となっております。

２、流動資産の現金預金は１億218万9,508円で、未収金は給水未収金で1,437万902円となっております。貯蔵品は10万7,580円で、流動資産合計額は１億1,666万7,990円で、資産合計は37億3,839万1,470円であります。

次は、負債の部であります。

３、流動負債は未払金と預り金で、流動負債合計は2,561万7,590円、負債合計額は同額の2,561万7,590円であります。

次に、10ページをお開きください。

資本金の部であります。

４、資本金、自己資本金は12億7,309万4,091円であります。借入資本金のうち企業債は12億7,216万4,805円で、資本金合計は25億4,525万8,896円となります。

５、剰余金、資本金剰余金は、イの国県補助金からニの他会計補助金までの資本金剰余金合計は12億2,212万5,977円であります。利益剰余金の当年度未処理欠損金合計は5,461万993

円で、利益剰余金合計は11億6,751万4,984円となります。

資本金合計は、37億1,277万3,880円であります。

負債・資本金合計は37億3,839万1,470円で、資産合計と一致します。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結します。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、議第89号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○副議長（梅本和熙君）　本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より９月23日まで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午前１１時５４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　　田　　修

副　議　長　　梅　　本　　和　　熙

署　名　議　員　　竹　　河　　十　九　巳

署　名　議　員　　谷　　正

平成２１年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２１年９月２４日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　議第７６号　平成２０年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第　３　議第７７号　平成２０年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　４　議第７８号　平成２０年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　５　議第７９号　平成２０年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　６　議第８０号　平成２０年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　７　議第８１号　平成２０年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　８　議第８２号　平成２０年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第　９　議第８３号　平成２０年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１０　議第８４号　平成２０年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１１　議第８５号　平成２０年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１２　議第８６号　平成２０年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１３　議第８７号　平成２０年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４　議第８８号　平成２０年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５　議第８９号　平成２０年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

日程第１６　議第９０号　工事請負契約の変更について（平成２１年度南伊豆町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事）

日程第１７　閉会中の継続調査申出書について

日程第１８　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹河十九巳君	２番	谷　正君
３番	長田美喜彦君	４番	稲葉勝男君
５番	保坂好明君	６番	清水清一君
７番	梅本和熙君	８番	漆田　修君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邉　浩君
総務課長	鈴木博志君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	小坂孝味君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	奥村　豊君	健康福祉課長	松本恒明君
教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	山本信三君
会計管理者	大年清一君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（漆田　修君）　皆さん、おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより９月定例会本会議第４日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田　修君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

１番議員　　竹　河　十九巳　君

２番議員　　谷　　正　君

◎議第７６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　これより議案審議に入ります。

議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　おはようございます。

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきますが、朗読で報告をさせていただきます。

議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。

本委員会に付託されました平成20年度一般会計歳入歳出決算の審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

開催日及び会場、平成21年９月14日、場所、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会９時30分、閉会午後２時27分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

２日目。開催日及び会場、平成21年９月15日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会９時30分、閉会午後１時33分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

議事件目。付託件目、議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について。委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった意見、要望。

第１款議会費、第２款総務費、第８款消防費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について。これは、問い、それから答えという形で報告させていただきます。

問い　普通地方交付税について、20年度の交付税は18億6,666万6,000円だが、さかのぼると何年度の水準になるのか。

答え　平成13年度の18億9,000万円のレベルに戻っている。落ち込みもない。このような経済状況の中で楽観はできない。集中改革プランを含め、自主財源の確保に努める。

問い　財産売払収入について、どのような土地を売ったのか。寄附金についてはどのような寄附金なのか。

答え　町有地（赤線等）を行政財産から普通財産に変更して払い下げた。民生費寄附金は善意銀行。湯の花、ふるさと納税の寄附金及び教育費寄附金の石垣りん文学館寄附金である。

問い　１市３町の合併協議の評価は今後のことになるが、第５次総合計画を作成する中、10年間のまちづくりの展望と構想を次世代へ示すべきである。

答え　第５次総合計画については、各地での懇談会、ワークショップなどを計画し、意見交換・説明などを行い、道州制などの動きをとらえ将来のまちづくりを進めていく。

問い　１市３町の合併協議会負担金について。

答え　１市３町の合併協議会決算は、平成20年度収入1,900万6,159円、支出1,531万815円、平成21年度繰越金は369万5,344円、平成21年度は収入支出2,420万1,000円である。

問い　１市３町の合併協議の中、各地で地方交付税が減少し、財政運営が厳しくなり、財政再建団体への道の声が起こった。交付税は戻った。顔の見える地方自治のあり方の考えを持つ必要があるが、考えを聞きたい。

答え　自主財源の乏しい自治体は地方交付税に頼ることが多い、自主財源をふやしたい。

問い　ふるさと寄附金は何件あるのか。

答え　ふるさと寄附金は、14件で94万円、内訳は東京５人、神奈川県４人、千葉県３人、埼玉県１人、静岡県１人である。

問い　このふるさと寄附金制度の広報などの方法は、また積極的に取り組むべきだが。

答え　南伊豆町ホームページ、広報みなみいずなどで広報を行っている。

また、本人の意思に基づくものなので難しい面もある。

問い　１市３町の合併協議会への本町の負担金は。

答え　平成20年度313万9,400円、21年度496万円である。

問い　静岡滞納整理機構への委託は。委託せず本町で回収できないのか。

答え　委託は８件2,751万6,000円、回収は1,081万296円で回収率37％です。

本町でも、納税相談、面談、預貯金の差し押さえなど努力はしている。

悪質な事案を滞納整理機構に移管している。

問い　一般管理事務の訴訟代理人業務委託料の内訳について。

答え　訴訟代理人業務142万円、内訳は自主運行バス訴訟の高裁着手金30万円、岩崎産業関係20万円、自主運行バスの成功報酬80万円、交通費など12万円である。

問い　訴訟に関しては毅然とした態度で臨むべき。

答え　顧問弁護士と相談しながら毅然として対応する。

問い　病院輸送バスを運行しているが、利用者から無料なのは心苦しいので、バスに利用料金を入れるコインボックスをつけてそれを子供や福祉関係に使用してはとの意見があった。検討を。

答え　他への影響などや財政的な問題もあるので検討したい。

問い　入札関係でその効果とリースの３件は。リース切れのものはどうしているのか。

答え　入札は総合評価方式で19年度、20年度、２年目になる。

単純ではなく、指名競争入札で社会貢献企業、実績のある企業、優良企業を選定する。よいものをつくってもらう趣旨である。昨年は２件、下水道事業と下流沖防波堤事業である。随意契約でなく極力入札を執行している。リース物件の３件は、教育委員会のプリンター、

中学校の教育用パソコン、上下水道課のワゴン車です。契約によっても違うが、リース切れで業者に返すもの、交渉して１年間をレンタルするもの、リース残債を残して安く買い取るケースもある。

問い　コミューター空港に関する情報交換はどうなっているのか。最近話を聞かないが経過等はどうなっているのか。

答え　コミューター空港は、建設促進期成同盟会がある。今は既存の空港でも経営環境が厳しく、難しい時代である。県にも何度か関係者で行ったが、現在は休止状態であるが近々話し合いをと思っている。

問い　三浜中学校跡地にあるプレハブの扱いは。

答え　三浜小学校建設時の仮設建物で建築確認をとっていない。解体するには800万円ほどかかる。マーガレットラインの橋梁塗装工事と防災工事の資材置き場に使用したいと県から話があった。その工事の中で解決の可能性が出てきている。

問い　コミューター空港だが、時代の要請からずれてはいないか。伊豆縦貫道の建設の促進に回す必要があるのでは。

答え　時代の要請ではないとの話ですが、要請はあると思っている。ローカル空港の見直しなど、環境は厳しいが見守っていく。伊豆縦貫道自動車道は期成同盟会による国交省への陳情を続けていく。

問い　基金の関係で、庁舎建設基金などの有価証券の利息などの内容は。

答え　国債で運用しているのは１億5,000万円で、20年度に5,000万、利息が30万、9,991万円のほうは20年度に50万、庁舎建設基金の利息は20年度、21年度で150万円になる。福祉振興基金は20年度に約１億円購入し、８カ月の運用益が32万8,000円となる。

問い　第４次南伊豆地区広域市町村圏計画の見直しがあるとのことであるが、その内容確認を。

答え　下田市から西伊豆町１市５町で広域圏の事業計画を作成し、静岡県から補助を受け重要案件になっている。今後は必要がなくなるとの静岡県の意向があって見直しが進んでいる。設置などを含め本年度中の検討となっている。

問い　地域づくり推進事業の委託料、定住交流事業の委託料、この事業の実績、今後をどう考えているのか。

答え　観光協会へ事業委託している。20年度は２回体験ツアーを行った。

冷やかしの参加ではなく、条件を厳しくし、４組の参加希望があった。

内容については農業、漁業体験。３組については定住している。21年度もワークショップを開催予定である。

問い　定住しても仕事がない場合は、後が続かない。就労問題が大切である。

共立湊病院の跡地を活用して、雇用を広げる展望を開く取り組みも必要である。医療福祉関係の雇用をあわせた定住促進など大胆な施策を。

答え　南伊豆町は魅力があると言われる。伊豆未来塾の８月開催のワークショップには、全国を歩いてきた若者が参加した。若くて生産性のあるほうがよいと申し上げた。

問い　定住促進に関して、すぐに住居などを紹介してほしいと言われても無理なので、空き家などを事前にリストアップして貸し主、借り主の間に町が介在すると安心するのではないか。

答え　住居の問題は、ワークショップでも協議された。空き家バンク的な事業での会合を開いた。町内の不動産業者に協力を願い、情報の蓄積をして提供する。

問い　空き家バンクに関して不動産業者の提供があったのか。情報インフラの整備については。

答え　不動産業者の協力については、好感触を持っている。

定住者への光ファイバーなどの整備は、本町のような条件不利地域では、すぐにというのは難しい。国・県の支援制度、県内の整備状況を見ながら検討していく。

問い　有線テレビ網を光ファイバーで敷設すれば、各戸加入することになり、町内加入が可能となるが。

答え　有線テレビ組合との協議はしていない。個々のテレビ組合の問題もあるので協議対象としていく。

問い　職員の健康管理が叫ばれている中で、昨年の健康診断の結果は。

答え　正規職員の受診率は89％、臨時職員は98％、所見がある場合は衛生委員会で講座を開いたりしている。今年度は、産業医と担当で職場訪問を実施する。

問い　行政事務が高度化してきていると言われるが、さらに町民の声を反映するために、研修の中身を濃くしていく必要があるのでは。

答え　行政事務が複雑多岐にわたるようになっている。肉体面だけではなく精神面、心身ともに強靭でなければ仕事ができない時代になってきている。職員として採用されると、初任者研修、中級研修、各分野の専門研修の実施にできる限り取り組んでいる。

問い　町長選挙、国政選挙と執行されたが、町民から投票所に行きにくいと高齢者から言

われることが多い。集落が多く投票所も多いのは郡下では、本町と下田市であるが縮小したのは本町だけである。投票の権利を守るためもとに戻すべきではないか。財政的理由より公民権を優先すべきではないか。

答え　投票所は町内に22カ所あったが８カ所にした。集中改革プランでの提案もあり、選挙管理委員会で検討し削減に至った。問題のある投票所などは改善を行っている。全国的な傾向として期日前投票率が高くなっている。もう少し精査したい。

問い　期日前投票率が高くなっていることになっているが、地区によってはそうでない地区もあるのでは、そのような数字を選挙管理委員会で把握していないのか、していたら伺いたい。

答え　投票システムを電算化しているので、各種数字的集計が可能となった。検討したい。

問い　インフルエンザの流行が叫ばれていて、今秋にも猛威を振るうとも言われる。対策についてはどう考えているのか。

答え　情報として逐次、静岡県から入ってきている。大騒ぎをした初期のときよりは受けとめ方が違っている。対処の方法もわかってきているが、猛威を振るうと東海沖地震の比ではないと考えられる。補正予算での備えもあり、準備はある程度できている。

問い　タミフルが足りなくなるとの話があるが、低年齢層に相当大きな影響が大きいインフルエンザと言われる。具体的な対策は。

答え　県の情報でタミフルの不足は情報として認識していなかった。教育委員会では、手洗い、うがいの徹底、健康福祉課からの薬剤、洗剤を全校に配置している。

問い　学級閉鎖の基準は２名でそのように対策をとっていることでいいか。

答え　基本的にはよいが８月後半から県立学校、高校は10％を超えたときに閉鎖の対象と変わってきたが、前後して全国的に新型インフルエンザがふえたことで神経質になっている。本町では２名の基準と10％のはざまでどちらをとるかは、校医、学校、教委及び保健所などで相談しながら進めていく。

問い　マスクなど、不足した場合の対応は。

答え　予算の補正をお願いし、防護服100着、マスク2,000枚を確保してあるが、基本的に担当者が救護・搬送時に使用するためで、小学生、保育所を対象としていない。

問い　庁舎に亀裂が入っているが、駿河湾地震、相模湾地震の話があるが、町の対策、防災対策や危機管理は。

答え　８月11日の地震でかなりの被害を受けた。町民、職員に被害があった場合の危機感

を持っている。耐震診断を踏まえ、応急処置的なものを至急検討している。

問い　町、行政として、防災対策をどのように考えているのか。

役場庁舎が被害に遭ったときの災害本部の立ち上げ、職員集合の問題、危機管理をマニュアル化してあるのか。

答え　役場庁舎が倒壊した場合、武道館を使用することになっているが、施設が少ないので応援時の広域消防応援隊、ボランティアの受け入れ、庁舎機能など再考を要する。各部門のマニュアルはあるが、初動対応マニュアル作成の検討を行っている。

問い　路線バス運行に6,723万7,000円の補助金を支出しているが、現在、何路線が走っているのか。

答え　補助金対象の路線は16系統50本運行している。

問い　6,723万7,000円のうち、県補助金は。

答え　県補助金は2,343万5,000円である。

問い　交通安全対策特別交付金が昨年から減少しているが国はどうなのか。

県の補助金があればよいが、全部町負担となると財政を圧迫することになる。県補助金に対する見通しは。

答え　国・県特に県の財政が厳しく、厳しく受けとめている。6,723万7,000円に対して、県補助金は2,343万5,000円、差額4,380万2,000円の80％は交付税参入の補助事業である。

問い　入湯税について前年より減少しているが、徴収などをどう考えているのか。

答え　入湯税額の減少は、客数の減少、滞納繰越分は特別徴収ですが、特別徴収義務者に指導は行っている。

問い　指導を行っていることは聞いているが、水道料も未納がある業者がいると聞いている。水道料、入湯税とも滞納しているのか。

答え　水道料についてはわからない。

第３款民生費、第４款衛生費、第９款教育費及び関連歳入について。

問い　高齢者福祉計画が配られ、施設入所の待機者数が出ていたが、施設入所と在宅介護との方向性はどうするのか。

答え　平成23年度までの３年間の計画で、介護保険制度は在宅で生活できるようなシステムが基本である。在宅で介護が不可能な場合、施設サービス利用と両輪になっている。本町の待機者は98名となっている。今後は減少すると考えている。

問い　国の状態ではあるが希望している人もいる。緊急性があるのに待っている。その事

態にどのような方向性を考えているか。誘致の考えとかの展望は。

答え　緊急性の高い人でもいろいろなサービスの利用方法で介護が進められる。

本計画の中では考えていない。

問い　自立支援制度そのものが障害者とその家族に大きな負担を強いている。

現場では家族、支援者の負担を含め現状をどう見ているか。

答え　自立支援制度が完全施行されて３年が経過した。いろいろ問題があるが制度の根幹より、利用者の負担を軽減する方向で法令を遵守してやっていく。

問い　町として、障害者の意見を酌んでいるのか。

答え　施設入所の方は３年に１回、在宅では１年に１回、障害程度区分を調査し、判定会にかける。その場で利用者負担、サービスの程度の説明を行っている。

問い　障害者の意見として本人、家族でもなかなか言い出しにくい、聞き出すことも必要ではないか。

答え　利用者の声ということで難しい面もあるので、制度的には障害者相談員という民間の方に委託して声を吸い上げている。

問い　地域包括支援センター事業ですが、相談件数は年間どのぐらいあったのか。

どのような事業を行っているのか。

答え　相談件数は、139件で、内容は相談業務、介護予防、高齢者一般等の事業をやっている。

問い　本町でも高齢化が進んでいるため、今後、後見を必要な人がふえる。単純な事務処理などなら市民後見で十分なので、市民後見制度を理解していただく運動をしてもらいたい。

答え　高齢化社会の到来でそのような需要が高まると思う。専門家に相談しながら考える。

問い　臨時保育士賃金で子育て支援となっているが、どのようなものか。どのような支援策を考えているか。

答え　中央公民館で月２回子育ての「ありんこ」という子供と乳幼児とお母さんたちのサークル活動を行っている。

民間のグループについては、総務課が所管している補助金制度で対応している。

問い　乳幼児医療扶助費について西伊豆町では、10月から中学卒業まで支援する。河津町でも来年10月から同様な制度の拡充を予定している。本町では。

答え　乳幼児に関しては所得制限を設けていたが、９月、10月の切りかえ時から撤廃した。来年の９月、10月の切りかえ時に無料化を目指す。

問い　地域医療振興協会が共立湊病院の移転に関し、看護師、職員に対し雇用の問題の話をしているとのうわさがあるが、町長の見解と基本的観点は。

答え　できる限り事実確認をしてみたい。

問い　先日の共立病院に関し、新病院の指定管理者の出身大学を訪問したとのことであるが、進捗があったのか。積立金はどうなるのか。跡地利用については。

答え　出身大学を訪問したが、正式な会合は持っていない。今後、移行委員会、運営会議も予定している。積立金の件は、病院組合の中身に入るので申し上げられない。跡地利用については、慎重に考えたい。

問い　新病院の指定管理者の出身大学の理事長との面談がいろいろ報道されている。その関係者の発言、考え方をどのように受けとめたのか。医師確保に確信を持てたのか。選定委員会10項目の懸案を解消してほしい。

答え　面談して医師確保の難しさを細かく説明を受けた。新病院に対しては、応援するとの話であった。我々は訪問先との契約ではなく、新指定管理者との契約になるので、今後、移行委員会でも議論する。

問い　焼却灰について現在町外へ搬出しているが、以前は自前の処理施設の建設の話があったが、現在の方法を続けていくのか。独自のものを考えるのか。

答え　焼却灰については、県外（群馬県）へ搬出している。以前あった自前の話は立ち消えになっている。経費的には、現在の方式が安価であり、搬出先の容量もある。

問い　ごみ処理に関して広域事務組合等の考えはないのか。

答え　最終処分場についてはない。

問い　本町には、ほかに類を見ない歴史や伝統文化があるが、文化財保護の町の方向を確認したい。

答え　本町の文化財は数件の存在は確認している。指定となると修理の費用など、費用の面が出てくるので検討している。

問い　人形三番叟は各地に存在しているが、特に東子浦の三番叟は数も多く、ほかに例を見ないものである。地域の伝統、歴史の深さなど保護する措置が必要と思う。

答え　東子浦の人形三番叟の修理については、適当な補助金があれば考えたい。

問い　災害援護資金の貸付金について、40年近く経過し関係者も亡くなっている者が多い、いつまでも記載しておいていいのか。処理するのが適当ではないか。

答え　３月議会でも指摘を受け、監査委員からも指摘を受けた。地方自治法第236条の５

年での時効、民法第167条の10年での時効、それらを勘案し、時効中断を含め検討する。

問い　ごみ焼却炉について、下田市では松崎町へ委託している。賀茂地域で広域のごみ焼却炉の建設の考えは。

答え　ごみ焼却炉の広域化については、以前、賀茂地域で話があったが立ち消えている。以前は、広域でなければ補助金はなかったが、単独でもできるようになった。

問い　青少年グループ育成とはどのようなものか。どのような事業、団体があってどのような活動をしているのか。

答え　青少年の関係は会合を１回開催、地域、学校、ＰＴＡや警察と連携し、一斉補導、パトロールを実施。

家庭教育学級は親子関係の構築。ボランティア活動への参加促進。

問い　町の指定ごみ袋以外は回収しないのか。観光客が持ち込んだごみが残っている。

答え　委託業者が注意喚起のためシールを張っているが、それでも残っている場合は回収をしている。

問い　竹麻小学校グラウンド補修工事が施行されているが、南伊豆中学校グラウンドの補修工事の予定は。

答え　平成23年度に予定している。

問い　学校給食での地産地消を具体的にどう進めているのか。

答え　給食は学校給食会でとり行っているが、単価的に合わない物もあるが、野菜などは地元の物を使用している。米についても検討する。

問い　公民館用地費が不用額として残ったが、予算計上して残るのは問題では。またその理由は。

答え　土地名義人は売却希望があったが、家族の反対により不成立になったため。

問い　成人する者に町を動機づけるような講演、アトラクションを取り入れ、記念品も再考したらどうか。

答え　成人式については、検討する。

問い　本町の図書館は、図書サービスの上で充実しているが、図書の充実を望む。

答え　検討する。

問い　幼稚園延長保育事業の賃金の不用額の理由は。

答え　当初、延長希望者を30人と予想していたが実際の利用者は３人で、一般保育に切りかえたため。

第５款農林水産業費、第６款商工費及び関連歳入について。

問い　農業生産が落ち込んでいるが、本町では有害鳥獣の被害や従事者の高齢化など、農業を守っていく環境は厳しい、抜本的に農業を守っていく観点からどのように考えているのか。

答え　認定農業者による農業指導、農業振興会の取り組みや専門的立場からの指導などで農業振興、高齢化対策、有害鳥獣対策、遊休農地対策や地産地消の推進などを地区懇談会やワークショップで意見聞き、尊重しながらやっていく。後継者育成、経営の安定が重要である。認定制度によるＰＲ、がんばる新農業人の支援事業の推進、農業振興会、農協青年部による年間を通した幼稚園児や小学生のふれあい体験を通して育成を図る。

問い　自由貿易協定（ＦＴＡ）の問題について国・県などの上部に上げるべきと思うが。

答え　今、新しい法律の制定に向かっている過疎法や山村振興には必ず入っている。

問い　中山間地域の直接支払制度があるが、水路の整備や草刈りに使っていると思うが実際の使い道は。本町には、農地が660町歩あり、経営耕作地は100町歩しかないがふやすための制度の拡充は。これは５年間の政策協定だが、条件として一つの塊になっていなければならない。休耕地を拡大させない方向で、担当部局に的確な指示をすべきである。

答え　農地を保護するための草刈り、草刈り機の刃や除草剤など。

耕作者の同意が必要となるが具体的な検討はしていない。要望があるか調査をして制度の拡充を考える。

問い　一條加増野線について、本町の交通の利便性を考えたとき、本町の経済などに役立つ路線である。事業の推進を行うべき。

答え　一條加増野線については伊豆縦貫道のバイパスなどいろいろな話がある。今は休止状態だが声を大にして取り組むべき路線である。

問い　土地を管理しないと、有害鳥獣の被害が出たり、荒廃も進む。納税通知書等の中に草刈りなどの要請の文書を入れて所有者に土地の管理を促す対策を。

答え　町で実施している対策は、広報誌によるＰＲ、ＤＭ、農業振興会による元気な百姓まつりや吉祥再生会などのボランティア活動、農業委員会の農地バンク登録制度や定住促進事業による就農促進策。耕作放棄地があると、観光面、防災面や環境面でのマイナスになる。今以上の推進を考える。納税通知書の件は検討する。

問い　財政的な裏づけやライスセンターなどの設置など中身を詰め、耕作放棄地をなくせば観光客の誘致にもなる。

答え　耕作放棄地をなくして産業振興につなげるには、経営の安定が必要である。営農者、農業委員会、農業振興会などの声を吸い上げて政策に生かす。

問い　手石の和田原地区は農振地域に指定されているが、それにもかかわらず埋め立てが進んでいる。農地として管理するよりは都市計画、区画整理事業で考えるべきではないか。地権者数は70から80名である。熱心にやれば可能である。

答え　この和田原地区の話は前に出たことがある。実態を把握し精査した中で、今後考える。

問い　イノシシ対策に報奨金が出ているが、今年のイノシシ被害の状況は。どのような対策をやっているのか。

答え　有害鳥獣の駆除状況は、平成19年度イノシシ102頭、野猿16頭、平成20年度イノシシ70頭、野猿24頭、平成21年８月21日現在イノシシ30頭、野猿１頭で20年度は19年度に比べると捕獲は少なくなっている。

対策はパンフレット、ポスター作成により住民への啓蒙、被害情報マップを作成中。補正で、箱わな６基で計28基、継続して補助・報奨金制度、猟友会への年間駆除委託。

問い　子浦、入間、中木の各漁業集落排水事業があるが、一般会計からの繰り入れがふえている。起債返還のためと思うが、将来、経常的に続くのか。

財政問題としての認識は。

答え　今回補正で対応したのは、緊急的な部分が大きい。基本的には元利償還金が大きい。漁業排水事業は補助率などが高いので特段心配はしていないが、老朽化に伴うリフォーム的な支出は考える必要がある。

問い　下流の沖防波堤の建設工事の5,000万円の財源区分は。

答え　補助率は国50％、県25％、残りの25％を伊豆漁協7.5％、本町が17.5％です。金額は5,000万円で875万円。過疎債対象事業なので町分の60％が交付税対象となる。

問い　交付税対象だが具体的にはあらわれてこないだろう。

答え　基準財政需要額への反映で、基準財政収入額との差額で交付税の合計の中に入る。

問い　森林整備事業の森林整備補助金の使い道は。町有の立木売買について。

答え　林業認定事業者が「静岡県林業再生プロジェクト事業」により、林業機械を購入した。それに対する３分の１の補助です。歳入で生産物売払収入52万8,000円は風力発電事業に伴う町有地（石井地区）立木代金です。

問い　全国30カ所指定の「観光圏整備事業」を下田市と南伊豆町で話があるとのことであ

るが、それに対する取り組み姿勢を確認したい。

答え　下田市と南伊豆町の観光関係者から話を聞いてほしいとの声があり、県の担当者を招いて事業に対する詳細を聞いた。具現化はしていない。賀茂地区でとか、伊豆地域観光推進協議会にも諮るとか、観光関係者の参加などで進めていく段階である。県内では浜松市が指定されている。

問い　「観光圏整備事業」の計画策定については時間的な制約もある。観光の歴史の中で伊豆がリーダーシップをとってきたが、今回は伊豆が一つもない。先日のマスコミ報道では、知事が汗をかくところには支援すると明言された。やる気のあるところでかたまって、制度を見て入ってもらうのもよいと思うが。我が町は観光立町であり、自立の町でありこれに特化すべきでは。

答え　「観光圏整備事業」ですが、過去に南国伊豆推進協議会があったが解散した。観光は１市１町での問題ではなく、ほかと連携をしながらやっていく必要がある。内容を検討し、関係団体からの課題を精査し前向きに取り組む。

問い　共立病院、医療改革が進んでいるが、メディカルリゾート的な要素を下田南伊豆地区の観光にとの提案をしたい。観光と連携して、いやしと医療が具体化すると健康や美容への施策が出てくる。新病院の指定管理者の考えもあるが時期としてはよいのでは。

答え　観光と結んで健康診断、アンチエイジング、リハビリケアなど幅広いサービスの提供が可能と考えられる。関係者と協議しながら検討する。

問い　観光宣伝は単独で宣伝しても成果があらわれない。１市５町の首長で話が出ているのか。１市５町で、１年間持ち回りで１カ所２カ月ぐらいイベントを実施することで賀茂地区のどこかでやっていることになる。首長間の話し合いを。

答え　新たな協議会の立ち上げの話はないが、伊豆半島全体で連携していくべきであると考える。

問い　20年度歳入で、町税が９億5,409万2,000円、前年比マイナス2,230万円、全体では6,600万円減っている。歳入予算46億5,174万5,000円の13％減っている。景気が下がり、先行き不透明の中、我が町の税収をどうふやすかが大切になる。内需拡大、地元零細企業への施策、町内業者への発注、これらの考え方を。

答え　大不況の中、伊豆半島南部にどれだけ影響があるか非常に不透明な部分での見積もりで、今後についてはこの夏の客入り状況を見て町の課税部門と相談して今後の予算については変更したいと思います。

内需拡大、地元企業救済ですが、各種の公共事業を進めている。これらの地元業者への発注、備品等の地元調達を考えていく。

問い　グリーンツーリズムというのが都会の人たちには受けがよいようで、それに農業体験、漁業体験を取り入れたイベントなどに力を入れ、将来的には南伊豆町への住む方向に向ければ、企画調整課で進めているまちづくりにも合致すると思うが。静岡県との調整が必要だが、まちおこしとして、青野大師ダムの有効利用を考えてほしい。例えば釣りができるようにするとか、八木山線とのリンクなど。

答え　グリーンツーリズムは新しい滞在型の観光であり、重要視されてきているので本町の恵まれた資源・自然を活用しながら考えていきたい。

青野大師ダムの有効活用は今八木山線が林道工事にかかっているので、これとリンクさせて検討し有効活用したい。

問い　各種のイベントがある中、町民向けのイベントは何があるのか。町民向けが少ないのでは。

答え　過去のふれあい広場、町民体育大会、健康まつりや産業まつりを現在のフェスタ南伊豆として開催している。また自然まつりの中のゴルフ大会、５月の弓ヶ浜フェスタ、波勝のお猿まつり、石廊権現まつり、タケノコ狩りや黒潮和太鼓まつりも観光客と町民の触れ合いの場として成果も上がっている。

問い　観光交流館の直売所を産業振興の点で経済効果をどう把握しているか。

また10月１日から道の駅ということで、足りないものもあるのではないかと思うが、その点で具体的にどのような展望を考えているのか。

答え　観光交流館の直売所「湯の花」の効果は産業振興、本町の魅力アップに多大な貢献をしているとのデータがある。客の推移は、平成17年が５万2,000人、平成18年が６万3,000人、平成19年が７万4,000人、平成20年が９万2,000人、売り上げは、平成17年が4,000万円、平成18年が5,000万円、平成19年が6,000万円、平成20年が9,000万円、出荷者数は、平成17年が33人であったが、平成21年９月には450人にふえている。地産地消での地元産品の消費、輸送コストの削減や鮮度など、農業への親近感の醸成、荒廃農地の予防などで地域内経済に効果が上がっている。

道の駅については、国交省ホームページへの登録などを通じて、本町を全国発信できる。

問い　観光交流館の休憩所の見直しの中で、食べるところが欲しいということであるが、地元の飲食業者とバッティングしない土地の特産物を提供する。そしてあらゆる産業の集約

拠点になっていく。そのような意識を持っていただきたいが。

答え　休憩所の食事所については、地元業者とバッティングすると困るので、産業団体で協議して進めていきたい。それらをじっくりと見きわめながら対応していく。

問い　公共工事の竣工検査体制はどのようになっているのか。

答え　今までは設計担当課が検査を行っていたが、平成20年度から130万円以上のものは、発注からすべて総務課で対応し、特に大きい施設については、施工管理業者がついている。総体的な検査になる。

第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について

問い　橋梁の強度検査をやるとのことだったがやったのか。

答え　平成25年度までに長さ15メートル以上の橋梁について長寿命化の調査を計画し、調査中である。

問い　河川敷に照明灯が完成したが暗いのではないか。距離を表示するものがあるが上流部まで延伸する計画は。

答え　街灯ではないので歩行者の歩く目安として設置した。明るくすると周りの環境への影響もある。上流部へ計画はしていない。歩く人の様子を参考にしながら考える。

要望　ふるさと公園周辺だけでなく、新しくできた湯の花交流館を中心とした地区にも設置するよう要望する。

問い　各地区で、河川、堤防の草刈りを実施しているが、昨年は土木事務所から草刈り機の刃の提供があったが、刃の提供があれば参加しやすいし、大きな面積も刈れるのでは。

答え　河川愛護費の中で対処して欲しい。２級河川青野川については、リバーフレンド事業の中で土木事務所と協議する。

問い　堤防の草刈りで場所によっては高齢者で大変なところがあり、また出不足を徴収するところもあると聞いている。実態をつかんでいるのか。

答え　出不足については、把握していない。

問い　「わがやの専門家診断事業」の委託料に関し、耐震診断の把握は。

診断啓発については。

答え　耐震診断については制度ができてから140件診断して、改修したのが１件である。区長会で「わがやの専門家診断事業」の説明を行った。各班へ回覧の要請をした。

問い　独自に民需を掘り起こす経済対策として耐震補強制度と住宅リフォーム制度を検討したらどうか。

答え　検討する。

一般会計については以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋委員。

○１１番（横嶋隆二君）　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たって賛成の討論を行います。

本決算委員会では、委員長報告がありましたが、これまでの委員会以上に久しぶりに長い質問がされました。それというのも、この決算審査をやった時期は、８月30日の国政選挙衆議院総選挙の後に開催をされ、この時点で政権がかわり、これまで構造改革の名で市町村合併を進めてきた旧自公政権が倒れて新政権が生まれた中での議論であります。平成20年度の決算期間中は、年度最後の３月31日に南伊豆町議会は、議会でわずかの差で合併法定協議会離脱決議を奪いました。その結果、今日、南伊豆町が残っていると。しかも時期わずか二、三カ月の差で、これまで合併を進めてきた政権が倒れて、この新議論を決算を審議中に自立のまちづくり像、方向性、新たな方向性を展望すると、そういう中で行われたものであります。

私は、この間、この20年度決算中も含めて、南伊豆町がありのままの姿で大変な中でもまちづくりを進めていく、このことに住民の皆さんの声を集めて、議論をこの議会に集めて、町を守る皆さんとともに力を尽くしてまいりました。県の合併推進の圧力の中でさまざまな制約があって独自の施策が思うようにいかない、そうした中でも、議論の中では町の産業振興の礎や少子化の中での高齢者福祉や少子化対策に最大限努力する、こういう姿が財政運営の中、裏づけも含めて浮かび上がってきました。

決算報告の最初で、平成20年度の交付税が平成13年度水準に戻ったと、こういうことも報告されましたが、これまでの自公政権のもとでの、また小泉構造改革で三位一体改革手法、地方分権の名のもとにまちがつぶれるという、そういう声をかけられながら交付税が一度は減らされたものの、議会、そして町、首長や議長会、こういう声が国を動かして、地方を守る、この裏づけが交付税の額にもあらわれてきました。私は、どんなに国や県が横暴を振る

っても、地方の議会、町が住民の生活を守る防波堤の役割を果たすかどうかで、住民の行く末が決まってくる。今日に至っては、合併をしてしまった自治体がどんなに歯ぎしりをしているか。また、確かに大変であっても、単独の町を残して地方自治の将来への展望を少しでもつないでいるところが、今後のまちづくりの方向性に確かな望みを持てる、こういうことを痛感する議会でもありました。私は、改めて地方自治、住民自治の役割の大切さを実感しながら、町当局もこれまで半ば強制的に合併のテーブルにつかされてきた、こうした桎梏が切れて、経済状態大変な中でも単独のまちづくり、新たな政権が国民に目線を移したというマニフェストの主張で、実際の運営でもそういうシフトを切る動きもあります。

高齢者福祉、少子化対策、産業振興、すべて町民が安心してこの地で暮らせるために、今後の努力を、私も粛々と表明して、この決算に対する賛成討論意見とさせていただきます。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号　平成20年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第76号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１０時５４分

○議長（漆田　修君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第７７号～議第８０号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　一般会計に続いて、議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して委員会報告させていただきます。

開催日及び会場、平成21年９月15日、南伊豆町役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後１時33分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のために出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目。

議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見でございます。

問い　国民健康保険制度について負担をかけないように運営しているが、一般会計からの繰り入れもある。国民皆保険の立場から小規模自治体ほど重圧がかかっている。枠組みの拡充、国の制度への責任、出資割合の戻しなど、制度の見直しを求めるべきである。

答え　国民健康保険制度の見直しは国政レベルだが、小規模自治体は経営が困難となってきている。町村会などでも取り上げているが、今後もできる限り機会あるごとに対応していく。

問い　後期高齢者医療制度の撤廃を求め、もとの制度の中に戻すべきである。

答え　後期高齢者医療制度については、国の新体制の中でも見直しが出ているが、不透明なので今後見守っていく。

問い　介護保険制度の認定の見直し、利用者サービスの充実や介護従事者の待遇改善についての見解は。

答え　利用者負担サービス、介護従事者の待遇に関する話は聞いている。介護報酬に関しては、徐々にではあるが改善の方向であると考える。

問い　不納欠損額、410万6,831円、収入未済額１億1,147万4,149円についてどのようになっているのか。このような状況だと国民健康保険運営が厳しくなる。

答え　不納欠損の主なものは、医療給付の滞納繰越分で５年の時効のもの、収入未済額は、医療分の現年度課税分が主なものであり、生活困窮者、制度の無理解者や転出者が主なものである。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋議員。

○１１番（横嶋隆二君）　議第77号の国民健康保険特別会計に当たっては、質疑、意見の報告はされましたが、制度矛盾については認識をしておって、制度の改正を機会あるごとに対応していくという答弁がありました。また、制度の矛盾はありながらも、現場の職員を初めこの国民健康保険制度の会計の運営に関しては並々ならぬ努力の跡が見られるということで、これは賛成の意思表示をします。

次の後期高齢者医療制度に対しては、撤廃を求める質疑、意見がありましたが、新政権は総選挙のマニフェストで後期高齢者医療制度の撤廃を言っております。廃止です。これは、高齢者を年齢で差別することで、許されることではないということで、当局も今後を見守っ

ていくということであります。これは、制度そのものがとんでもない、あってはならないということで、反対の意思を表明いたします。

介護保険制度は、先ほどのように、現場の努力の姿がよく見える。これも利用者本位の制度になることを願いながら、これについては賛成の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（漆田　修君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第78号　平成20年度南伊豆町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第78号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第79号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　賛成多数です。

よって、議第79号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第80号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第80号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８１号～議第８４号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　この議案につきましても先ほどと同様、一括して委員会報告をさせていただきます。

議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

開催日及び会場、会議時間、委員会の出席状況、事務局、それから説明のために出席した町当局職員等につきましては、先ほど報告したとおり、同じものであります。

委員会の結果ですが、議事件目、付託件目、委員会決定。

議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望でございますが、委員からの質疑及び意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号　平成20年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第81号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第82号　平成20年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第83号　平成20年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第84号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の

報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８５号～議第８７号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第85号からにつきましても、前と同様、一括して委員会報告をさせていただきます。

議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

開催日及び会場、それから会議時間、閉会時間、委員会の出席状況、事務局、それから説明のために出席した町当局職員というのは前の報告と同じなものですから、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、委員会決定につきましては、議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった意見または要望でございます。

問い　公共下水道の加入率について。

答え　加入率は、平成21年４月１日現在51.54％で、湊地区63.99％、手石地区37.36％、下賀茂地区13.33％です。大口の１件については、加入の約束、個人宅については、公共ます接続時に勧誘、ほかの大口については、加入促進をしているが、すぐには困難である。引き続き加入促進を行う。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第85号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第86号　平成20年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第86号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議第87号　平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について委員会報告させていただきます。

開催日、会議時間、委員会の出席状況、事務局の出席状況、説明のために出席した町当局職員は前と同じなものですから、省略させていただきます。

議事件目、付託件目、委員会決定につきましては、議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または要望であります。

問い　妻良漁業集落環境整備事業が終了するが、ほかの地区での事業推進の要望はあるのか。

答え　他地区からは希望がない。

要望　公共下水道とほかの集落排水事業を一括して町が管理するのが望ましい。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第８９号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　谷　　正君登壇〕

○予算決算常任委員長（谷　　正君）　議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを委員会報告させていただきます。

開催日、会議時間、委員会の出席状況等につきましては、前と同様であります。

議事件目、付託件目、委員会決定、議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定は、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望でございますが、委員からの質疑及び意見、要望はなかった。

以上であります。

○議長（漆田　修君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　質疑もないので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　討論もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号　平成20年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田　修君）　議第90号　工事請負契約の変更について（平成21年度南伊豆町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第90号　平成21年度南伊豆町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事請負契約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年６月９日、６月定例会、議第47号で請負契約をご承認いただいた南中小学校屋内運動場耐震改修工事につき、請負人長田建設工業株式会社代表取締役社長長田裕二郎氏との工事請負契約、当初請負契約額8,169万円を428万4,000円増額し、請負契約額を8,597万4,000円に変更しようとするものであります。

地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（漆田　修君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長　大野　寛君登壇〕

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　議第90号につきましてご説明を申し上げます。

本工事は、町立南中小学校屋内運動場耐震改修工事として完成に向けて着々と進めており

ますが、昭和55年建築と古く、当初の設計段階においてわからなかった老朽化に伴う損傷箇所の修繕が必要となったため設計変更し、428万4,000円を増額した額で変更請負契約を締結しようとするものです。

なお、変更概要につきましては、お手元に赤色で変更箇所を記載しました平面図を配付してございますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

主な修繕は、男女のトイレの壁、天井の張りかえ、天井の鉄骨材のさびどめ、水銀灯のメンテナンス及び照明器具の取りかえでありまして、全部で16カ所について修繕が必要であることが判明いたしましたので、設計変更し、増額をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田　修君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田　修君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第90号議案　工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田　修君）　全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（漆田　修君）　日程第17、閉会中の継続審査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（漆田　修君）　日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田　修君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（漆田　修君）　本日の議事件目が終了したので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成21年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時２１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　漆　　田　　修

署　名　議　員　　竹　　河　　十九巳

署　名　議　員　　谷　　正